令和3年第3回那珂市議会定例会会議録目次

| ○招集告示 |
|---|
| ○令和3年第3回那珂市議会定例会会期日程2 |
| ○応招 • 不応招議員···································· |
| |
| 第 1 号 (8月31日) |
| ○議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| ○本日の会議に付した事件 |
| ○出席議員 |
| ○欠席議員 |
| ○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者6 |
| ○議会事務局職員 |
| ○開会及び開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 |
| ○諸般の報告 |
| ○会議録署名議員の指名7 |
| ○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 |
| ○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決8 |
| ○報告第7号~報告第11号及び議案第48号~議案第58号の一括上程、説明9 |
| ○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18 |
| |
| 第 2 号 (9月2日) |
| ○議事日程 |
| ○本日の会議に付した事件 |
| ○出席議員 |
| ○欠席議員 |
| ○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者19 |
| ○議会事務局職員 |
| ○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| ○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| ○一般質問 |
| 8番 冨 山 豪 君 |
| 豪雨災害時の対応と地球温暖化への対策について22 |
| 都市計画について32 |
| 1番原田陽子君 |

| | 色覚異常について3 | 4 |
|------|---|---|
| 7 | 番 大和田 和 男 君 | |
| | 子どもの感染症拡大対策について4 | 3 |
| | 保幼小中連携等について4 | 6 |
| | 伝統文化やイベントの観光活用について | 5 |
| 9 | 番花島進君 | |
| | 新型コロナ感染症対策について | 0 |
| | 土地の雨水排水の現状とこれからの対策について6 | 4 |
| | 総合センターらぽーるの図書室について | 6 |
| | 額田地区の市道整備について | 8 |
| 1 2 | 番古川洋一君 | |
| | コロナ禍における市内事業所支援について6 | 9 |
| | 住民・業者等との面会相談記録について7 | 7 |
| ○散会の |)宣告 | 0 |
| | | |
| 第 | 3 号 (9月3日) | |
| ○議事日 | 程8 | 1 |
| ○本日の |)会議に付した事件8 | 2 |
| ○出席議 | 員8 | 2 |
| ○欠席議 | 5員 | 2 |
| ○地方自 | 治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者8 | 2 |
| ○議会事 | ·務局職員 | 2 |
| ○開議の |)宣告 | 3 |
| ○諸般の |)報告 | 3 |
| ○一般質 | [問8 | 3 |
| 6 | 番關等 | |
| | 不登校の現状と課題8 | 4 |
| 3 | 番 小 池 正 夫 君 | |
| | 那珂市の農業について9 | 3 |
| | G I G A スクール導入と今後の教育について9 | 9 |
| 1 0 | 番・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | 新型コロナウイルス感染症対策について10 | 5 |
| | 高齢者のフレイル予防について | 1 |
| | 那珂市区域指定後の動向について | 6 |
| 2 | 番小泉周司君 | |

| 持続可能なまちづくりにおける区域指定の在り方について1 | 2 | 3 |
|---|---|---|
| ○議案の撤回 | 3 | 6 |
| ○議案等の質疑 | 3 | 7 |
| ○議案の委員会付託 | 3 | 7 |
| ○請願の委員会付託···································· | 3 | 8 |
| ○散会の宣告···································· | 3 | 8 |
| | | |
| 第 4 号 (9月17日) | | |
| ○議事日程 | 3 | 9 |
| ○本日の会議に付した事件 | 3 | 9 |
| ○出席議員 | 3 | 9 |
| ○欠席議員 | 4 | 0 |
| ○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者1 | 4 | 0 |
| ○議会事務局職員 | 4 | 0 |
| ○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 | 4 | 1 |
| ○諸般の報告 | 4 | 1 |
| ○議案第48号及び議案第50号~議案第58号及び請願第2号の各委員会審査報 | | |
| 告、質疑、討論、採決 | 4 | 1 |
| ○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決1 | 4 | 5 |
| ○議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決1 | 4 | 7 |
| ○議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決1 | 4 | 8 |
| ○議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決1 | 4 | 9 |
| ○各委員会の閉会中の継続調査申出について | 5 | 0 |
| ○閉会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 | 5 | 0 |
| | | |
| ○署名議員 | 5 | 3 |

那珂市告示第142号

令和3年第3回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和3年8月24日

那珂市長 先 﨑 光

記

- 1. 期 日 令和3年8月31日(火)
- 2. 場 所 那珂市議会議場

令和3年第3回那珂市議会定例会会期日程

(会期18日間)

| 日 | 次 | 月 日 | 曜 | 開議時刻 | 区分 | 摘 要 |
|-----|---|----------|---|-----------|------------|---------------------|
| | 日 | 8月31日 | 火 | 午前10時 | 本会議 | 1. 開 会 |
| | 1 | 0/10 T H | | I HAT O M | / 1 - 五 附发 | 2. 諸般の報告 |
| | | | | | | 3. 会議録署名議員の指名 |
| | | | | | | 4. 会期の決定 |
| | | | | | | 5. 議案の上程・説明・質疑・討論・ |
| | | | | | | 採決 |
| 第 2 | 日 | 9月 1日 | 水 | | 休 会 | (議案調査) |
| | | | | | | (議案質疑通告締切、正午まで) |
| 第 3 | 日 | 9月 2日 | 木 | 午前10時 | 本会議 | 1. 一般質問(冨山、原田、大和田、 |
| | | | | | | 花島、古川) |
| 第 4 | 日 | 9月 3日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 1. 一般質問(關、小池、寺門、小泉) |
| | | | | | | 2. 議案質疑 |
| | | | | | | 3. 議案の委員会付託 |
| | | | | | | 4. 請願・陳情の委員会付託 |
| 第 5 | 日 | 9月 4日 | 土 | | 休 会 | |
| 第 6 | 日 | 9月 5日 | 日 | | 休 会 | |
| 第 7 | 日 | 9月 6日 | 月 | | 休 会 | (議事整理) |
| 第 8 | 日 | 9月 7日 | 火 | 午前10時 | 委員会 | 1. 総務生活常任委員会 |
| 第 9 | 日 | 9月 8日 | 水 | 午前10時 | 委員会 | 1. 産業建設常任委員会 |
| 第10 | 日 | 9月 9日 | 木 | 午前10時 | 委員会 | 1. 教育厚生常任委員会 |
| 第11 | 日 | 9月10日 | 金 | 午前10時 | 委員会 | 1. 原子力安全対策常任委員会 |
| 第12 | 日 | 9月11日 | 土 | | 休 会 | |
| 第13 | 日 | 9月12日 | 日 | | 休 会 | |
| 第14 | 日 | 9月13日 | 月 | | 休 会 | (議事整理) |
| 第15 | 日 | 9月14日 | 火 | | 休 会 | (議事整理) |
| 第16 | 日 | 9月15日 | 水 | | 休 会 | (議事整理) |
| 第17 | 日 | 9月16日 | 木 | 午前9時30分 | 委員会 | 1. 議会運営委員会 |
| | | | | | | (次期定例会会期日程案) |
| | | | | 午前10時 | 全 員 | 1. 全員協議会 |
| | | | | | 協議会 | (討論通告締切、正午まで) |
| | | | | | | (追加議案の質疑・討論通告締切は |
| | | | | | | 午後5時まで) |

| 日 | 次 | 月 日 | 曜 | 開議時刻 | 区分 | 摘 要 |
|-----|-----|-------|---|-------|-----|--------------------|
| 第 1 | 8 日 | 9月17日 | 金 | 午前10時 | 本会議 | 1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 |
| | | | | | | 2. 閉 会 |

○応招·不応招議員

応招議員(17名)

| 1番 | 原 | 田 | 陽 | 子 | 君 | | 2番 | , | 小 | 泉 | 周 | 司 | 君 |
|-----|----|----|---|---|---|---|-----|--------|---|---|----|----|---|
| 3番 | 小 | 池 | 正 | 夫 | 君 | | 4番 | 1 | 福 | 田 | 耕四 | 回郎 | 君 |
| 5番 | 石 | Ш | 義 | 光 | 君 | | 6番 | Ī | 關 | | | 守 | 君 |
| 7番 | 大利 | 田田 | 和 | 男 | 君 | | 8番 | , I | 畐 | Щ | | 豪 | 君 |
| 9番 | 花 | 島 | | 進 | 君 | - | 10番 | ÷ | 寺 | 門 | | 厚 | 君 |
| 11番 | 木 | 野 | 広 | 宣 | 君 | | 12番 | Ī | 古 | Ш | 洋 | _ | 君 |
| 13番 | 萩 | 谷 | 俊 | 行 | 君 | - | 14番 | Ę | 勝 | 村 | 晃 | 夫 | 君 |
| 15番 | 武 | 藤 | 博 | 光 | 君 | | 16番 | á | 笹 | 島 | | 猛 | 君 |
| 17番 | 君 | 嶋 | 寿 | 男 | 君 | | | | | | | | |

不応招議員(なし)

令和3年第3回定例会

那珂市議会会議録

第1号(8月31日)

令和3年第3回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年8月31日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第47号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案等の上程説明
 - 報告第 7号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
 - 報告第 8号 令和2年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法 律による健全化判断比率の状況について
 - 報告第 9号 令和2年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法 律による資金不足比率の状況について
 - 報告第10号 令和2年度那珂市一般会計継続費精算報告書について
 - 報告第11号 令和2年度那珂市水道事業会計継続費精算報告書について
 - 議案第48号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例
 - 議案第49号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第50号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例
 - 議案第51号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正す る条例
 - 議案第52号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第5号)
 - 議案第53号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 (第1号)
 - 議案第54号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算 (第1号)
 - 議案第55号 市有財産の取得について
 - 議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第57号 令和2年度那珂市水道事業会計決算の認定について
 - 議案第58号 令和2年度那珂市下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

陽 子 君 1番 原 田

3番 小 池 正 夫 君

5番 石 川 義 光 君

7番 大和田 和男 君

9番 花 島 進 君

木 野 11番 広 宣 君

13番 萩 谷 俊 行 君

15番 武 藤 博 光 君

君嶋 寿 男 君 17番

2番 泉周司 小 君

耕四郎 君 4番 福 田

6番 守 君

8番 冨 山 豪 君

10番 寺 門 厚 君

洋 一 12番 古 Ш 君

14番 勝 村 晃夫 君

16番 笹 島 猛 君

会 沢 義 範 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

海老澤 美 彦 君

市 長 先 﨑 市長 克 文 君 光 君 副 谷 教 育 長 大 縄 久 雄 君 監查委員 城 宝 信 保 君 之 企 画 部 長 大 森 信 君 総務部長 俊 昭 君 Ш 田 市民生活部長 飛 田 良 則 君 保健福祉部長 平 野 敦 史 君 産業部長 浅 野 建設部長 瀬 博 之 和 好 君 今 君 上下水道部長 根 雅 美 君 教育部長 橋 聡 子 君 本 小 消 防 長 鈴 木 将 浩 君 会計管理者 茅 根 政 雄 君 農業委員会事務局長 総務課長

議会事務局職員

次 長 補 (総 括 佐 事務局長 渡邊荘一 君 大 内 秀 幸 君

次長補佐 書 田村栄里君 三田寺 裕 臣 君 記

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長(福田耕四郎君) おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和 3年第3回那珂市議会定例会を開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

O議長(福田耕四郎君) 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別 紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めております。

なお、各種会計決算の認定がありますので、城宝信保監査委員の出席を求めております。 職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

また、今定例会より、本会議の様子をユーチューブでライブ配信をしております。

本会議場内の皆様にご連絡をいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いをいたします。

また、感染症予防対策のため、マスク着用及び手指の消毒にご協力をいただきますととも に、傍聴席につきましては2席ずつ間隔を空けてお座りをいただきますようお願いをいたし ます。

以上、ご理解のほどご協力をよろしくお願いをいたします。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を別紙のとおり、お手元に配付をしております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

監査委員から令和3年6月から8月実施分の例月現金出納検査の結果について、報告書が 別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告をいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福田耕四郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、小泉周司議員、3番、小池正夫 議員を指名をいたします。 ______

◎会期の決定

○議長(福田耕四郎君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から9月17日までの18日間にしたいと 思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(福田耕四郎君) 異議なしと認め、よって、今期定例会の会期は、本日から9月17日 までの18日間に決定をいたします。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会萩谷俊行委員長から同委員会の 決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付してありま す。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(福田耕四郎君) 日程第3、議案第47号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例を 議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先﨑 光君 登壇〕

○市長(先崎 光君) 令和3年第3回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の 皆様には大変お忙しい中をご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。提出いたしま した議案等の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より議員の皆様には、市政の進展と円滑なる運営のため、格別なるご高配を賜りまして心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、新型コロナウイルスに関しましては、全国的に感染拡大に歯止めがかからない状況となっており、本県も国の緊急事態宣言の対象に追加をされたところでございます。那珂市としても感染者が後を絶たず、依然として予断を許さない状況にあり、引き続き感染症対策に万全を期することが重要でございます。

17日からは、市民等を対象にPCR検査費用の一部を市が負担する事業を実施しており、 市民の不安軽減を図る取組をしているところでございます。

今後も切れ目のない対策を進めて、市民の安心・安全を第一に全庁的に取り組んでまいりますので、議員の皆様にはますますのお力添えを賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ

ます。

それでは、議案第47号の概要についてご説明申し上げます。

議案書の9ページをお開き願います。

議案第47号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行主体が地方公共団体情報システム機構となり、手数料についても同機構が設定することとなったことから、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(福田耕四郎君) これより質疑を行います。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第47号につきましては、会議規則第37条第3項の規 定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(福田耕四郎君) 異議なしと認め、よって、議案第47号は委員会への付託を省略する ことを決定をいたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結をいたします。

これより議案第47号 那珂市手数料条例の一部を改正する条例を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(福田耕四郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

◎報告第7号~報告第11号及び議案第48号~議案第58号の一括上程、説明

○議長(福田耕四郎君) 日程第4、報告第7号から第11号及び議案第48号から第58号までの以上16件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明があります。

市長。

[市長 先﨑 光君 登壇]

○市長(先崎 光君) それでは、令和3年第3回那珂市議会定例会に提出いたしました議案

等の概要についてご説明申し上げます。

初めに、報告案件ですが、今定例会に提出いたしました報告案件のうち、専決処分についてが1件、令和2年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する報告が2件、令和2年度継続費精算報告書についてが2件の計5件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第7号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)。

令和3年5月24日に、市職員が運転する公用車が駐車場から後退して道路に出ようとした際、路上に駐車してあった相手方車両に接触した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を決定し和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

続いて、3ページをお開き願います。

報告第8号 令和2年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健 全化判断比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に 基づく健全化判断比率を下記のとおり報告いたします。

まず、下の表の左側の項目ですが、健全化判断比率の欄でございまして、実質赤字比率以下4つの指標となっております。その右の令和元年度及び令和2年度欄は、那珂市の各年度の決算に基づく比率でございます。

一つ右の早期健全化基準、また一番右端の財政再生基準欄は、財政健全化団体及び財政再 生団体となるかどうかを示す国が定めた基準でございます。早期健全化基準は、言わば財政 状況の黄色信号、財政再生基準は赤信号を示すものでございます。実質赤字比率及び連結実 質赤字比率につきましては、黒字決算であることから表示はございません。

続いて、実質公債費比率につきましては、令和2年度は3.8%となり、前年度と比べて 0.1ポイント減少しました。最後に将来負担比率ですが、こちらは0.9%となり、前年度比 5.9ポイント減少となりました。

いずれの指標につきましても、早期健全化基準を下回る数値となっており、令和2年度に おきましても、那珂市の財政状況は健全な状態であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの令和2年度健全化判断比率審査意見書を添付してございま すので、ご参照いただければと思います。よろしくお願いをいたします。

続いて、5ページをお開き願います。

報告第9号 令和2年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法律による資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に 基づく資金不足比率を下記のとおり報告いたします。 まず、資金不足比率ですが、収益事業を行う企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する割合を示すものでございます。

下の表の左側に対象となる公営企業会計である水道事業会計及び下水道事業会計がございますが、いずれの会計も資金不足額がありませんので、表示はございません。こちらも国が定めた経営健全化基準の20%をそれぞれ下回る数値となっており、令和2年度は健全な状態であるということを示しております。

次のページに、監査委員からの令和2年度資金不足比率審査意見書を添付してございます ので、ご参照いただければと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、7ページをお開き願います。

報告第10号 令和2年度那珂市一般会計継続費精算報告書について。

令和2年度那珂市の一般会計継続費については、次のとおり精算したので、地方自治法施 行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

総合戦略策定事業、いい那珂サイクルプロジェクト推進事業、四中学区コミュニティセンター整備事業(基本設計分)、高齢者保健福祉計画推進事業、防災設備整備事業及び国土強靱化地域計画策定事業に係る継続費について精算が完了し、実績額合計は、それぞれ445万9,000円、418万円、1,279万円、427万9,000円、11億9,634万6,000円、418万円でございます。

続いて、8ページをお開き願います。

報告第11号 令和2年度那珂市水道事業会計継続費精算報告書について。

令和2年度那珂市の水道事業会計継続費については、次のとおり精算したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定に基づき報告するものでございます。

木崎浄水場更新工事監理業務委託、後台浄水場地下水系改良工事監理業務委託、木崎浄水 場更新工事及び後台浄水場地下水系改良工事に係る継続費について精算が完了し、実績額合 計は、それぞれ616万円、869万円、4億2,878万円、6億5,263万円でございます。

以上が報告案件でございます。

続きまして、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案のうち、条例の一部改正が4件、令和3年度各種会計補 正予算が3件、その他が1件、また、令和2年度各種会計歳入歳出決算の認定についてが1 件、令和2年度地方公営企業会計決算の認定についてが2件の計11件でございます。

14ページをお開き願います。

議案第48号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、家庭的保育事業者等における業務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等に関する基準が緩和されたことを踏まえ、本条例の一部を改正するものでご

ざいます。

続いて、20ページをお開き願います。

議案第49号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布され、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に関係するもので、書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定が追加されたことを踏まえ、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、33ページをお開き願います。

議案第50号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

静峰ふるさと公園において、バーベキュー施設を設置するに当たり、有料公園施設として 新たに追加するとともに、同公園の位置について、公表している所在地と異なっていること から、併せて位置の表示の変更を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、40ページをお開き願います。

議案第51号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例。

那珂市体育協会の名称が那珂市スポーツ協会へ変更となったため、那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例、那珂市営グラウンドの設置及び管理に関する条例及び那珂市営テニス場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

続いて、補正予算の予算書をお開き願います。

議案第52号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第5号)。

予算総額に、歳入歳出それぞれ 4 億1, 153万7, 000円を追加し、216億8, 189万1, 000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費については、賦課事務費において、確定申告の予約管理システム及びコールセンター設置に係る手数料等を増額し、キャッシュレス決済導入事業において、市民課窓口等でのカード決済対応のレジスター整備に係る備品購入費等を、コミュニティ施設感染症対策事業において、らぽーる多目的ホール等の換気及び熱効率の向上を図るための空調改修に係る工事請負費等を、公共交通利用促進施設等感染症対策事業において、トイレ水栓改修に係る修繕料を、交通事業者等支援事業において、公共交通を担うタクシー及びバス事業者の事業継続支援に係る交付金をそれぞれ計上するものでございます。

民生費については、学童保育事業において、民間学童施設の新設等に係る補助金を、児童 入所施設措置事業において、対象児童の増に伴う扶助費を、保育所等感染症対策事業におい て、保育士の業務負担軽減を図る業務支援システム導入に係る補助金等をそれぞれ増額し、 菅谷保育所ICT導入事業において、保育士の業務負担軽減を図る業務支援システム導入に 係る備品購入費等を計上するものでございます。 衛生費については、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、ワクチン接種業務に係る時間外勤務手当等を、幼児健康診査事業において、感染予防のため歯科健診を医療機関での個別健診で実施するための委託料をそれぞれ増額し、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業において、緊急事態宣言の対象地域等に指定された場合に実施するPCR検査に係る委託料等を計上するものでございます。

商工費については、静峰ふるさと公園管理事業において、10月から稼働するバーベキュー 施設管理に係る委託料を増額するものでございます。

土木費については、菅谷市毛線街路整備事業において、埋蔵文化財調査に係る委託料を、 下菅谷地区街路整備事業(上菅谷下菅谷線・下菅谷停車場線)において、国庫補助金の加配 交付により用地取得に係る土地購入費等をそれぞれ増額するものでございます。

消防費については、避難所整備事業において、資機材整備に係る備品購入費等を、消防施設感染症対策事業において、両消防署仮眠室の感染予防に係る修繕料を、消防本部庁舎改修事業において、国道118号拡幅に伴う西消防署外構工事に係る工事請負費をそれぞれ計上するものでございます。

教育費については、小学校の就学奨励事業において、入学児童学用品の支給に係る扶助費を、図書館管理事業において、施設の雨漏り修繕に係る修繕料をそれぞれ増額し、幼稚園、小学校、中学校の感染症臨時対策事業において、学生ボランティアによる施設の消毒作業に係る報償金及び小学校、中学校の就学奨励世帯への特別支援金支給に係る扶助費等を、オリンピック・パラリンピック教育推進事業において、パラリンピック関係者による特別授業の実施に係る報償金等をそれぞれ計上するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、前年度の精算による返納金を計上するものでございます。

歳入については、額の確定により普通地方交付税を増額するとともに、繰入金及び臨時財政対策債を減額するものでございます。その他、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、市債を増額するものでございます。

続いて、国民健康保険特別会計補正予算の予算書をお開き願います。

議案第53号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)。 予算総額に、歳入歳出それぞれ8,000円を追加し、52億8,000円とするものでございます。 歳出の内容として、諸支出金において、前年度の精算による国県負担金等返納金を増額す るものでございます。

また、歳入については、新型コロナウイルス感染症による減収世帯への減免措置に伴い、 国民健康保険税を減額し、県支出金、繰入金を増額するものでございます。その他、歳出補 正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

続いて、介護保険特別会計補正予算の予算書をお開き願います。

議案第54号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2,875万4,000円を追加し、48億9,875万4,000円とするものでございます。

歳出の内容として、諸支出金において、前年度の精算による国県負担金等返納金及び一般 会計繰出金をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額するものでございます。

続いて、46ページをお開き願います。

議案第55号 市有財産の取得について。

四中学区コミュニティセンター建設用地について、那珂市土地開発公社から用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、48ページをお開き願います。

議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について。

令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算について、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

一般会計決算につきましては、歳入総額276億8,197万2,000円、歳出総額267億3,786万5,000円、歳入歳出差引額は9億4,410万7,000円となりますが、翌年度へ繰越しすべき財源2億2,231万2,000円を差し引いた実質収支額は7億2,179万5,000円でございます。概要としましては、歳入で約65億円、歳出で66億円程度、前年度より増加となっております。

歳入は、茨城国体の終了による関連補助金等の皆減により県支出金が減額となった一方で、 国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、家計への支援を行うために実施された 特別定額給付金事業に係る補助金や新型コロナウイルス対策を地域の実情に応じてきめ細や かに実施するために創設された新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の皆増などによ り、国庫支出金が増額となり、全体として大幅な増額となっております。

また、歳出は、民生費において、民間保育所等児童入所事業や障害福祉サービス給付事業の増のほか、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として家計への支援を行うために実施された特別定額給付金事業の皆増により増額となっております。さらに、教育費においては、国のGIGAスクール構想の早期実現のために前倒しでの整備となったGIGAスクール推進事業や体育施設整備事業の増、商工費においては、商工業者の事業継続を支援するための商工業者緊急応援事業の皆増などにより、全体として大幅な増額となっております。

令和元年度と比較しますと、歳入総額が30.8%の増、歳出総額が33.0%の増となっております。

次に、特別会計でございますが、まず国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額53 億921万5,000円、歳出総額52億3,042万5,000円、歳入歳出差引額は7,879万円でございます。 昨年度に引き続き、世帯数、被保険者数とも減少傾向となっている中で、1人当たりの医療 費の伸びが見られるものの、県への国民健康保険事業費納付金の減少などにより、歳出総額 は減少傾向となっております。

公園墓地事業特別会計につきましては、歳入総額1,332万9,000円、歳出総額1,029万8,000円、歳入歳出差引額は303万1,000円でございます。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額48億399万3,000円、歳出総額44億3,721万5,000円、歳入歳出差引額は3億6,677万8,000円でございます。令和2年度のサービス給付状況につきましても、利用件数、給付額ともに高い水準で推移しているところでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額7億3,771万4,000円、歳出総額7億3,616万9,000円、歳入歳出差引額は154万5,000円でございます。

以上、各種会計歳入歳出決算の概要説明でございます。

続きまして、49ページをお開き願います。

議案第57号 令和2年度那珂市水道事業会計決算の認定について。

令和2年度那珂市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況については、収益的収入及び支出において、総収益13億4,685万7,000円で対 前年度比6,482万3,000円の増に対し、総費用は9億9,834万2,000円で、対前年度比3,352万 2,000円の増となり、消費税を差引き2億1,994万9,000円が当年度純利益となりました。

資本的収入及び支出においては、収入11億7,243万6,000円で、対前年度比4億679万7,000円の増に対し、支出15億487万8,000円で対前年度比3億6,410万5,000円の増となり、 差引き3億3,244万3,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補塡をいたしました。

続いて、50ページをお開き願います。

議案第58号 令和2年度那珂市下水道事業会計決算の認定について。

令和2年度那珂市下水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

経営の状況につきましては、収益的収入及び支出において、総収益20億4,549万円に対し、 総費用は16億9,837万7,000円となり、消費税を差引き3億274万5,000円が当年度純利益と なりました。

資本的収入及び支出においては、収入11億9,096万8,000円に対し、支出18億9,596万9,000円となり、差引き7億500万2,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等をもって補塡しました。

なお、令和2年度からの企業会計移行に伴い、令和元年度にて特別会計を廃止いたしております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長(福田耕四郎君) ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長(福田耕四郎君) 再開をいたします。

続いて、監査委員の意見を求めます。

令和2年度那珂市歳入歳出決算審査意見書及び令和2年度定額運用基金運用状況審査意見 書並びに令和2年度那珂市公営企業会計決算審査意見書、以上3件を一括して報告を願いま す。

城宝監査委員、登壇願います。

[監查委員 城宝信保君 登壇]

〇監査委員(城宝信保君) 議案第56号、第57号、第58号、合わせて審査結果についてご報告申し上げます。

令和2年度那珂市歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。

歳入歳出決算書の次をご覧ください。

審査の種類、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第2項の規定に基づき審査いた しました。

審査の対象。令和2年度一般会計歳入歳出決算、以下、年度は省略させていただきます。 国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算、公園墓地事業特別会計歳入歳出決算、介 護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、那 珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算について審査いたしました。

審査期間。令和3年6月16日から令和3年8月16日まで。

審査の着眼点及び実施内容。審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、令和2年度那 珂市一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿及び証書類が法令に 準拠して作成されているか、併せて予算の執行が適正かつ効率的に行われているかなどを主 眼として、関係職員から説明を聴取し実施いたしました。

審査結果。審査に付された関係諸帳簿、証書類は関係法令の諸規定に準拠して作成され、 決算計数はいずれも正確であり、その内容及び予算執行状況についても適正であると認めら れました。

決算等の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和3年8月18日。

那珂市長 先崎 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 君嶋寿男。

以上でございます。

引き続き、令和2年度定額運用基金運用状況審査意見書についてご報告いたします。

歳入歳出決算審査意見書15ページの次をご覧ください。

審査の種類。地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第5項の規定に基づき、審査いたしました。

審査の対象。令和2年度那珂市土地開発基金、令和2年度那珂市印紙等購買基金について 審査いたしました。

審査期間。令和3年6月16日から令和3年8月16日まで。

審査の着眼点及び実施内容。審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、市長から提出 された運用の状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効 率的に行われているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果。審査に付された下記及び運用の状況を示す書類は、いずれも適正に作成され、 基金の運用が適切かつ効率的に行われているものと認められました。

令和3年8月18日。

那珂市長 先﨑 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 君嶋寿男。

引き続き、令和2年度那珂市公営企業会計決算審査意見書についてご報告申し上げます。 定額運用基金運用状況審査意見書の次をご覧ください。

審査の種類。地方公営企業(昭和27年法律第292号)第30条第2項の規定に基づき、審査 いたしました。

審査の対象。令和2年度那珂市水道事業会計決算、令和2年度那珂市下水道事業会計決算 について審査いたしました。

審査期間。令和3年6月16日から令和3年8月16日まで。

審査の着眼点及び実施内容。審査に当たっては、那珂市監査基準に基づき、決算諸表及び 附属書類等が法令の諸規定に準拠して作成され、経営成績及び財政状況が適正に表示されて いるか、併せて事業の経営が適正かつ効率的に行われているかを主眼として関係職員から説 明を聴取し実施いたしました。

審査結果。審査に付された決算諸表及び附属書類等は、関係法令の諸規定に準拠して作成されており、計数的に正確であり、経営及び財政状況について適正に表示されていると認められました。

決算の概要及び意見は別添のとおりでございます。

令和3年8月18日。

那珂市長 先﨑 光様。

那珂市監査委員 城宝信保、同じく 君嶋寿男。

以上でございます。

◎散会の宣告

○議長(福田耕四郎君) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。 本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前10時44分

令和3年第3回定例会

那珂市議会会議録

第2号(9月2日)

令和3年第3回那珂市議会定例会

議 事 日 程(第2号)

令和3年9月2日(木曜日)

鈴 木 将 浩 君

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番 原田陽子君 2番 小泉周司君

3番 小池正夫君 4番 福田耕四郎君

5番 石川 義 光 君 6番 關 守 君

7番 大和田 和 男 君 8番 冨 山 豪 君

9番 花島 進君 10番 寺門 厚君

11番 木野広宣君 12番 古川洋一君

13番 萩 谷 俊 行 君 14番 勝 村 晃 夫 君

15番 武藤博光君 16番 笹島 猛君

17番 君 嶋 寿 男 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

聡 子 君

市 長 先 﨑 光 君 副 市 長 谷 口 克 文 君

教 育 長 大 縄 久 雄 君 企 画 部 長 大 森 信 之 君

総務部長川田俊昭君市民生活部長飛田良則君

保健福祉部長 平野敦史君 産業部長 浅野和好君

建設部長 今瀬博之君 上下水道部長 根本雅美君

消 防 長

会計管理者 茅根政雄君 農業委員会 海老澤美彦君

総務課長 会沢義範君

小 橋

議会事務局職員

教育部長

 事務局長
 渡邊 荘 一 君
 次長補 佐
 大内秀幸 君

 次長補佐
 三田寺裕臣君
 書記 田村栄里君

開議 午前10時01分

◎開議の宣告

○議長(福田耕四郎君) おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

〇議長(福田耕四郎君) 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場 に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。 職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

なお、今定例会より本会議の様子をユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長(福田耕四郎君) 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりでございます。

質問者の時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせをいたします。

会期日程の中に一般質問者の順番及び期日を定めました。したがいまして、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。明日は、通告6番から9番までの議員が行います。

また、会議中は静粛にお願いをいたします。

携帯電話をお持ちの方、ご配慮をお願いいたします。拍手等についても、ご遠慮をお願い いたします。

なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を3分の1に削減をさせていただいております。隣との間隔を2席ずつ空けて着席願いたいと思います。また、手指の消毒及びマスクの着用にご協力を願います。

今定例会の一般質問においては、長時間の3密状態を避けるため、議場の出席議員のうち、

3分の1程度は原則として別室でのモニター視聴による参加とさせていただきます。また、 執行部出席者についても、議事に支障がない程度に減員して実施していただきます。どうぞ ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○議長(福田耕四郎君) 再開をいたします。

◇ 冨 山 豪 君

〇議長(福田耕四郎君) 通告1番、冨山 豪議員。

質問事項 1. 豪雨災害時の対応と地球温暖化への対策について。2. 都市計画について。 冨山 豪議員、登壇を願います。

冨山議員。

〔8番 冨山 豪君 登壇〕

○8番(冨山 豪君) おはようございます。

議席番号8番、冨山 豪。

通告に従いまして順次質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 まずは、豪雨災害時の対応と地球温暖化への対策を伺います。

皆様方もご存じのとおり、近年、世界では毎年のように豪雨によります災害が発生しており、各地で多くの被害をもたらしております。そして、日本も同様で豪雨災害が毎年頻発しており、こちらも各地で甚大な被害を出しております。

茨城県に関連しまして記憶に新しいものでは、平成27年9月に鬼怒川が決壊し、常総市の市域の3分の1が水につかってしまいました関東東北豪雨があります。この豪雨災害では、亡くなられた方、負傷された方も多数出ており、県内だけでも災害救助法適用市町村は10市町村と大規模な被害を出しました。また、4,000人以上の方がボートやヘリで救助される避難の遅れが問題視されました豪雨災害となりました。

なお、直近では、停滞する前線の影響で、九州、西日本、東北地方で先月のお盆期間に大変に大きな被害をもたらしました豪雨災害がありました。土砂災害などにより亡くなられた 方が出ておりますのは、報道等でご存じだと思います。

本市においてはといいますと、令和元年東日本台風、いわゆる台風19号が挙げられます。

この台風は、本市のみならず、近隣市町村、関東甲信越、東北各県に甚大な被害をもたらし、 先ほどの関東東北豪雨同様、激甚災害に指定され、さらには台風災害では初めてとなる特定 非常災害にも指定されました。

ただいま挙げさせていただきました例はほんの数例ですが、この例を見ましても、近年の 豪雨災害は激甚化、頻発化していることと思われます。しかも、その都度、大変に残念なが ら貴い命がたくさん失われております。また、以前は台風や長雨といったものに注意を払っ ていましたが、現在は台風、長雨に加え、ゲリラ豪雨や線状降水帯なるものに細心の注意を 払って注視しなければならない状況ともなっております。本市においても例外ではなく、ご 存じのとおり、1級河川に挟まれた立地上からも、豪雨災害とは隣り合わせにあると思われ ます。

今回の質問は、令和元年の台風19号の対応を伺いながら、命を守るためにはどんな行動が必要なのかを考えていきたいと思います。

まず初めに、令和元年東日本台風による本市の被害状況を確認の意味を込めまして伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(飛田良則君) お答えいたします。

令和元年東日本台風では、市内各地で建物被害をはじめ、橋の流出、道路の冠水や倒木の被害が確認をされております。

その中でも建物被害につきましては、住家が32棟、非住家が24棟ございまして、大半が 下江戸地区での浸水による建物被害でございます。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) 住居32棟が浸水被害に遭われたということで、住居が被災され、使えなくなり、それを復旧する労力とストレスを考えますと、下江戸地区の皆様は大変にご苦労なされたことだと思います。

人的被害がなかったのは、避難誘導がうまくできていたことも要因であると考えますが、 そこで伺います。避難指示は出されていたのか、出されていたなら、発令はいつだったのか 伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(飛田良則君) お答えいたします。

避難指示につきましては、10月12日の午後11時20分、久慈川流域の本米崎四堰地区に発 令をしております。

さらに、翌日13日の午前4時には久慈川流域の本米崎、門部、鹿島、瓜連の各地区に、那 珂川流域は戸、田崎、大内、下江戸の各地区にそれぞれ避難指示を発令しております。

いずれの発令につきましても、河川の水位が上昇し、危険と判断をいたしまして発令をい

たしました。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) しっかりと避難指示を発令していたと理解いたします。

四堰地区には午後11時20分、本米崎、鹿島、瓜連、戸、田崎、大内、下江戸の各地区に翌日の午前4時ということですが、2回の発令とも夜中、明け方との発令となり、雨の暗闇の中の避難となります。大勢の方々は、指示の前の段階の勧告の時点で避難行動をされていたのかと思いますが、当然ながら、その避難指示が出された時間帯は就寝されている方もおり、しかも暗闇での避難となりますと、大変な危険が伴います。避難指示の効果を考えた場合、市民の皆さんの避難指示という意味の理解を深めていただくことも重要なことですが、もう少し避難指示に至る判断を早く行う必要があるのではないかと感じております。

さらに、当時を振り返りますと、那珂川、久慈川、両河川の警戒活動に当たっていたのは 消防団でありました。避難指示が発令されたときの消防団の活動は、どのようにするのが適 切であったのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 消防長。
- 〇消防長(鈴木将浩君) お答えいたします。

風水害時の消防団活動には、河川の氾濫に備え、巡視などの警戒活動や水防活動を行います。また、避難指示などが発令された場合には、住民への避難誘導及び広報活動を行います。 災害現場は、消防団員の身の安全確保が第一に優先すべきものであるため、状況によって は緊急退避も視野に入れて活動しております。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) まずは、河川氾濫に備えての巡視警戒活動を行い、避難指示が発令された場合には、住民への避難誘導及び広報活動を行って、自身に危険が迫るようなときには、緊急退避で自身の安全確保に努めてもらうとの答弁と理解いたします。

私自身、本市の消防団に所属しており、当時、8分団一部の団員とともに久慈川の警戒活動の命令を受け、警戒活動を行っておりました。先ほどの答弁によりますと、我々消防団のすべき行動は、午前4時の避難指示が発令されました時点で巡視警戒活動を終了し、直ちに避難誘導及び広報活動に切り替えられることが求められるところではありますが、残念ながら避難指示発令の認識がなく、引き続き巡視警戒活動を継続しており、その時点では、まだ避難されておられない住民の方々が多数おられたのを覚えております。

うまくいかなかったその理由として考えられます一つは、当時、現場は大変混乱しており、 情報伝達によります状況把握がうまく機能をしていなかった可能性があります。そこで、情 報共有と整理ということが大変に重要であると考えますが、当時はどのような形で避難指示 が消防団へ伝達されたのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 消防長。
- 〇消防長(鈴木将浩君) お答えいたします。

風水害警戒発令により、消防本部に参集した消防団長から指揮命令系統に従い、IP無線機等で消防団員の安全確保や退避指示を周知し、常に災害現場との連絡・報告は密に行っているのが現状です。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) IP無線機を使い、密に連絡をという答弁でありますが、導入されて 常時携帯され、テスト訓練をされていたのは聞いておりましたが、大々的に現場で使用され たのは、このときが初めてのことと記憶しております。当時、団の部長が定期報告をされて いたのを覚えております。ですので、連絡は密であったことは事実であります。

対岸の常陸大宮市、常陸太田市の消防車両がサイレンを鳴らし、マイクを通して何か言っているのがうっすらですが、聞こえ、事態がよくないほうに動いていることを感じながら、命令がないからといって指示を仰ぐのを怠った私たちのミスも、多分にあることも事実であります。ですが、私たちには避難指示の発令の認識と具体的な指示は、先ほど申し上げましたとおり、ございませんでした。

そこで、消防団活動をよりよきものとするために、また団員自身の身の安全を守るためにも、統一的な指針が重要であり、必要不可欠であると考えます。滋賀県の長浜市は、消防団活動マニュアルを策定し、ウェブ上で公開しております。全17ページから成るマニュアルに、目的、安全管理と連絡系統を示した総則から、火災発生時、地震災害発生時、風水害発生時、行方不明者発生時のそれぞれの行動と活動体制をフローチャートを添えて分かりやすく記載しており、大変すばらしい取組であると関心いたしました。

ぜひとも、本市においてもこのような活動マニュアルを策定してみてはどうか、本市の現 状を伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 消防長。
- 〇消防長(鈴木将浩君) お答えいたします。

消防団活動マニュアルについては、平成25年3月に策定し、周知しております。 なお、定期的に見直しを行い、より効果的かつ実効性の高いものにしてまいります。 以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) 策定されておられるとの答弁でありますが、私の認識が不足していた 部分もあるかと思われますので、その点は素直に謝りたいと思います。ですが、何人の団員 がその存在を認識し、理解されていたのかを考えますと、周知不足を感じてしまいます。

そこで、策定されているなら、団員に対しまして周知と理解を深めることが大事であると 考えますが、本市の考えを伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 消防長。
- 〇消防長(鈴木将浩君) お答えいたします。

今後、消防団幹部会議を通し、再認識を図り、さらに各部で行われる自主訓練にて教養を 深め、周知徹底をしてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- **○8番(冨山 豪君)** ぜひとも、答弁にありましたよう、理解と周知の徹底のほどをよろしくお願いいたします。

また、先ほどの答弁の際、定期的な見直しとございましたが、見直しを行う際には、先ほど申し上げました滋賀県長浜市の消防団活動マニュアルなどを参考にしていただき、分かりやすい活動マニュアルを策定していただきますようお願い申し上げます。

また、最近の防災では、水害への備えとして、河川監視カメラを設置されている自治体が増えてきております。これには技術革新に伴い、カメラの性能自体が向上したことと、ネット通信を利用することでケーブルが不要になり、より安価で容易に設置ができるようになったことが上げられますが、やはり近年、大規模化する災害に対しての危機感の表れであり、リアルタイムで状況把握ができることは、自治体の迅速な対応につながり、ひいては住民の皆さんの安全なる避難につながることからだと感じております。

県内では石岡市が防災危機管理の観点から、恋瀬川付近に茨城県が設置いたします河川監視カメラの画像に加え、市独自で監視カメラを設置し、市のホームページで水位情報も含め公開しております。また、美浦村では村内の氾濫が予想されます河川にカメラを設置し、それをユーチューブでライブ配信いたしまして、正確で迅速な避難のために活用されているとのことです。

今後、ますます利活用が期待されるツールであると考えますが、本市においても導入設置 を考えてみてはどうかと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(飛田良則君) お答えいたします。

当市が河川の増水に伴い発令をいたします避難情報は、那珂川におきましては、常陸大宮市の野口観測所、久慈川におきましては、同じく常陸大宮市の富岡観測所の観測水位を主たる基準としております。

また、茨城県から発せられます雨量・水位情報による両地点での水位情報や市内河川の巡 視による水位状況を常に監視をしているところでございます。

なお、国土交通省が設置をしております河川監視カメラは、久慈川におきましては、木島 大橋及び幸久橋、那珂川におきましては、江川排水樋門にございまして、避難情報の発令を 検討する際には、その映像を参考としておりますので、市が新たに河川監視カメラを設置す る考えは現時点ではございません。 以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) 現時点では、国土交通省の河川監視カメラで事は足りており、設置の考えはないとの答弁。木島大橋や幸久橋のカメラを参考にして避難情報の発令とのことですが、その2つのカメラはいずれも瓜連地区や鹿島地区よりも下流に設置してあるということになり、位置関係を見ましても、上流の玉川、久慈川の合流部に設置されていたほうが望ましいと思っております。

また、河川に限らず、浸水被害や冠水被害が起きやすい場所への設置も有効な活用であります。当然ながら、警戒に当たります人員を危険にさらすことなく状況把握できることは、大きなメリットでもあります。また、先ほども申し上げましたが、昔に比べまして、設置にかかります費用も随分と低くなりましたことや、また、防犯の観点から見ましても、利点は十分にあることだと思われます。

現時点では設置の考えはないとの答弁をいただきましたが、設置にいたしまして、前向きな考えが出てきました場合には、ぜひとも先進的に行っております自治体等を研究、参考にしていただきますようお願いいたします。

災害の際には、自助、共助、公助が重要であると言われています。その中でも、なおも大切な起点となるのが自助になります。言い換えれば、一人一人の意識と行動がなおも大事であるとも言えます。ですので、平時から災害に備え、その発生時には正しい行動ができるよう準備をしておく必要があると言えます。

そのために不可欠であるのが訓練であると言えます。消防団にあっては、久慈川流域にあります4市1村で河川堤防付近で起こる様々な災害を想定し、久慈川水系連合水防訓練が実施されておりますが、市民の皆さんが参加しての訓練はいまだないと記憶しております。本日の報道で、水戸市では昨日、コロナ禍の水害避難を想定しました避難訓練を実施しております。

そこで、大雨時にハザードマップなどで大規模な浸水が予想される地域には、市民の皆さんはもちろんのこと、消防、各種関係団体参加の下、避難訓練が必要であると考えますが、本市の考えを伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(飛田良則君) お答えいたします。

市といたしましても、大雨による河川の氾濫や土砂災害を想定した避難訓練の必要性は感じているところでございます。

現在、市では、河川の氾濫により浸水が想定される区域や大雨により土砂災害の危険性の ある区域の住民を対象に、災害の発生が予想される際の住民自らの避難行動計画となります マイタイムラインの作成に取り組んでいるところでございます。

避難訓練につきましては、対象区域住民のマイタイムラインがおおむね出来上がった段階

での実施を考えているところでございます。 以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) 市としても避難訓練の必要性を感じており、実施を考えているとの答 弁でありますが、同じ思いであることをうれしく感じておりますとともに、自治体もこれま での常識が通用しない前提で対策を講じる必要性を強く感じております。

現在は新型コロナウイルス感染症の感染拡大が大変心配な状況下であり、実施に向けた判断等々はなかなか厳しいときではありますが、できるだけ早くの実施に向けました実効性のあります訓練計画の策定をどうぞよろしくお願いいたします。

ここで話は随分と飛躍いたしますが、近年における豪雨災害は、地球温暖化の影響が原因の一つとして挙げられております。一般に温暖化が進むと、海水面の温度が上昇し、大気に供給される水蒸気の量が増えるため、降水量の増加につながるとされており、このために湿潤な地域の多くでは降水量が増加し、しかも極端な大雨が増加すると予測されております。

また、一方では、もともと雨の少ない乾燥した地域の多くでは、降水量が減少し、さらに 乾燥化が進むとも予測され、今後、温暖化が進むと、全体的な傾向としてさらに気象が極端 な状態になるとされております。皆様方もご存じのとおり、現在、大雨による降水量、大雨 の発生頻度とも増加傾向にあります。それに伴いまして、水害や土砂災害の発生の増加が大 変に懸念されるところであります。

ただいま水災害の観点で地球温暖化を考えましたが、地球温暖化によります気候変動は、 生物の多様性、農作物、海水面の上昇によります国土の損失など、それ以外にも連鎖的に 様々な影響を与えるとされております。

これに対しまして、世界各国も強い危機感の下、全ての国が参加する温室効果ガス排出削減等に向けた国際的枠組みであるパリ協定が採択されており、また、持続可能な開発のための国際的開発目標、いわゆるSDGsの中にも13番目のターゲットとしてしっかりと組み込まれております。

そして、その考えは日本でも同様で、環境基本法の理念で策定されました環境基本計画の中の重点政策プログラムとして、地球温暖化問題に対する取組としてしっかりと明記されており、国を挙げて取り組むべき課題であると認識されております。この環境基本計画、最近では多くの地方自治体でも計画策定がなされておりますが、策定には法的な強制力はなく、策定はあくまでも努力義務とされております。

そこでですが、本市においても環境問題を考えます先進的な自治体を目指していただきたいと思いますが、本市において環境基本計画の策定はどのようになっているのか、現在の状況を伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(飛田良則君) お答えいたします。

現在の第2次那珂市環境基本計画は、平成25年度から令和4年度までの10年間の計画となっており、計画の改定時期を迎えております。次期基本計画となります第3次基本計画は、令和3年度及び4年度の2か年で策定するよう進めております。

まず、本年度につきましては、基礎調査と意識調査を行います。基礎調査では、各種統計や環境調査の結果などの情報を収集し、新たな環境問題や現計画の進捗状況を把握いたします。意識調査につきましては、市民や事業者の取組状況や環境に関するアンケートを実施し、基礎データを取り入れてまいります。

また、来年度につきましては、新しい計画のテーマを定め、目標や取組、施策を設定し、 新たな環境基本計画(案)として策定を進めてまいります。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- **〇8番(冨山 豪君)** 第3次環境基本計画が現在策定中であるとのことで、本市が環境問題 に対しまして前向きに取り組んでいることをうれしく思います。

さらに、重ねますと、地域が抱えます環境問題は、地域により様々であり、複雑であると 考えております。ですので、地方自治体が策定いたします環境基本計画は、その地域の実情 に合った実効性のある計画でなければならないと感じております。

そこで、実効性のある計画にするには、審議会等を設け、市民の皆さん、市民団体、事業 者等の多くの意見を取り入れることが望ましいと考えますが、本市の考えを伺います。

- ○議長(福田耕四郎君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(飛田良則君) お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、様々な意見を取り入れた計画の策定が望ましいと考えております。計画の策定におきましては、職員で構成をいたしますワーキング委員会、推薦や公募による市民の代表と職員で構成いたします策定委員会を設置するほか、住民組織の代表・事業者の代表・有識者等で構成されております環境審議会へ諮問をするとともに、パブリックコメントも含めて幅広く多くの方々の意見を取り入れて進めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- **○8番(冨山 豪君)** ぜひともただいまの答弁にありましたよう、多くの方々から幅広い意見を取り入れていただきますようお願い申し上げます。

この環境基本計画は、本市の環境施策の基本方針を定めます基盤となる計画であります。 先ほども申し上げましたが、地域の実情に合いました実効性のあります計画策定をお願い申 し上げます。

温暖化の対策は、緩和策を講じながら、適応策の両輪で対応することが大事であると言われております。緩和策は削減策とも言われ、温室効果ガスの排出削減であったり、 CO_2 の 濃度の安定化を意味するとされております。そして、適応策とは温暖化の影響を考慮して対

応することとされており、災害に備えること、熱中症予防、感染症予防、水利用の工夫、高温に強い農作物の品種開発や栽培などが例に挙げられます。

この適応策には、先ほどの環境基本計画同様に努力義務ではありますが、策定を促します 気候変動適応計画がございます。近隣では鉾田市やひたちなか市などが市独自の計画を積極 的に策定していると聞いておりますが、本市はどのように考えているのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(飛田良則君) お答えいたします。

気候変動適応計画の策定につきましては、現在、策定を進めております第3次那珂市環境 基本計画に関する計画の一部に組み込む形で策定を進めております。

気候変動適応計画の策定方法は、環境省の策定マニュアルに沿って、現在までの気候変動の影響事例の整理や将来想定される気候変動の影響評価を実施し、当市におきまして優先順位の高い分野や項目について、既存の施策に新たな施策を加え、分野ごとに具体的な計画を策定してまいります。

策定に当たりましては、環境基本計画の策定と同じ手順で進めるとともに、茨城県地域機構変動適応センターからの指導、協力をいただきながら策定をしてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) 本市の場合は、独立した計画ではなく、現在策定中である第3次環境 基本計画の中に組み込む形で策定を進めていくとの答弁であると理解いたします。こちらに おいても、ワーキング委員会、環境審議会等の意見を聴きながら、さらには機構変動適応セ ンターから指導、協力をいただきながら進めるとのことで、期待したいところではあります が、ぜひとも分かりやすい実効性のある積極的な気候変動計画を策定していただきますよう よろしくお願い申し上げます。

環境省では、2050年に温室効果ガスまたは CO_2 の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を議会、定例記者会見、イベント、公式ホームページ等で首長もしくは地方自治体として表明した地方自治体をゼロカーボンシティと位置づけております。

本市においても、令和2年、ゼロカーボンシティ宣言を行っておりますが、具体的な取組 はどのようになっているのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(飛田良則君) お答えいたします。

ゼロカーボンシティの実現のため、冷暖房機の温度の適正化、クールビズ、ウォームビス、省エネ家電への買換え、レジ袋の廃止、簡易包装などの取組がございます。このような取組への理解は定着しつつはありますが、無公害車への乗換え、廃棄物減量などにつきましては、さらに強化が必要な課題となっております。

また、再生可能エネルギー由来への電力の切替え、自動車などを所有せずに共有するシェ

アリングサービスの活用、各種オンラインサービスの活用による移動機会の削減などへの取組につきましては、今後の課題であり、ゼロカーボンシティの実現に向け、ライフスタイルの転換を推し進める必要があると考えております。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) ゼロカーボンシティ宣言を行っておりますほかの自治体の取組を調べてみましたら、実に様々な取組を行っているなと感じました。答弁でありました再生エネルギーへの転換であったり、また公共施設への率先的な導入や普及促進、空き家流通のプラットフォームやリノベーションの促進による空き家対策、LED照明への切替えによる省エネ化、フードロスの削減、地産地消の推進、廃棄物の減量及びに資源化など、まだまだございますが、多種多様な取組を行い、ゼロカーボン、脱炭素を目指すとされており、なお、こちらが先ほど申し上げました緩和策に当たります。

このようなことからも、行政が率先して行うことは、答弁にありましたライフスタイルの 転換を推し進めるための役割はとても大きいと感じております。また、それと同時に大切な ことは、環境問題の原因の一端を担っている私たち一人一人の行動と意識であると言えます。 ですが、日常生活の中でそれを意識している方々は大変に少ないのではないかと感じており ます。ですので、SDGsの啓発の質問時同様に、まずは目にする機会を増やし、市民の皆 さんの意識向上と関心を高めてもらうことがとても大事であると考えます。

そこで、現在、本庁舎入り口にあります立て看板等に、「ゼロカーボンシティ宣言のまち」、または「SDGs推進のまち」など掲示するなどして、目にする機会を増やしてみるのも効果的かと考えますが、本市の考えを伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(飛田良則君) お答えいたします。

正面玄関前ロータリーにございます看板は、那珂市の基本理念などが書かれたものでございますので、書換えは難しいと考えておりますが、市民のさらなる意識向上と関心を高めてもらうために、国や県、他市町村などの取組も参考に、看板や横断幕のほかにも効果的な方法があれば取り入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) 看板の書換えは難しいとのことではありますが、ゼロカーボンシティー宣言などは十分に基本理念に当たるのではとも思われますので、ぜひとも答弁にありましたような効果的な方法を考えていただき、取り入れていただきたいと思います。

21世紀は環境の時代とも言われております。環境に配慮がなければ、たとえ行政であろうが事が進まないことが予想され、既に大手と言われます企業等は、環境に配慮した循環型社会と言われるほうへかじを切り始めております。どうぞ本市におかれましては、その波に乗

り遅れることなく、持続可能な先進的な自治体を目指していただきたいと心よりお願い申し 上げます。

また、これは余談になるかもしれませんが、本市におかれましては、現在、那珂インターチェンジ周辺の開発として道の駅の計画がございます。その計画の中にも、再生エネルギーの活用や防災拠点としての活用など、脱炭素を目指す取組やSDGsにつながる計画を盛り込んでいただけたらと願っております。市長、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でこの項の質問を終わらせていただきます。

続いての質問は、都市計画について短めに伺います。

都市計画街路西室家中道線は、瓜連駅駅南開発の推進と国道118号線の4車線化と併せて、 地域交通の円滑化と土地利用の活性化を図ることを目的に都市計画決定をされたものと考え ますが、この都市計画街路西室家中道線は、いつ都市計画決定をされたのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- 〇建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

昭和54年8月7日に都市計画決定されております。以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) 都市計画決定され、42年を経過している現在、途中まで工事がされているものの、残り400メートルが未着手となっております。この都市計画街路はらぽーるや瓜連分庁舎へのアクセス向上、また、瓜連小学校への通学路としても地域住民から大変期待されているところでもあります。計画より42年が経過した現在、残り400メートルが未着手となっております理由を伺います。
- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

都市計画道路西室家中道線につきましては、平成16年度から20年度の事業期間におきまして、都市計画道路駅南停車場線の整備に合わせまして、全長630メートルのうち市街化区域分約230メートルを整備いたしております。

議員ご指摘の未整備の箇所につきましては、市街化区域に隣接はしておりますが、多くが 市街化調整区域でありまして、沿道の開発には一定の制約がございます。また、西室家中道 線は、都市内の拠点を結ぶ幹線道路を補完する補助幹線道路ということに位置づけされてお ります。現在、市内の市街化区域におきまして、既に着手しております主要な都市計画道路 の整備を優先させているというところでございます。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) 整備計画にありました地区の多くが市街化調整区域とのことですが、 この部分に関しましては、計画当初より調整区域であることは分かっていての計画決定だと

思われますので、したがって、何らかの対処が必要であることも分かってのことだと思われます。また、補助幹線道路の分類となるとのことですが、その理由で42年間とはあまりにも 長過ぎるのではと感じております。

そこで、改めまして、都市計画街路西室家中道線の今後の整備スケジュールはどのように なっているのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

都市計画道路西室家中道線の整備につきましては、現時点におきましては、明確なスケジュールを策定しているまでには至っておりませんが、都市計画道路の機能や市内の都市計画道路の整備状況、また限りある財源におきまして、その投資効果を踏まえまして進めていきたいと考えております。

なお、整備するに当たりましては、まちづくりの観点から、周辺の土地利用につながるような、そういった効果的な整備の手法を考慮して進めていくことが課題だというふうに考えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) 現在、明確な整備スケジュールがないとのことで、誠に残念ではありますが、それと同時に、整備に向けました課題も見えてきたとも感じております。ですので、様々な課題に対しまして知恵を出していただき、進めていただきたいと思いますが、最後に、この件に関しまして市長の所見を伺います。
- 〇議長(福田耕四郎君) 先﨑市長。
- **〇市長(先崎 光君)** お答えをいたします。

42年間というご発言がありました。議員さんの思いを強く感じたところでございます。先ほど建設部長の答弁でもございましたが、限りある財源を効果的に生かしながら、まずは現在着手している事業を進めていかなければいけない、そのように考えております。

しかしながら、投資すべき分野には、今後の那珂市の未来像を踏まえながらちゅうちょなく投資をしていかなければ、10年後、20年後の那珂市の姿は見えてこない、それも事実であります。

まずは、現在策定中の立地適正化計画や見直し予定である都市計画マスタープランの基本 方針を踏まえた形で、都市計画道路以外の事業も含め、瓜連地区の既存の市街化区域におけ るまちづくりの検討を行うとともに、地域の活性化につながるような都市計画道路西室家中 道線の整備についても考えていくべきもの、そのように考えております。よろしくお願いい たします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 冨山議員。
- ○8番(冨山 豪君) ありがとうございます。

都市計画街路西室家中道線の整備は、冒頭申し上げましたとおり、地域住民の期待もさることながら、また、その完成によって周辺の土地利用が活発になることも当然ながら予想できます。ぜひとも活性化につながります早急な整備計画を改めましてお願いするとともに、市街化区域における新たなまちづくりの検討に心よりご期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長(福田耕四郎君) 以上で、通告1番、冨山 豪議員の質問を終了いたします。 ここで暫時休憩をいたしまして、再開を11時5分といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

〇副議長(木野広宣君) 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇原田陽子君

○副議長(木野広宣君) 通告2番、原田陽子議員。

質問事項 1. 色覚異常について。

原田陽子議員、登壇願います。

原田議員。

〔1番 原田陽子君 登壇〕

〇1番(原田陽子君) 議席番号1番、原田陽子でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問では、色覚異常についての質問を進めてまいりますので、どうぞよろしく お願いいたします。

まず、色覚異常についてですが、以前は色盲、あるいは色に弱いという字を書いて色弱などと呼ばれておりました。また、その後には色覚障害と呼ばれた時期もあり、最近では色覚異常などと表現をされるようになりました。

色覚とは、色を識別する感覚のことですが、それが正常とは異なった色の感じ方を示す状態を色覚異常と判断するようです。例えば、赤と緑の組合せのような多くの人には違う色に見える色の組合せが、同じ色や似た色に見えてしまって、色を区別しづらいなどの色覚の特性を色覚異常と呼ぶようです。

言葉だけでの説明では分かりづらいと思いますので、議長の許可をいただきまして、色覚

異常の見え方についてサイトから引用した資料をお配りさせていただいております。そちらの資料をご覧いただければ、色覚異常による見え方がどのようなものか分かりやすいと思います。

このように色の見え方が正常な人とは違うので、もし正常な人から青いペンを取ってと言われても、青の色が分からなくてペンの色を間違えてしまったり、また学校では、黒板に書かれた赤チョークが見えない、そして地図や標識が見えにくいなど色に関する不便さを感じています。

そして、色覚異常には先天性と後天性があり、後天性の場合は、加齢によるものや病気が原因となって色覚に異常が表れるようです。一方、先天性の場合の原因は遺伝的なもので、その発生頻度は、日本人男性では20人に1人、日本人女性では500人に1人の割合です。40人クラスで男女同数であるならば、1クラスに1人の割合となります。日本全国では300万人以上が何らかの色覚異常を抱えており、決して珍しい症状ではございません。さらに、女性の場合は、色覚は正常であっても保因者といって色覚異常の遺伝子を持っていることがあり、この保因者の頻度は10%、10人に1人ということです。

また、今のところ有効な治療方法はありません。ですから、自分自身の色覚の特性を知り、 日常生活や進路を選択する際に注意するべき点を知ることは、日常でのトラブルを少なくす ることにもつながります。特に色覚による制限のある職種や資格がありますので、将来進路 を選択する上で注意が必要となります。

例えば警察や自衛隊、消防、鉄道などは色覚制限がある職種です。また、航空、船舶、防衛大学などの特別な学校でも色覚の制限があり、さらに、制限はなくても、調理師や美容師、看護師、デザイン関連など色に関わる職種は、色覚異常が不利になる職業です。それら将来に関わる進学や就職に関係することを知っておかないと、就職する直前で色覚異常を指摘され、希望していた職種を断念せざるを得ない、そのようなことにもなりかねません。

しかしながら、先天性の場合は生まれつきのものなので、正常な人が色覚異常の見え方が 分からないのと同じように、色覚異常の方もやはり正常な見え方が分かりません。ですから、 ほかの人から指摘されたり、または検査を受けない限り自覚できない場合が多いのです。そ して、保護者の多くも色覚異常の検査について十分な知識を持っていないため、子供の色覚 異常に気づかないこともあります。

実は、私も同じような経験をしております。息子が色覚異常と診断されましたが、私自身、 色覚異常に関する知識がなかったため、中学生になった息子が自分から言い出して初めて眼 科で色覚の検査を受けました。それまで私自身、遺伝子保因者だということも知らず、色の 間違いを息子に対して注意をすることはありましたが、息子が色覚異常かもしれないという ことに気づくことはできませんでした。

そのような自らの経験もあり、色覚検査を受けて早めに色覚異常を発見することが必要だと考えておりますが、学校で一斉に実施されていた色覚検査は、平成15年度から学校の定期

健康診断の必須項目から削除されて、今では希望者への検査へと移行されました。検査の実施状況は、学校により大きな差があり、ばらつきも見られているようです。さらに、私もそうでしたが、保護者の多くは学校で色覚検査が行われていないことを知らない場合も多いようです。

そこで、本市の色覚検査の現状についてお聞きいたします。

まず初めに、未就学児への色覚検査は実施されているのでしょうか。

- **〇副議長(木野広宣君)** 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

乳児期からの健診においては、主に視力と視野に関する問診と確認を行い、3歳児健診では視力検査を行っております。

色覚検査については、色の理解、すなわち言葉の発達や言葉の理解も関係することから、 乳幼児健康診査身体診察マニュアルにおいても、視覚に関する確認項目になっていないため、 検査は実施しておりません。

しかしながら、問診の際、保護者から親族等に色覚異常をお持ちの方がいらっしゃるなど のご相談があった場合など、必要に応じて医療機関への相談をお勧めしております。 以上です。

- O副議長(木野広宣君) 原田議員。
- ○1番(原田陽子君) 色の理解や言葉の理解の関係上、未就学児への適正な色覚検査を実施することは難しい状況であることは理解しました。

それでは、小学校または中学校では色覚検査を実施しているのでしょうか、お聞きいたします。

- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

小学校は4校で実施しております。中学校は実施しておりません。 以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 原田議員。
- ○1番(原田陽子君) 実施している小学校は4校ということですが、では、検査対象は児童 全員でしょうか、それとも希望者のみでしょうか、お伺いいたします。
- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

実施している小学校 4 校のうち 3 校は、毎年、「保健だより」等を通して希望者を募って 実施しております。残り 1 校は、保護者等から個別に相談があった場合にのみ実施しており ます。

以上です。

〇副議長(木野広宣君) 原田議員。

- **〇1番(原田陽子君)** 検査は全員ではなく、希望者のみ、または個別に相談があった児童を 対象に検査をするということですが、検査を行う場合にはどのような配慮がされていますか。
- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

検査に際しましては、保健室で検査の様子が分からないようつい立て等で区切って行うな ど、プライバシーに配慮し実施しております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 原田議員。
- **〇1番(原田陽子君)** それでは、色覚検査を行った後の検査結果については、どのような対応をされていますでしょうか。
- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- **〇教育部長(小橋聡子君)** お答えいたします。

学校での検査で「色覚異常の疑い」の結果が出た場合は、眼科での専門的検査を勧めております。眼科での検査結果は、保護者から学校へ報告をいただき、色覚異常の結果が出た場合は、学校での適切な配慮へつなげております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 原田議員。
- ○1番(原田陽子君) プライバシーに配慮した検査と、検査後にどのような対応がされているのかは分かりました。

それでは、色覚検査が定期健康診断の必須項目から削除された背景には様々な理由がある と思われますけれども、検査を実施しなくなった経緯について改めて教えていただけますで しょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

色覚異常につきましては、以前は差別的な言葉で表現されていたこともあり、誤解に基づいた職業制限や入学制限が多くあったため、平成14年に学校保健法施行規則の一部改正がありまして、色覚検査が児童・生徒の健康診断の必須項目から削除されました。任意の検査となったことにより、全国的に多くの学校で実施されなくなったという経緯がございます。以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 原田議員。
- ○1番(原田陽子君) 確かに誤解や差別につながるといった声もあるようですね。しかし、 検査を行わなくなった結果、自分自身の色覚異常を知らずに学校生活や進学、就職などで不 利益を受ける児童・生徒がいることも事実です。それらを解消するためには、検査と保護者 への周知も必要だと考えます。

本市では検査を実施している学校が少ないようですが、今後はどのように検査を実施して

いくのでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

確かに現在、検査を実施している学校は少ない現状にあります。議員ご指摘のとおり、児童・生徒が自分の特性を知らないことで、生活に不便を感じたり、社会的に不利益を受けるということが危惧されます。学校におきましては、保健だよりなどを通して保護者に対して色覚検査に対する理解を促し、希望する児童・生徒に対して、学校で色覚検査が実施できるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 原田議員。
- ○1番(原田陽子君) 答弁にありましたとおり、保護者への理解が広がれば、検査を希望する生徒も増えていくかもしれません。

では次に、学校の先生方の色覚についての質問をさせていただきます。

検査が行われていない場合、先生方の色覚に対する関心も低いのではないかと思われます。 色覚に対する理解がないと、色覚異常の生徒の色違いや色の間違いに対して、ふざけている ように見えてしまうこともあるようです。実際、私も息子の注意に関しましては、またふざ けてなどという言葉を言っていたこともありました。そのような中で、小中学校の先生の色 覚についての認識についてはどう感じておられますでしょうか、お聞きいたします。

- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- **〇教育部長(小橋聡子君)** お答えいたします。

色覚検査を実施しなくなったことで、教職員の色覚についての認識は薄れてしまっている ことが考えられます。教職員が色覚異常に関する正しい知識を持ち、色の見え方が異なる児 童・生徒に対する学習指導、進路指導等の際には、特性に応じた配慮をすることが大変重要 と考えます。

全ての教職員が色覚異常について理解を深めることができるよう、学校長会等を通して周 知を図ってまいります。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 原田議員。
- ○1番(原田陽子君) ぜひ教職員の方にも色覚に関する理解を深めていただき、色使いや色の間違いでクラスメイトから誤解を受けることや、色を使った授業が理解しにくい生徒を理解し、適切な対応をお願いしたいと思っております。

また、保護者が気づいていない場合もありますので、色に関しての学校の様子を先生から 保護者のほうにお伝えすることも可能かもしれません。

そして、最近では、色の感じ方に特性のある生徒を含め、誰でも識別しやすい色合いを心がけようという取組、いわゆる学校における色のバリアフリーという言葉が聞かれるように

なりました。市内の学校の色のバリアフリーの現状はいかがでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

残念ながら、色のバリアフリーなど学校としての取組は、現在のところ、行っておりません。しかしながら、該当する児童・生徒がいる場合は、医師からの指示に沿って、例えば特定の色の組合せを避けるなど、個別の対応をしております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 原田議員。
- ○1番(原田陽子君) まず、色覚異常の児童・生徒への個別の対応から始まり、少しずつでもいいので、今後、市内の学校全体に色のバリアフリーが広がることを私は望みます。

そして、色覚異常による職業の制限があることは最初に述べさせていただきました。文部 科学省でも中学生の職場体験の必要性や意義を説いており、そのために中学生の職場体験の 学習活動があるようですが、市内の中学校では職場体験を実施されておりますでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。 中学校全校で、8年生を対象に実施しております。 以上です。
- 〇副議長(木野広宣君) 原田議員。
- ○1番(原田陽子君) そのように実施されている職場体験を通し、また中学生であれば、高校受験を迎えるに当たり、自分の進路を現実的に考える時期になり、中学校では進路指導も行われると思います。生徒の中には進路先に例えば陸上自衛隊、高等工科学校を選択する生徒が出てくるかもしれません。陸上自衛隊、高等工科学校は、将来の陸上自衛官を養成する学校ですが、生徒課程修了時に高等学校の卒業資格も取得できるとのことです。ただ、自衛隊ですから色覚の制限があります。

そのように中学生の頃から自衛隊を目指す生徒にはもちろんではございますけれども、進路指導の際には、色覚が問題となる職種があることを含めた進路指導を今後行っていただきたいと思っておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

中学生は将来の自分の職業について、具体的に考え始める大切な時期となっております。 議員からご指摘があったように、職業によっては色覚異常による制限があり、希望の職業 に就くことを断念せざるを得ないというような深刻な状況にもつながりかねます。

進学や就職のときに初めて色覚異常に気づき、困惑することのないよう、早い段階で色覚検査の機会を確保するとともに、進路指導に当たる教職員は、色覚異常による制限のある職業や資格、学校があること、また色覚異常が不利になる職業があることを認識した上で、適

切な助言を行うことが重要であると考えております。 以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 原田議員。
- ○1番(原田陽子君) 先ほどから色覚の制限のある職種に自衛隊を上げておりますが、私の息子が自衛隊の採用試験を受けたことがございまして、やはり身体検査での色覚が問題となり、試験は不合格となってしまいました。

息子の場合は色覚異常であることを知っておりましたので、落ちる予想はしておりましたが、色覚の程度によってはもしかしたら合格できるのではないかという、少し期待を抱いて試験に臨んだ経験がございます。しかし、結果は不採用。色覚の異常の現実を突きつけられて、当時は本人はもちろんですが、家族である私にとってもショックで、少し落ち込んだことを覚えております。

ほかの例ですが、私と同じ世代の人で小学生のときに行った色覚検査で色覚異常が分かり、早い段階で制限のある職種を教えられていたという方がおります。その方は色覚で制限があることを知っていたため、最初から色覚の制限のない今の職種を選択できたという、そういう人もおります。

そのように早くに自分の特性に合った進路指導は、その生徒にとっては大変重要なことです。また、中学生ぐらいになりますと、自分の色覚の特性に気づき始めて、不安を感じている生徒も中にはいるかもしれません。そのような生徒とまた保護者のためにも、適切な進路指導に努めていただきますようお願いをいたします。

それでは、次の質問といたしまして、色覚の特性も不便さもハンデも、周囲の少しの理解によって、本人も周囲の反応も変えられると思いますが、小中学校において、色覚異常に対する周囲の理解についてはどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いをいたします。

- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

色覚異常とは、ほかの人と色の見え方や感じ方が異なっている状態のことです。本人が自 分の色覚の特性を自覚して、色の見え方に注意することと、周囲の理解により日常生活を支 障なく送ることができます。

例えば、黒板のチョークの色が見えにくいのであれば、先生に相談し、チョークの色を変えてもらうなど配慮をしてもらうことで、ほかの児童・生徒と同じように学習することができます。また、色覚異常があることを周囲に知らせておくことで、色を間違えた場合でも、先ほど議員からおっしゃっていただいたように、真面目にやっていないなどと誤解されるようなこともなくなり、自信を持って活動に専念することができます。

色覚異常について周囲の人が理解し、正しい知識を持ってサポートすることが大切と考え ております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 原田議員。
- ○1番(原田陽子君) そのようなお考えをお伺いいたしまして、安心いたしました。

色覚異常である本人だけでなく、周りの人も知識を持つことで、個性として受け入れられる学校や社会であってほしいと願っております。

色覚異常は日常生活に大して支障はないと言われておりますけれども、誤解があったり少しの不便を感じています。その誤解も不便も、周りの理解で認めてもらうだけで、それらが解消されると思いますので、小中学校においても色覚に対する理解が進むよう、私からもお願いをいたします。

次に、市内におけるカラーユニバーサルデザインの推進について質問をさせていただきます。

カラーユニバーサルデザインとは、人間の色覚の多様性に配慮し、より多くの人に利用し やすい配色を行った製品や施設、建築物、環境、サービス、情報を提供する考え方のことで、 全ての人が分かりやすく認識できる配色、色相、形やパターンなどを組み合わせて、情報を 読み取りやすいように工夫したデザインのことを指します。また、カラーユニバーサルデザ インは、色覚異常への配慮だけではなく、伝える側にも伝えたい情報が正確に伝わるという メリットもあります。

工夫されたデザインの実例、身近なものですが、テレビのリモコンがあります。リモコンには青、赤、緑、黄色と4色のカラーボタンがありますけれども、カラーボタンのすぐそばに漢字一文字で青、赤、緑、黄と書かれてあり、色名が分かるようになっています。現在ではメーカーもカラーユニバーサルデザインに取り組んできております。また、カラーユニバーサルデザインを取り入れている自治体も徐々に増えつつあるようでありますので、那珂市では現在どのような取組をされているのかお伺いをいたします。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、全ての人が快適に生活できるよう配慮する ユニバーサルデザインにつきましては、本市においては、障がい福祉や高齢福祉などの分野 において、以前から推進をしております。

議員おっしゃるカラーユニバーサルデザインにおける本市の取組状況といたしましては、 例えば、市が発行している「広報なか」では、高齢者をはじめ、色覚における配慮を必要と する方を考えて作成をしております。

しかしながら、市役所庁舎にある案内表示板、看板や配布物などについては、担当した各部署において、一般的な見えやすさ、読みやすさなどは留意して作成しておりますけれども、 色覚における配慮が必要な方を想定しているかについては、十分とは言えないのが現状です。 以上です。

〇副議長(木野広宣君) 原田議員。

○1番(原田陽子君) 今おっしゃっておりましたユニバーサルデザインは、東京オリンピック・パラリンピックでも注目されておりましたから、今後の進展が予想されて楽しみでございます。

そして、カラーユニバーサルデザインは、現在、本市では十分ではないということですが、 色覚異常だけでなく、高齢者も加齢に伴い、色を見分ける能力が低下するようですから、加 速する高齢化社会に対応するためにも、カラーユニバーサルデザインを那珂市でも推進して いく必要性を感じております。今後、本市における取組についてお伺いいたします。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

誰もが不都合を生じることなく安心して暮らしていくためには、ユニバーサルデザインの 推進は必要であり、本市も地域福祉計画や障がい者プランにおいて、この推進について策定 をしております。

現在は、情報を伝えるときに、多彩な色を自由に組み合わせて使うことが簡単に誰もができるようになりました。議員ご指摘のカラーユニバーサルデザインについても、取り組む必要があるものと認識しております。

茨城県が策定したいばらきユニバーサルデザインサービス・情報ガイドライン、この中で、カラーユニバーサルデザインについての指針も示されております。本市におきましても、この指針を参考に、色覚が多様であることを認識し、配慮するという意識を持って業務に取り組むよう職員に周知してまいります。また、市民や企業に対しましても、多様な色覚に対する理解を深めるための情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 原田議員。
- **〇1番(原田陽子君)** 前向きなご答弁をいただきましたので、今後の取組に期待しております。

カラーユニバーサルデザインが推進され、その取組を多くの方が認識することも色覚に対する周知につながり、色覚異常を一つの個性として受け入れられる社会になっていけると思いました。以前は今よりも職業の制限が多かったため、色覚異常であることを隠している方も多いようでした。今は色覚検査が行われなかった時期もあり、色覚異常を自己認識していない人や、そのもの自体を理解していない人が増えているのかもしれません。

しかし、最初に述べましたように、色覚異常には治療方法がなく、遺伝によって引き継がれていくものです。私の遺伝子も息子からその子供へ、どこまで受け継がれていくのか分からないですけれども、色覚異常の割合が減るのかもしれませんし、増えるのかもしれません。しかし、色覚異常がなくなることはないと思われます。また、高齢者になって自分も色を見分ける能力が低下する場合もあります。

そのような中、那珂市ではほかの自治体に先駆けて、カラーユニバーサルデザインに取り

組んでいただき、その取組が周りにも広がり、那珂市から、そして県へというよい連鎖反応 を起こしていただきたいと思っております。

最後に、色にも優しく、誰もが住みやすい那珂市を目指していただきまして、部長がおっ しゃるとおり、市民や企業に対しても情報発信に努めていただきますようお願いいたします。 以上をもちまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○副議長(木野広宣君) 以上で、通告2番、原田陽子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時45分といたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時45分

○議長(福田耕四郎君) 再開をいたします。

◇ 大和田 和 男 君

○議長(福田耕四郎君) 通告3番、大和田和男議員。

質問事項 1.子供の感染症拡大対策について。2.保幼小中連携等について。3.伝統 文化やイベントの観光活用について。

大和田和男議員、登壇を願います。

大和田議員。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

○7番(大和田和男君) 議席番号7番、大和田和男です。

通告に従いまして一般質問を行います。

冒頭、コロナの質問になりますが、日頃よりコロナ対策にご尽力いただき、関係各所の皆様、本当にお疲れさまです。感謝を申し上げます。

また、私は今回、子供についての感染症拡大対策を伺うわけですが、学校も始まりました。 始めるに当たっても様々な問題があったかと思いますし、始まってからも多々課題が出てく るかと思います。デルタ株、いろんな株が今ミューだとかラムダだったですか、たくさんい ろんな株が猛威を振るう中、今回、議論しながら子供たちのため、現場の保育士さん、幼稚 園や学校の先生、そしてお子様のいるご家庭のため、市は何ができるか、共に進めていけれ ばと思います。

さて、今回、小項目の中にワクチンということで入れましたが、全協でも申し上げましたが、12歳から18歳、若年層へのワクチンの優先接種、重ねてお願いしたいなと思うわけで

す。特に中3生、那珂市では9年生ですか、とか、あとは高3といった受験や就職、もしく は修学旅行ができるのかできないか分かりませんが、そういった人生において大変なポイン トについて優先接種。笠間では何か中3、優先接種だなんていう記事が出ておりました。

また、昨日の発表でも驚きました。未就学児の感染が多いと、多くなっているというところで、私じゃないんです。私もそう思うんですけれども、私のほうにも、小さいお子様のいるお母さんから不安の声が届いております。隣の常陸太田市なんていうのは、子育て世帯に優先接種だということを聞いております。那珂市でもそういったものを考えていただきたいと。全協から日にちもたちますし、いま一度、この那珂市の未就学児の感染状況を見て、ご検討のほうをお願いしたいと。立ちどころに今、答弁いただくというわけじゃなく、ぜひ対策会議で検討のほうをお願いしたいと思います。

また、抗原検査、PCR検査、そういったものも子供たちに関連するところへ投じていっていただきたい。重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、冒頭で強くこのようなことを訴えてまいりましたが、学校が始まって、子供が利用している施設の通常の感染症対策、手指の消毒ですとか、マスク、検温、黙食なんていうのもありますか。アクリル板など日々の対策は、もう1年以上コロナ感染してからたっていますので、徹底しているかと存じております。

ただ最近、ほかの市町村では子供のクラスターというのが出てまいりました。学校や幼稚園、保育所でのクラスター対策の具体的な指示はどうなっているのか伺います。

- ○議長(福田耕四郎君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

保育所を例に申し上げます。

クラスターへの対策といたしましては、密となりやすい保育環境を避けるため、できる限 りクラス別の保育をしております。園児やその家族などに症状の兆候が見られた、または感 染が判明するなどの場合には、施設の臨時休園や園児の出席停止など、対応の基準を事前に 決めておりますが、各施設ではそれに沿った対応をしております。

また、通園者の名簿、配置表等を常に整理して、仮に感染が生じた場合に、保健所が濃厚接触者を特定する行動履歴調査、これに協力できるように備えております。

幼稚園や学校につきましても、同様に感染症対策ガイドラインを定め、クラスターへの対 策を講じております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- **〇7番(大和田和男君)** 子供は密になるなと言っても難しいですし、マスクもちゃんと機能をしているかなど、気を遣うことが多々あると思います。また、運営側でも発達段階において必要と考えられるイベントですとか、大きなことでは運動会だったり遠足だったり、小さなことでは保育所であったら公園に行くとか、ちょっと遊びに行くなんてあると思います。

できること、できないことの線引きも、ぜひ官民共有で事に当たってもらいたいと思います。 大変だと思いますが、小さなことでも親身になって、現場の気持ちに立った体制づくりのほ うをお願いいたします。

そして、学校では密を避けるため、いよいよ来週から、今は分散登校ですか、本格的なリモート授業が開始されるようです。大丈夫でしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- 〇教育部長(**小橋聡子君**) お答え申し上げます。

GIGAスクール事業により、全ての児童・生徒にタブレットを配備したことから、リモート授業を実施する環境は整備されております。

方法としましては、教師の授業をリアルタイムで配信する双方向型のオンライン授業のほか、学習動画や各種のデジタル学習ソフトを活用して学習するものになります。実践に向けた準備として、これまで指導室から各種コンテンツを使用した授業スタイルを提案したほか、各学校におきましても、例えば夏休み期間に朝の会をリモートで開催する、学校間をZoomでつないで授業するなど、活用に向けて運用を重ねてきたところです。

課題としましては、学校におきましては、まだ教師の経験や実績が十分でないこと、家庭におきましては、インターネットの通信環境に差があるほか、特に小学校低学年の児童にとりましては、一人では操作が難しいことなどが挙げられます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大により2学期のスタートはリモート授業での対応となっております。各学校におきましては、ただいま申し上げた課題を克服しながら、教育活動を継続してまいります。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- **〇7番(大和田和男君)** 始まったばかりで、何とかあの手この手という感じだと思います。

また、昨日の茨城新聞なんかでは、茨城県は勉強について休校中の不安が全国より高かったなんて、昨日でしたかおとといでしたか、あったような気がします。現場の学校も大変だと思います。

また、お子様のいるご家庭の話を聞きますと、特に共働きの核家族のところですよ。分散やリモートというところでやはり混乱が生じているという模様です。今回は聞きますと、各学校、ちょっとばらばらなところがあったり、ばらばらと言うと言葉は悪いかもしれないですけれども、各対応が違ったりといって、そこに携わるこども課所管部分のところも、非常に混乱していると。だから、しっかり一元化していただくということを次の質問にするので、次の話で触れさせていただきたいと思います。

これから開始しても、様々な課題が出てくるかと思います。でも、失敗しても、やはり親 身になって柔軟な対応で事に当たってもらえたらと思う次第でございます。

また、学校が対策を講じていても、兄弟が保育園に行っていて密はなかなか避けられない、

そういったご家庭も少なからずいます。実際、市内でも感染者が出ております。施設でも感染者が出ている。クラスターとはならなかった。もしも多くの感染者が出ていたら、その兄弟は学校、あとは学童とか塾とか、そういった驚くように縦にも横にも広がって、子供のつながりってそれだけ広いと。そういった学校、保育所など、施設をまたがる対応はどうしているのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

児童や生徒に陽性者が発生した、あるいは濃厚接触者としてPCR検査を受検したといった情報が学校を通して私どもに入った際には、兄弟関係の有無や対策の必要性に応じて、こども課に情報を提供しています。こども課が情報を得た場合にも、同様に情報連携を図れる体制となっております。

これにより、小中学校をはじめ各施設におきましては、前もって対応を想定することで、 遅滞なく準備を開始することができております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- ○7番(大和田和男君) 今のところという感じだと思うんですけれども、これが感染拡大が子供たちの中で流行したら、この対応ではなかなかまだなのかなと。検査結果とか、あと公表なんていうところも一日二日かかっちゃうんですよね。こういったタイムラグも、こういった施設は非常にネックになっております。一日のうちに密になる時間が子供たちは山ほどあるわけですから、先手先手でこのタイムラグを政策で埋めていっていただきたいと思います。

このコロナは災害です。今回は有事の際の質問をさせていただきましたが、今までの質問内容、関係各部がまたがっているという感じだと思います。分かるかと思います。だから次の質問の、保幼小中が有事以外のときでもつながっていかなければならない。そのことを続いて質問をしていきます。

では、次の質問に移ります。

では、このコロナ、目の前の感染症拡大防止も非常に大切なのですが、中長期的に見て、どのような影響が出てくるのか、まず考えてみたいと思います。

コロナによる産み控えが問題となっております。また、妊婦さんの入院先がなく、出産した新生児が亡くなった、そういうニュースが出ておりました。産み控えに拍車をかけるのではないかと思います。那珂市でも先ほど聞きましたが、妊婦さんやその配偶者に対して、ワクチンの優先接種が始まったということで、検討いただいた関係各所の皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

話を戻しまして、産み控え、我が市ではどのようになっているのか。令和元年、2年、3年の出生数と各年の前年度比を伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

出生数ということでございます。常住人口調査による年度ではなく、各年の出生数をお答えいたします。令和元年が340人、令和2年が301人、令和3年は1月から7月までの数字になりますが、182人となっております。

前年比になります。令和元年は93.66%、令和2年が88.53%と減少傾向が顕著でございましたが、令和3年の7月末までの数字で言いますと、103.41%と若干増加しているという数字になってございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- 〇7番(大和田和男君) 分かりました。

今回、議長の許可を得まして、資料を配付させていただきました。資料を見ますと平成30年から令和元年において全体で17人ですか。そして、それから一気に令和2年になると全体で39人も減っていると。学校で言うと1クラス分。今回、地区別に見ると何か芳野が一気に下がっているななんていうのが見れます。非常に厳しい状況だと思っております。

よいことといえば、もしかしたら待機児童が減るんじゃないかななんて、よいことなんだかどうなのかも分からなくなってきますけれども、何か真綿で首を絞めるような、ゆっくりゆっくり厳しい状況が続いていくのかなと思っています。

以前の定例会で質問をさせていただきましたが、木崎小、額田小だと大打撃だと思います。 そのときの質問のときはコロナ前の数字で質問させていただきましたが、今度はコロナ後、 非常に厳しい小規模化が加速するのではないかと思います。小規模特認校、もしくは分離型、 併設型というんですか、小中一貫から義務教育学校、そして一体型一貫校を検討するべきで はないのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

小規模学校の活性化の対策として、議員ご指摘のような方法があると認識しております。 まず、小規模特認校は、教育委員会が特定の学校を特認校として指定し、特色ある教育を 行うもので、通学区を設けず、市内の全域から入学を認めることで、児童・生徒数の確保に つなげることができます。近隣では水戸市や東海村でも実施しており、将来的には本市にお きましても、小規模校存続の手法として検討に値するものと認識しております。

小中一貫教育ですが、本市は小学校と中学校の設置者が同一の併設型小中一貫教育の施設 分離型として実施しております。議員からご指摘のあった小中学校が一人の校長で運営され る義務教育学校、さらには校舎が一体となった施設一体型など、それぞれ法令による設置の 類型がございます。施設一体型の義務教育学校は、今後、学校の適正配置とも関連させなが ら、小中一貫教育の在り方の中で検討していくことになるものと考えております。

現在、額田と木崎の両小学校は、少人数での教育のよさを生かしたきめ細やかな指導の実

践や、地域コミュニティを生かした教育活動を展開しておりますので、まずはこの活動を継続、発展させてまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- **〇7番(大和田和男君)** 分かりました。

本当は木崎も額田も非常に地域の方々は頑張っておられます。本当に感謝しかないと、そう思う次第でございます。しかし、一番の解決策は子供の数が増えることです。出生数の増加、子供があふれる町の施策はないのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

出生数の減少は、那珂市に限らず全国的な課題です。要因の一つに、未婚化、晩婚化の進展があると捉えております。いばらき出会いサポートセンターへの入会登録料の補助、昨年はコロナ禍で実施がかないませんでしたが、婚活パーティーの開催や、中学生を対象に自身の人生設計を考えるきっかけづくりを図るライフデザイン形成支援事業など、実施してございます。また、出産を希望する世帯に対して、県と協調して不妊治療費の助成なども行っております。

安心して子供を産み育てることのできる環境を整え、しっかりと子育て支援をしていくことは、まちづくりには重要ですので、妊娠期からの母子への支援をはじめとして、健康診断や各種の相談、保育所や子育て支援センターなどの充実に加えて、マル福制度や各種手当の支給による子育て世帯の経済的負担の軽減を図っているところでございます。

さらに、子育て世帯を対象とした住宅取得助成制度などにより、本市への移住・定住を促進させ、子育て世帯を総合的に支援していくことにより、魅力ある活力あふれるまちづくりを目指しているところでございます。

以上です。

〇議長(福田耕四郎君) ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 零時59分

○議長(福田耕四郎君) 再開をいたします。

大和田和男議員、登壇願います。

大和田議員。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

〇7番(大和田和男君) 午前中に引き続きまして、切れてしまいましたけれども、このよう

に切れ目のない保幼小中を質問しているわけでございますが、先ほど保健福祉部長から、出生数の増加、子供があふれる町の施策はないのかといって伺いましたが、部長からは結婚、出産の助成、また、安心して子供を産み育てることができる環境を整え、しっかり子育て支援をしていくことはまちづくりに重要ということで、妊娠期からの母子への支援、そして健康診断、各種相談、保健所、子育て支援センターなどの充実ということで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っているというご答弁いただきました。

少子化は那珂市だけではないですし、那珂市は子育て支援、また健診などに女性に優しいまちとしても誇ってはいいのではないのかなと思います。あれもこれも比較したら切りはないですけれども、私はどちらかというと定住の時点での施策の充実をお願いしたいところです。それは次の話になるわけですが。

では、子供が生まれたとします。現在の保育事業、どうなっているのか。現場の保育士さんはどうなっているのか。まずは保育士さん確保の手段となる保育バンクの現在の状況はどうなのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

保育士の確保対策の一つとして、令和2年10月より那珂市保育士等人材バンクを開設いた しております。実績ですが、これまでに1名の登録がありましたが、以降は問合せはあるも のの、登録には至っておりません。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- **〇7番(大和田和男君)** 保育バンク、なかなかうまくいっていないというところ。これは相手次第というところがございますので、保育士さん、労働環境はどうなっているのか。厳しい話は聞きます。このコロナ禍でもっとつらいことと察しをしています。負担軽減となる保育外職員の常勤配置はどうなっているのか伺います。
- 〇議長(福田耕四郎君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

まず、労働環境のところですが、令和2年度に市内の保育士を対象にアンケート調査を実施しております。そこには、給料を上げてほしい、職員を多めに採用して休暇を自由に取得できるようにしてほしいとの声が多く上げられています。

内閣府が令和2年度に実施した調査では、保育業界では離職の理由を給与が低いということが6割を占めております。保育士の平均年収は約374万円と、決して低過ぎるということではありませんけれども、命を預かる責任の重さを勘案して、厚生労働省では処遇改善加算を平成25年度から設けております。

次に、保育外職員の常勤配置でございます。保育外職員のうち、事務職員の常勤配置については、令和3年4月1日現在で、市内保育所、10施設ありますけれども、2名となってお

ります。

市としては、民間保育所等支援事業において、例えば保育士の業務負担を軽減するために、 周辺業務を行う者を配置する際の賃金を補助する保育体制強化事業や、保育の補助者の雇用 に必要な費用を補助する保育補助者雇上強化事業など、様々なメニューを案内し、民間保育 所への支援を継続してまいるつもりです。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- ○7番(大和田和男君) やはり人的配置と賃金ですね。公務員は非常に難しいというのも承知なんですけれども、また先ほど数字を聞きますと、保育外職員は市内10か所でたったの2名ということです。やはりそういった保育外職員を増やす制度をどんどん活用して、量もそうですけれども、質もそうですよね。どちらも充実した保育事業を展開できることをお願いする次第でございます。

用務員さん的な人ももちろんそうなんですが、連絡帳を手書きしたりとか様々なもの、何か折り紙とかこうパウチやって貼ったりとか、様々なものを手作りする。家庭状況などといった子供を管理する。そういった子供を目や体で見る仕事以外のことを専属としてやってくれる保育外職員、何度も申し上げますが、強化のほうをお願いいたします。

そして、少子化対策、定住対策は、保育所や幼稚園、事業の中にも非常に重要な役割があると思います。保育事業内及び幼稚園事業の中に、市外からの入所者をつなぎ止め、那珂市への定住につなげるような施策はあるのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

市として、市外から移住・定住を促す施策メニューはございますけれども、保育所への入所を要件につけたものはございません。保育所への入所については、毎月希望者の審査を実施しております。そして、決定しております。市内に居住する希望者を優先し、空きがある場合には、市外に居住していて那珂市内の保育所を希望する方を受け入れております。この基準については、近隣の市町村も同様でございます。

市としましては、移住・定住を考えている方々に那珂市を選んでいただけるよう、暮らしやすい、子育てしやすいまちづくりに一層取り組んでまいります。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- **〇7番(大和田和男君)** 続いて、同じ質問なんですけれども、教育部長に伺います。
- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

幼稚園として定住促進に寄与できるものとして、那珂市立ひまわり幼稚園では、平成31年 4月の開園以来、魅力ある幼稚園、選んでもらえる幼稚園を目指し、特色ある教育として、 英語教育、運動の専門指導、給食による食育に取り組んでおります。

そのほかにも、幼児教育の拠点としての役割を果たすため、那珂市保幼小中連携協議会を 設立しております。幼児教育施設の保育、教育から、小学校就学へ円滑な接続を図り、さら には本市の小中一貫教育につなげる取組も行なっております。

このような特色ある教育を通して、市内外の子育で世代の方に、那珂市で子供を育てたい、 那珂市で教育を受けさせたいと感じていただけるよう、引き続き取組を進めてまいりたいと 考えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- **〇7番(大和田和男君)** 部をまたがっての答弁、ありがとうございます。

小学校就学へ円滑な接続をし、那珂市で子供を育てたい、那珂市で教育を受けさせたいと 感じてもらうこと、そのとおりなんですよ。

そこで、答弁にもございました保幼小中連携は実際に何をされているのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

那珂市保幼小中連携協議会は、那珂市の全ての子供たちが、幼児期の教育、保育から小学校の教育へ、さらには中学校の教育へと、円滑な接続を図ることを目的として、令和元年度に設立しました。協議会の活動を通して、幼児教育施設と小中学校の先生方が、お互いの教育、保育の内容を理解し、子供たちの育ちの姿を共有できる場となっております。

具体的な活動例としましては、初年度はひまわり幼稚園において公開保育を開催しました。 協議会の委員ばかりでなく、市内あるいは市外の幼児教育施設や小中学校の先生方が参加し て意見交換をする中で、教育の取組や指導の方針について共通理解を図りました。

昨年度はコロナ禍のため中止となりましたが、今年度は民間施設のゆたか保育園で保育参観を開催しました。小学校の教員が実際に保育体験をする中で、保育と教育のつながりについて理解を深めることができました。このような活動は、年に2回ほど行っております。 以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- **〇7番(大和田和男君)** とてもすばらしいことだなと思います。

ゆたか園の保育参観の記事、今日も茨城新聞の方がいらっしゃると思うんですが、載っていましたよね。とてもほっこりしたような記事だったなと記憶しております。

中央教育審議会でも幼保小の円滑な接続を進めています。子供の入学時の段差をなくそう という、そういった動きだと思います。いわゆる小1プロブレムというやつだと思いますが、 それは何で、何を講じているのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- **〇教育部長(小橋聡子君)** お答えいたします。

保育園や幼稚園での保育、教育は、遊びを通して幼児期に身につけたい能力を育むものですが、学校は教科による教育になります。この教育方法の違いが大きな段差、ギャップとなって小学校生活に適応できないという状況が、いわゆる小1プロブレムと言われるものであります。先生の言うことが聞けない、集団活動ができない、授業中に歩き回るといった行動として現れるものです。

具体的な対応例としまして、保育所や幼稚園といった幼児教育施設では、子供たちの小学 校訪問を実施しています。授業や給食の体験、運動会や行事への参加を通して、新しい環境 に慣れさせる取組をしております。

しかしながら、小1プロブレムへの対応として最も重要なことは、先ほど保幼小中連携協議会の答弁でも申し上げましたとおり、幼児期の教育、保育と、小学校の教育をいかに円滑につなげるかであります。先ほど紹介しました連携協議会の活動自体が対策となっているものと認識しております。

そのほかにも、教育委員会では幼児教育、保育と小学校の教育をつなぐカリキュラムとして、幼稚園等が行うアプローチカリキュラム、小学校が行うスタートカリキュラムの作成を通して、両者の共通理解を促す取組も行ってきたところです。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- **〇7番(大和田和男君)** 協議会の活動そのものが、その対策につながっているということで、ならばもっと連携を強化、また先ほど年に2回の活動とありましたけれども、活動の強化をしなければならない。

途中なのですが、1年生の話題になったのでちょっと入れておきたいことなんですけれど も、小学1年生、給食の開始時期、ちょっと全学年と遅れているんですよね。全学年一緒で よいのだと思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

本市では、小学1年生の給食は入学当初からではなく、原則として1週間後の4月15日からの提供となっております。県内では入学式の翌日から提供する自治体も一部ありますが、ほぼ本市と同様の対応となっております。入学後は、学校生活に慣れることを第一に、3時間の日課で早めの下校としております。今後も現状どおり対応してまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- **〇7番(大和田和男君)** 分かりました。

話をまた保幼小中に戻すわけですが、今度は小中の連携です。先ほど小中一貫の答弁がありましたが、小中一貫の中でよく使われる中1ギャップというやつですか、それは何で、何

を講じているのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

中1ギャップとは、小学校から中学校へ進学した際に、それまでの小学校生活とは異なる環境への変化、例えば学習面ではクラス担任から教科担任になる、授業のスピードや難易度が上がる、生活面では部活動が始まり人間関係や生活のリズムが変わるなどといった変化になじめず、学校に行きたがらない、口数が減る、部屋に引き籠もるようになる、そこから不登校やいじめの現象につながるものを言います。

この中1ギャップの問題は、本市において小中一貫教育を導入するきっかけの一つとなったものです。小中一貫教育は、小学校と中学校を連続した9年間と捉えることから、小学校と中学校の段差が解消できます。また、学園制の中で、小学校同士の小・小連携を緊密にすることで、入学前から人間関係が構築できる、小学校と中学校の連携を密にすることで、憧れの中学生として将来像を描けるなど、小中一貫教育の取組が中1ギャップの解消につながっているものと認識しております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- 〇7番(大和田和男君) 分かりました。

でも、そこだけの解消ではどうなのかなと。ゼロ歳から15歳は、いわゆる人格を形成する 最も重要な時期。幼児教育、生活習慣、学習習慣、道徳心もいろいろあります。健康、探究 心、向上心、様々な生きる力など、多くのことを追求していかなければなりません。

保育から学校教育まで、お子様一人一人の成長過程を見ていく、カルテのようなものを作成する。保育所にもそういった人員を配置し、お子様の管理の事務をしてもらう。保育士の負担軽減にもつながる。そのまま学校でもそのカルテに基づいてお子様の管理をしていく。そういった個別的学校教育コンシェルジュみたいな配置もよいものではないのかと思います。そのような手厚い保幼小中連携を目指していただきたいと願いますが、どうですか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

議員からは、カルテという表現でいただきましたが、保育所や幼稚園、小中学校におきましては、一人一人の保育、教育の過程や発達の状況を記録したものとして、それぞれ保育要録、幼児指導要録、指導要録がございます。これらは各施設の担任が専門的な視点から作成し、保育所、幼稚園から小学校、さらに中学校へと引き継がれますので、幼児期からの成長の様子について、情報を共有することが可能となっております。

その中でも、発達に心配がある幼児につきましては、要録による情報共有だけでなく、教育支援センターに配置しています就学専門相談員、こちらが市内外の幼児教育施設を訪問し、個別に対応をしております。この人的配置が議員から提案いただきましたコンシェルジュに

該当するものとして捉えられるかと思います。 以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- 〇7番(大和田和男君) 分かりました。

これから、先ほど資料にもありましたとおり、子供の数が減るということで、逆手に取って、市内全員の子供に手厚い教育を受けさせる。かゆいところにも手が届くような、そういった支援ができると思います。各学校にもそういった就学相談員がいてもいいのじゃないのかななんていうことは思います。

そして、先ほど来から質問していますと、平野保健福祉部長が答えるのとか、小橋教育部 長に質問するの、何か本当に形になっていると思います。

やはり子供はゼロ歳から15歳まで切れ目なく成長を続け、国も切れ目のない保育教育を推進しています。我々地方行政だからこそ、切ってはいけない時代になっているのではないかと思います。

ちょっと遠いんですけれども、大阪の箕面市では、教育委員会事務局に子ども未来創造局を置いて、幼保小中を組織していたりしています。こども課所管の保育事業等を教育委員会に移管するなども我が市に必要なのではないでしょうか。その中で、保幼小中連携協議会や小中一貫教育推進といわず、いよいよ保幼小中一貫教育を掲げてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

子供に関係する施策を集約するというご提案は、国が検討している子ども庁の構想に通じるものです。今後の国の動きも注視しながら、市民の利便性の向上という点からも、市役所として独自で進められるものがあれば、こども課や総務課といった関係部署とともに、前向きに考えていくべきと思います。

また、保幼小中一貫教育につきましては、これまでの小中一貫教育に保幼小中連携の視点を新たに加えた取組を始めたところですので、今後さらなる取組の発展に向け進めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- ○7番(大和田和男君) 市民の利便性の向上ということで、今回のコロナの学校の対応というか、それも含めてやはり混乱が生じたというのも、あっちに連絡すればいいのか、学校に連絡すればいいのかも、非常に市民の皆様も大変だったと思います。

また、子ども庁構想というの、これから国の動きがあるかと思うんですけれども、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。場所的にも本庁と支所で何か分かれていて、切れ目どころか遠くてみたいなという感じが気になるところではあると思います。

では、教育長、保幼小中連携や保幼小中一貫教育についての考えを伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育長。
- ○教育長(大縄久雄君) ただいま議員からご指摘のございましたように、本市におきましては、中1ギャップの解消をはじめ、義務教育9年間を見通した学習面、生活面においての小中の連続性を図るための小小連携、あるいは小中連携を基に、学園ごとに特色ある教育活動を進める、いわゆる小中一貫教育を今、取り組んでいるところでございます。

また、一昨年には保育所や幼稚園など、幼児教育施設と学校がそれぞれの発達段階や指導内容、こういったものを情報や認識を共有し、いわゆる就学時の円滑な接続を図るために、 那珂市保幼小中連携協議会を立ち上げ、今、取組を進めているところです。

公立、私立を問わず、幼児期の重要な時期から中学校卒業まで、那珂市の子供たちは那珂市で育てるというこの取組は、議員ご提案のとおり、保幼小中一貫教育であり、本市が目指す教育である、このように考えております。

これまで独自の手法で進めてまいりました小中一貫教育や、中学校も含めた保幼小中連携協議会、こういったものの取組でございますけれども、私自身、そして教育委員会としても、 一定の成果、一定の実績が出ているものと、このように認識をしています。

今後も、本市の特色ある取組を進めるとともに、那珂市の教育を受けさせたいと、こういう皆様に感じていただけるような、そういう教育の質をさらに上げるように、誠心誠意みんなで努力してまいりたい、このように考えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- ○7番(大和田和男君) ありがとうございます。

教育長に言われると、先生に言われている気持ちになって、ぴしっとします。本当に自信を持って言っていただいていると感じますので、これからも推進していただけたらなと思います。

このコロナ禍の有事でも、何度も言いますけれども、連携が非常に重要だと実感しました。 せっかくこうやって協議会が動き出したのですから、大縄教育長にしっかり最後まで、具体 的な形になるまでけつを持っていただきたいというのが訴えです。

次の質問に移りたいと思います。

次は、伝統文化やイベントの観光活用について伺っていくわけですけれども、この宣言下、観光なんて何言っているんだと言われるかもしれませんが、こんな時期だからこそじっくり考え、そして祝コロナ克服という時期が来ると思うんです。そのイベントをいかに盛大にやって那珂市を盛り上げて、そしてそのコロナ後のシビックプライドというんですか、誇りのある那珂市を構築をしたく質問をさせていただきたいと思います。

今回は観光活用という観点なんですが、とりわけ学術的に言うと人文的文化資源と言うらしいんですけれども、要は年中行事やイベントを文化的な資源と位置づけ、交流人口の増加

を図るというわけです。

そこで、その資源はお祭りなのではないのかと思います。市内のお祭りと呼べるものは、 大小合わせていくつぐらいあるのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。
- ○産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

市内の全てのお祭りになりますと、実数までは把握しておりませんけれども、市の関係するイベントとしましては、八重桜まつり、ひまわりフェスティバル、産業祭などがありまして、そのほか地域のお祭りとしましては、菅谷まつりや額田まつりなどがあり、多数あると認識しております。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- ○7番(大和田和男君) 地域の小さなお祭りも含めればたくさんあると思います。

では、今回、答弁にもありました市の関係するイベントの一つとして、ひまわりフェスティバルを挙げてみます。ひまわりフェスティバルを開催している経緯をお聞かせください。

- 〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。
- ○産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

ひまわりフェスティバルは、平成6年度に第1回が開催されましたが、開催の経緯といたしましては、当時、3年に一度開催されておりました大助まつりの2年間を埋めるイベントとしまして、市の花に指定されておりますひまわりをPRする目的で開催されておりました。その後、ひまわりフェスティバルも回を重ねるごとに市のイベントとして定着しまして、毎年開催してほしいとの声を多く寄せられていたことから、平成12年度からは毎年開催しておりまして、現在に至っているという経緯でございます。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- ○7番(大和田和男君) 大なり小なり大助まつりと関係があるということ。

前定例会で、小池議員がひまフェス、ひまわりフェスティバルのよさを訴えられておりましたが、私もいいものはいいというところもあるんですが、ちょっと言いづらいことなんですけれども、多少マンネリ化というか、しているようにも思われます。出店者の利益につながるような施策を行ってもよいのではないかと思いますが、どうでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。
- ○産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

出店者の利益につきましては、ある程度は自己努力の部分もあるとは思いますが、ご意見として受け止めまして、今後も魅力あるイベントを展開していきたいと考えております。 以上です。

〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。

〇7番(大和田和男君) そうですね、自己努力。もちろん必要だと思います。というのもあるんですが、そもそも論というのもあります。ひまわりフェスティバルこそ、前例踏襲から脱却する時期ではないのかと思いながら、次の質問に移りながらこの話を持っていきたいと思います。

次は、市内の大きな祭りといえば、額田まつり、菅谷まつりだと思います。この前のテレビ東京の「Youは何しに日本へ」でも、額田と菅谷の祭りは紹介されていたと思います。 観光資源と思うんです、だから。私もこの祭りに参加して、この歳で、自分、私、43歳なんですけれども、3歳の頃から出ていますので40年になります。地区の責任者だった時代もありました。その間、様々な課題に直面してきました。

まずは、伝統文化財の維持管理には費用がかかります。単一自治会や保存会では非常に難しい。額田、菅谷にかかわらず、知っていると思うんですけれども、額田の山車の彫刻なんてきれいですよね。そういったものの修繕費等の助成をお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

教育委員会では、那珂市文化財保存事業費補助金交付要綱により、保存及び管理に要する 経費の一部について補助を行っております。

菅谷まつりにつきましては、「大助ばやし」が市の無形民俗文化財に指定されているため、 太鼓などの修繕等につきましては対象となっております。しかしながら、それ以外のものは 文化財として指定されていないため、補助の対象にはなっておりません。

〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。

以上です。

〇7番(大和田和男君) 未指定ではちょっと厳しいということですが、本当に那珂市を代表する立派な文化資源だと思います。

そして、先ほど教育部長がおっしゃられた「大助ばやし」は無形民俗文化財なのに、太鼓の練習などで肩身の狭い思いをしていると聞いております。太鼓がうるさいとか、何か非常に寂しい限りですけれども。夏の風物詩としてPRをお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

那珂市の貴重な伝統文化を後世につないでいくことは、とても重要なことと認識しております。今後も保存会と協力しながら、広報紙やホームページ等を活用して、さらなるPRに努めていきたいと考えております。

以上です。

〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。

○7番(大和田和男君) お願いします。

防災無線で一言、「今から太鼓が始まります」、市長の言葉で。ちょっと外れてしまいま したけれども、本当に幽玄な時期、太鼓の音が遠くから聞こえて、そういう夏の時期、よか ったななんて今、懐かしく思う次第でございます。

そして、ついに来年は菅谷まつり開催になります。市は菅谷まつりを市としてどのような 位置づけにあると考えているのか伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。
- ○産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

先ほどひまわりフェスティバルの開催の経緯の中でも触れましたが、以前は大助まつりを中心としました那珂まつりの一部であると考えておりました。しかしながら、ひまわりフェスティバルが定着してきた現在におきましては、地域が開催するイベントの一つであると考えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- ○7番(大和田和男君) 分かりましたが、昨年度はコロナで延期となってしまった額田まつりと菅谷まつりが同時開催になります。どちらの祭りも地域の開催するイベントとしてとどまらせるのはもったいないと思います。

市は観光活用の大事な資源として支援するべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。
- 〇産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

それぞれの祭りの山車やおはやしなどは、伝統文化芸能としまして、大変貴重であると認識しております。しかしながら、これらを活用しました祭りは、現状として地域のイベントの域を出ていないと感じております。

地域のイベントを開催するにも大変なご苦労があるとは思いますけれども、山車やおはや しなどの伝統文化資源を活用し、地域住民全体で祭りを盛り上げる機運を高めまして、外部 へと魅力発信ができるようになれば、観光資源としまして支援することもできるかと考えて おります。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- ○7番(大和田和男君) 貴重ではあるけれども、まだ地域イベントの域を出ていないという 感じですか。私はどちらかというと、中の人間ですから、よく見えないんでしょうけれども、 外から見ればそう見えるのかもしれません。ですが、私は、この二つの祭りは那珂市最大級 の観光資源だと思っております。両祭りの同時開催というのはなかなかありません。PRは しっかりしてもらいたいです。

そして、先ほどひまわりフェスティバルのそもそも論を言おうとしましたが、額田まつり、

菅谷まつりだけでなく、ひまわりフェスティバルも同時開催になります。昔のように那珂まつりとして考えていただきたい。花火とか歩行者天国、菅谷だとそんな感じも復活させる。 地域イベントであっても、観光、文化資源として大きく市に貢献できると思うのですが、いかがでしょうか。市長。

- 〇議長(福田耕四郎君) 先﨑市長。
- **〇市長(先崎 光君)** 質問ありがとうございます。

長らく菅谷まつりに関わってきた大和田議員さんの心意気が本当に感じられまして、市と してもいろんなことを考えていかなくちゃいけないかなという思いもあります。ただ、現在 のところ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、様々なイベントが中止になっており ます。

しかしながら、イベントを開催することによって、地域の活性化や市民の活力を取り戻す ことは、大変重要なことでありまして、これまでの質問を通しましても、その熱意は伝わっ てまいりました。

新型コロナウイルス感染症対策のために、大きなイベントの開催につきましては、どうしても制限をせざるを得ない中でありますけれども、感染症の収束が前提になりますが、地域住民の合意形成を図っていただいた上で、例えば額田まつり、菅谷まつりの開催されない年、その間の年には、例えば山車をひまわりフェスティバルに出ていただく、そういう場面で那珂市の貴重な資源として、皆さんにご披露していただく。そういったことも一つの考え方かもしれません。

いろんなことをこれから検討しまして、外部へ魅力を発信する、そういったことが皆さん の努力でできるようなイベントになっていけば、那珂市を代表するやはり観光資源、一つの イベントとして紹介していくことも可能。これはやはり皆さんと一緒になって考えていかな くちゃいけない課題、そのように考えていますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 大和田議員。
- ○7番(大和田和男君) ありがとうございます。

もちろん、コロナ収束が前提だと思います。市長がおっしゃるとおり、例えば額田まつり、 菅谷まつりが開催される年に、山車やおはやしなど、伝統芸能をひまわりフェスティバルに 披露するなんて、そういった相互に盛り上がることを想像しますと、久しぶりに踊りたくな るような気持ちになります。

半年前の定例会では、先が見えてきたなんていうことを私は申し上げてきましたが、とんでもなかったなと思います。ですが、こんなときだからこそ、下ばかり向いていないで足を止めて、お祭りという楽しいことだったり、保幼小中一貫教育という未来のことを前向きに捉えて、共に構築できるよい機会だと思い、お時間をいただきました。

これで私の一般質問を終わりにします。

○議長(福田耕四郎君) 以上で、通告3番、大和田和男議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたしまして、再開を13時45分といたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時45分

〇副議長(木野広宣君) 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 花 島 進 君

O副議長(木野広宣君) 通告4番、花島 進議員。

質問事項 1. 新型コロナ感染症対策について。2. 土地の雨水排水の現状とこれからの対策について。3. 総合センターらぽーるの図書室について。4. 額田地区の市道整備について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番(花島 進君) 通告に従って質問いたします。

まず、新型コロナ感染症対策について。

日本国内の感染者数は、ちょっと古いデータですが、8月23日のNHKのまとめによると、感染確認累積が132万2,000人を超えています。これは国民の約100人に1人が感染したということになります。重症者1,898人。また、大事なのは死亡の累積が1万5,670人だそうです。これは大体100人に1人ぐらいが感染した方なんですね。亡くなっているという現状です。ただ、最近の死亡率のデータから見ると、今は死亡率が若干減っているように思います。オリンピックが先頃行われましたが、私は東京都の日ごとの感染確認数の変化、それを気にしていました。1週間で約1.4倍でした。この意味は2週間で2倍になるということです。つまり1.4掛ける1.4。4週間ではさらに2掛ける2で4倍。6週間だと8倍になるという計算です。施策や人の行動が変わらなければ、6週間で足すと8倍になるという計算でした。ところが、国とかある自治体などは、いわゆる感染者数とか重症者数、それからベッドの比率などだけ、そのときの数だけを見た基準にとらわれているというふうに見えました。そういう考えでいると、大変手遅れになるということです。特に国がこの病気の実態、それから性格を理解してないように見えたところが残念です。その他の国の施策の不足を上げれば、ワクチン頼みでいましたが、その供給は十分ではありませんでした。

オリンピックを行いました。やるにしても特に問題なのは、東京における無観客開催の決断が遅れたということです。あれの心理的影響は非常に大きいと思います。バブルとかいうものをつくるとか言っていましたが、ほとんど幻想だと私は思っています。いまだに狭いPCR検査範囲もあります。

さらに、問題なのは、適切なケアが不足していた。そして今もまさにもっと不足しつつあるということです。入院加療基準の混乱などもありました。以上が私の状況認識です。

市の執行部として、国の新型コロナウイルス感染状況をどのように見ていますでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、これまでも年末から1月にかけての第3波、4月から5月にかけての第4波というように、何度も波が発生しております。第4波のときは、英国で最初に確認された変異株であるアルファ株、こちらが関西地方から全国に広まりました。その際も、従来よりも感染力が強いと呼びかけられておりましたが、7月末からの第5波では、インドで最初に確認された変異株であるデルタ株の影響が大きくなっております。

国内の感染者数の状況で見ても、第3波及び第4波のピーク時は1日当たり7,000人台であったのに対しまして、第5波では2万人を超える状況となっており、これまでに経験したことのないような感染拡大となっております。

感染者の増加に伴いまして病床の逼迫も深刻で、入院等調整中の者の数も急速に増加し、 公衆衛生体制、医療提供体制が非常に厳しくなっており、もはや災害時の状況に近い局面で あるとされております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- **〇9番(花島 進君)** 災害時の状況に近い局面という見識のようです。私は表面的な現象以外の認識をもっと示してほしいところですけれども、なかなか立場というものがあるでしょうから、強く答えろとは言いません。

次の質問に移ります。

茨城の感染状況をどのように見ていますでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

県内の感染状況につきましては、7月末に主に県南地域で見られた感染拡大が、8月に入ると急速に県全体に広がりました。県では感染拡大に伴い、病床の逼迫が続いている状況のため、8月6日に県独自の緊急事態宣言、8月16日に非常事態宣言を発令し、行動抑制を呼びかけております。入院患者の年齢構成で見ますと、8月27日時点で、入院している方の約半数は40代及び50代の方が占める状況となっております。

県では、重篤化のリスクが高いとして、この世代に対するワクチン接種を優先的に行うと

いうことを検討するよう、市町村へ要請してございます。 以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- ○9番(花島 進君) では、那珂市の感染状況ですが、市内の日ごとの感染数確認というのは、激しい数字がばっと出るということではなくて、徐々に増えているというデータだと思います。ですけれども、首都圏の感染数や感染拡大防止策が不十分な中では、那珂市に普及してくると見なきゃならないと考えますが、那珂市の状況をどういうふうに見ていますでしょうか。
- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(平野敦史君) 那珂市内の感染の状況についてでございますけれども、8月31日現在で176例目となっております。令和3年3月までが77例目でしたので、4月からの5か月間で昨年度の数を越える感染者数となっている状況です。特に、7月と8月は8月31日現在で67人となってございます。

感染者の年齢の傾向を見ますと、昨年度においては、60代以上の方が感染者全体の36.2%を占めていましたけれども、令和3年度においては、8月31日現在で13.1%となっております。さらに、7月及び8月で見ますと4.5%とさらに減少をしております。

一方で、40代及び50代の方につきましては、昨年度は感染者は全体の33.3%でしたが、 令和3年度においては44.4%、7月及び8月で見ますと50.7%となっており、県全体の傾向と同様となっております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- **〇9番(花島 進君)** 高齢の方の感染数がある程度抑えられている中で、その下の年代の方、40代、50代の方の感染が増えていることかと思います。

国の施策が不十分な中、期間や数が限定的ですけれども、那珂市独自で、希望者が若干の自己負担でPCR検査を受けられる施策を行ってきたことは評価します。ですが、国や県の施策が十分でない中、那珂市としてやれることを考える必要があると思います。どのようにお考えでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

先ほども述べましたが、現在、市における感染者が多い年代としては、40代及び50代の 方となっております。県内の状況からも入院患者の約半数がこの年代です。一方で、ワクチ ン接種が進んでいる60代以上の方につきましては、感染者数の減少が顕著でございます。

国策でございますけれども、新型コロナワクチン接種を可能な限り加速していき、40代及 び50代の方への接種を早急に進め、その次の世代への接種へと順次進めていきたいと考えて おります。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- ○9番(花島 進君) ワクチン接種というのは、感染対策、重症化だけじゃなくて、感染対策としても重要な一つだと思いますけれども、それは先ほど言いましたように、国なりワクチンの施策が十分でない中、那珂市としてどういうことに取り組んだらいいと考えていますでしょうか。
- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

国におきましても、ワクチンは対策の切り札としておりますけれども、ワクチンは感染を完全に防ぐことを保証するものではございません。ワクチンを接種された後も感染対策を継続することを誰もが理解し、実践することが大切でございます。これまでも機会を捉えて周知をしておりますけれども、今後も様々な方法、機会において周知をしてまいります。

また、現在は国の緊急事態宣言が発令されたことで、市有施設の休館、休止、イベント等の中止、延期の対応を取っております。国や県からの感染状況に併せた何らかの措置がなされた際に、こういった対応を取ることは当然でございますけれども、新型コロナへの対応は広域的な取組が必要であることも多い。このため、市単独で対応が難しいものについては、市長会を通すなどして国へ要望を伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- ○9番(花島 進君) ぜひに、市長会を通しても通さなくても、どんどん国や県に要望していってほしいと思います。この回答にありましたように、那珂市独自でできることは限られているというのは重々承知しています。その分、那珂市から声を上げて、県なり国なりを動かして、那珂市だけではできないでしょうが、同じことを考える自治体はほかにあると思いますので、そういう動きはつくっていくことが大事かと思っています。

以上、担当部長より答弁いただきましたが、市長の見解をお願いします。

- 〇副議長(木野広宣君) 先﨑市長。
- **〇市長(先崎 光君)** 質問ありがとうございます。

時々に応じて花島議員さんからは、ワクチンあるいはコロナウイルス対策に対しまして積極的な提言もいただいております。諸般の事情でできるものできないものありましたけれども、これからも精いっぱい頑張っていきたいというふうに、まずは思っております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種を進めている中ではございますが、現在、これまでにない感染拡大の局面を迎えております。感染拡大の抑え込みには、ワクチンの接種が済んでいても、マスクを着用する、手を洗う、3密を避ける、換気を徹底するなどの感染防止対策を続けていくこと、そして、人が移動し、集まる機会を大きく減らすことが求められております。

今回、市の施設を休館する、あるいは行事を中断する判断をいたしました。市の権限が及 ぶ範囲での取組でありまして、効果に限定は当然ございます。今後はさらに厳しい判断をせ ざるを得ない場面もあるかもしれません。大変ご不便をおかけすることになるかもしれませ んけれども、ご理解を賜りたい、そのように考えております。

市民の皆様に対しては、以前から申し上げておりますけれども、お一人お一人がご自身や 大切な方々のために、感染症にかからない、あるいは拡大をさせない、そういった行動を取 ることを今後も努めていただくように繰り返し呼びかけをさせていただいて、ご協力をお願 いしてまいりたい、そのように考えております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- ○9番(花島 進君) 答弁いただきましたが、この仕事は非常に難しいと私は思っています。 3密を避けるとか、マスクをしろとか、そのぐらいだったらまだいいんですが、会食できない、図書館も使えない、いろんな施設を使えないというのは人生の質を下げることですよね。ですから、いっときはともかく、いつまでも続けるわけにはいかないんです。そのために、じゃ、ただもう100人に1人ぐらいは、100人じゃないです、今さっき100人と言いましたが、ほうっておけばどんどん増えます。大勢感染して、そのうち100人に1人とか、1,000人に5人とか亡くなるのはしようがないという世界には持っていきたくないわけです。

ですから、総合的な対策が必要だと思っています。その点で、私は非常に国の政策を歯が ゆく思っています。ですが、那珂市でやれることは限られているというのも承知しています ので、ぜひやれることを、道理を持って考えて進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

土地の雨水排水の現状とこれからの対策についてです。

皆さんも含めて、熱海市の伊豆山の災害というのはテレビで見て印象が深かったと思います。実は私も、私の住んでいた、生まれ育った土地のすぐそばで大規模な宅地開発があって、昔、集中豪雨というのが降ったときに、2回ぐらい覚えています、大量の泥水が流れてきました。

幸いにして何人も亡くなるということはなかったんですけれども、私が通っていた高校のグラウンドはもう1メートル以上土砂で埋まって、ブルドーザーが来てどけるというようなのをやりましたし、気象観測の百葉箱というのがあったんですが、あれは地面からどのぐらいの高さと決まっているんです。それがもう半分埋まっちゃったので、作り直さなきゃならない、地中温度計の穴を掘り直さなきゃならない。図形花壇という有名な花壇があったんですが、それも埋まってしまうなどということもありました。

その場合、住宅建設会社がしっかりした会社だったんで、多分しっかり補償してくれたし、 ブルドーザーも出してくれたと思っています。ですが、必ずしもそういうふうにちゃんとし た対応ができる企業なり、団体なり、あるいは個人なりだけではないと私は思っています。 那珂市においても、私の知人が近くの林を太陽光発電施設にしようという計画のおかげで大変困っています。多分、今も家のそばの畑が池になっていると思います。毎週、ちょこちょこ見ていたんですが、沼地状態だったり、池の状態になったりしていました。太陽光発電だけではないんですが、広く行われるということで、太陽光発電関係のトラブルに気をつけなきゃいけないと思っています。

では、那珂市において、太陽光発電関連の排水トラブルは市内でどれだけ把握していますでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 市民生活部長。
- ○市民生活部長(飛田良則君) お答えいたします。

太陽光発電施設を設置した後の排水トラブルにつきましては、平成29年に1件、令和2年に1件ございました。平成29年の事案につきましては、敷地内に設置した防草シートがしっかりと固定されていなかったため、隣接地に雨水が流入したものでございます。また、令和2年の事案につきましては、施設に接する未舗装の市道に雨水が流れてぬかるみとなり、トラクターが立ち往生したものでございます。いずれの事案につきましても、事業者の対応により改善をされております。

その他といたしまして、太陽光発電施設を設置する前の排水トラブルといたしましては1件ございます。山林の所有者が山林を分譲する目的で伐採及び整地をした土地付近で、雨が降ると畑が水浸しになり、なかなか水が引かないという事案でございます。

以上、太陽光発電関連のトラブルにつきましては、3件を把握しております。以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- ○9番(花島 進君) その、その他の設置前のトラブルということが、まさに私の知人の場所です。これは太陽光発電施設もさることながら、その前の近くにコンビニエンスストアが造られるときに、本来、もともとあった排水路が切られてしまったということが関係しているように思います。それは市のものではないので、なかなかコントロールは難しいでしょうが、そういう問題もあるというふうに認識しています。

さきの6月議会で、土地の埋立て等に関する規制の条例が改定されました。その改定の趣旨はよく理解するんです。ですけれども、条例と施行規則で一定のものはできているといっても、条例を見るだけでは趣旨が分かりにくい。また、排水に関するトラブル回避策が見えないという難点を感じました。条例を見ていくと、何々を適正にする、何々は適正にする、適正にする。その適正とは一体どういうことにするのかというのは、施行規則をだっと見ていかないと分からないという具体的な問題がありました。

そして、条例本体に大事なことの記述が少なくて、市議会の議決を要しない、施行規則に 多くが盛り込まれていることに違和感があります。改定を検討していただきたいと思います。 いかがでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 市民生活部長。
- 〇市民生活部長(飛田良則君) お答えいたします。

排水トラブルを回避するための対応といたしましては、那珂市土砂等による土地の埋立て 等の規制に関する条例におきまして、土地の埋立て等の施行に関する計画書の提出を義務づ けております。この計画書におきましては雨水排水計画も含まれておりまして、事前協議の 過程におきまして排水計画の現地確認などを行っております。

また、全国的に不適切な盛土による災害が問題となっており、国の関係府省で構成された 盛土による災害防止のための連絡会議が設置をされました。現在は総点検が実施されており ますけれども、今後、国で打ち出すであろうと思われます災害防止のための対応方策に応じ ました条例改正をする必要があると考えておりますので、国や県の動向を注視してまいりた いと考えております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- ○9番(花島 進君) 分かりました。

国が考えてくれるというんですが、ここは災害という大きなものだけではなくて、いろんなトラブルに対処する道も考えていただきたいと思っています。なおかつ、条例、施行規則だけでなくて、監視などの実務に対してですので、職員の人数が少ない中ですが、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

総合センターらぽーるの図書室について。

6月の一般質問で、らぽーるの図書室について質問しました。前回は現状を聞くことが主でしたが、今回はいくつかの機能の拡充を求めて質問します。

那珂市には大まかに2か所の居住用市街化区域がありますが、その一つが旧瓜連町の地区 にありまして、そこでの公共サービスを維持することを放棄するべきではないと考えていま す。図書館機能は教育や文化の大事な要素ですので、特に大切にしたいと思っています。

いくつか提案したいと思います。

まず、那珂市立図書館をはじめとするほかの図書館と連携し、利用者が希望する書籍のほかの図書館も含めた検索・閲覧サービスなどの検討をしてはいかがでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

らぽーる図書室において、那珂市立図書館と同様に他の公立図書館と連携できる検索・閲覧サービスを導入する場合に、システムや機器の整備に多額の経費を要するため、現状では難しいものと考えております。

しかしながら、利用者のサービス向上に向けては、那珂市立図書館はじめ他の公立図書館 と連携を図れるサービスが提供できるか、引き続き検討してまいりたいと考えております。 以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- ○9番(花島 進君) もう一つは、私もちょっと行ってみたんですが、新刊の紹介があったんですけれども、ちょっと、しょっちゅう図書館に来る方向けだけという感じがしたんです。その点含めて意見なんですが、サービス内容の宣伝とか利用者の声・書評などの広報、あるいは新蔵図書の紹介など、利用の推進を多面的に行ってはどうでしょうか。
- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

らぽーる図書室におきましては、貸出件数の多い人気本や司書のお勧め新着本を紹介する「らぽーる図書室だより」や、新刊を紹介する「らぽーる新刊案内」を毎月発行し、議員ご指摘のようにらぽーる館内に掲示したり、そのほかホームページにも掲載することにより図書室の利用の促進を図っております。

議員からのご提案につきましては、今後、利用者の声や市民からの書評として読後感想などを募り、図書室内外の掲示をしたり、ホームページに掲載するなどの取組を行いながら、らぽーる図書室の広報に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- ○9番(花島 進君) 提案です。

今はGIGAスクールとか、国ではデジタル庁の話がある中で、らぽーる図書室に電子メディアがないのは、あれっというふうに思います。インターネット接続を利用した電子図書の閲覧やビデオなどの視聴覚メディアの閲覧サービスを行うことはできないでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答え申し上げます。

電子図書の導入経費につきましては、概算で初期費用が77万円、クラウド利用料が年間132万円、電子図書の購入費が1冊およそ4,000円程度と想定しております。さらに、導入後は毎年電子図書の更新も必要となります。また、視聴覚メディアの閲覧環境の整備につきましても、機材の導入やDVD購入に多額の費用を要します。

多々、予算のお話で大変申し訳ないんですが、このようなことから電子図書等の導入につきましては、費用対効果も含め慎重に検討する必要があるものと考えております。 以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- ○9番(花島 進君) さきの2つの提案も一緒なんですが、何かを行うのにはコストを考えなければならないということは了解しています。物やソフトや、あるいはライセンスの購入、そして人件費も必要ですよね、何かをやるためには。ですが、個人レベルで電子ブックやホームページ閲覧などは僅かなコストでできる時代です。ですので、例えば菅谷の市立図書館

のを衛星端末にするとか、それから管理もそこと一括で行うとか、いろんな手法を考えながら、提案したことに対して今後ご検討いただきたいと思います。今日すぐ返事できなくて結構で、時間をかけてでもいいですから検討していただきたい。

この件は以上です。

次の質問に移ります。

私は額田地区の住人なんですけれども、那珂市の中でも額田地区は生活道路の整備がやや 遅れているように見ています。時々、担当部署から、非公式に状況は聞いているんですが、 公式の議会の場で質問したい。

額田地区の市道整備事業のうち、優先順位の高い3つの道路の現状についてお話しいただきたい。

- 〇副議長(木野広宣君) 建設部長。
- **〇建設部長(今瀬博之君)** お答えいたします。

現在、額田地区におきましては、整備事業に着手している路線が3路線ございます。

1つ目は、額田北郷地内の国道349号バイパス、額田森戸交差点から森戸地区へ入る整備延長311メートルの新道天神小屋線でございます。整備内容としましては、幅員が6メートル、両側側溝の道路でございまして、今年度は用地買収を進めてまいります。

2つ目は、額田東郷と本米崎を結びます額田東郷新地後坂下線でございます。整備延長が約600メートル、幅員が9メートルから12メートルの片側歩道つき両側側溝の道路でございまして、今年度は排水路の整備工事を発注する予定でおります。

3つ目は、額田北郷の塙地区、大杉本地区の額田北郷塙・大杉本線でございます。整備内容としましては、整備延長の540メートル、幅員4メートルの片側側溝の道路でございまして、今年度は用地測量、設計、また補償調査を進めております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- **〇9番(花島 進君)** では、その3路線の今後の予定はどのようになっていますでしょうか。
- 〇副議長(木野広宣君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

先ほどご説明しました、まず新道天神小屋線につきましては、今年度予定しております用 地買収が完了しましたら、令和4年度より道路改良工事を進めまして、令和6年度の完成を 予定しております。

また、額田東郷新地後坂下線につきましては、令和4年度より道路改良工事を進めまして、 整備の完了は令和6年度を予定しております。

最後に、額田北郷塙・大杉本線につきましては、令和4年度に用地買収を行いまして、道 路改良工事につきましては、令和5年度から6年度の2か年を予定しております。

いずれの道路につきましても、関係する皆様のご理解とご協力が重要となりますので、引

き続き地元自治会と連携しながら取り組んでまいります。 以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 花島議員。
- ○9番(花島 進君) 新道天神小屋線については、長年の課題がようやく前進しつつある道路と聞いています。また、額田北郷のもう一つの路線は、現状よりもう少し広ければ救急車などが大きく遠回りしないで目的のところに行けるというふうに認識しています。いずれも自治会関連住民の理解を重視して進めていただきたい。そして、できるだけ早く使えるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○副議長(木野広宣君) 以上で、通告4番、花島 進議員の質問を終わります。 暫時休憩いたします。再開を14時30分といたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時29分

○議長(福田耕四郎君) 再開をいたします。

◇古川洋一君

〇議長(福田耕四郎君) 通告5番、古川洋一議員。

質問事項 1. コロナ禍における市内事業所支援について。2. 住民・業者等との面会相談記録について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

[12番 古川洋一君 登壇]

〇12番(古川洋一君) 議席番号12番、古川洋一でございます。

通算41回目の一般質問をさせていただきます。今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、 ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をさせていただ きます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。 最初は、コロナ禍における市内事業所支援についてお伺いをいたします。

この質問につきましては、昨年からのコロナ禍におけるという意味ではなく、先月からの 茨城県の緊急事態宣言、そして非常事態宣言、さらには茨城県を対象地域とする国のまん延 防止等重点措置や緊急事態宣言が発令されたことによって、市内事業者にどのような影響が 出ているのか、また、影響を受けている事業所に対して、本市はどのような支援を考えてい るのかということに特化した質問であることをまずお伝えしておきます。

その上で、まずは市内の農商工の分野において、昨年の状況と大きく異なっている認識が 執行部にはおありになるのか、まずお伺いいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。
- 〇産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、人流の制限や感染症対策の実施など、市内の事業者の方々におかれましては、これまでもご苦労、ご努力を重ねられてきたと認識しております。

このような状況の中、農業分野や工業分野につきましては、商業分野と比較しまして影響が少ないものと考えておりましたが、今回、緊急事態宣言が発令されまして、営業時間の短縮や不要不急の外出自粛の制限などにより、農商工全ての分野において影響が大きくなるのではないかと憂慮しているところでございます。

特に、飲食店や関連する卸売業、小売業などの商業分野の事業者の方々につきましては、 資金繰りなどをはじめ、非常に厳しい状況になるのではないかと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 農商工、全ての分野において影響が大きくなるのではというふうに 憂慮されている。特に飲食店やその関連業者については、非常に厳しい状況になるのではと いうふうなご認識はお持ちのようでございます。

ただ、そこで気になりますのは、今後厳しい状況になるのではと憂慮されているということでありますが、もう既に厳しい状況になっている現状というのを、認識をお持ちなのかというものについては疑問であります。

では、具体的にお伺いしてまいりますが、1つはプレミアム付き商品券事業についてでご ざいます。

プレミアム付き商品券事業については、昨年度も実施していただいており、その際の執行 部のご説明で、この事業の目的は明確にお聞きしておりますけれども、改めて再度お伺いし たいと思います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 企画部長。
- **○企画部長(大森信之君)** 商品券事業の目的についてお答えいたします。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ経済活動を回復させるためにこの商品券を発行し、市民の消費を喚起し、市内経済の活性化を図ることを目的として、 2回目の実施となったわけでございます。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) ちょっと分かりづらいかもしれませんが、目的は落ち込んだ経済の回復。言い換えれば、コロナ禍で影響を受けている、つまり打撃を受けた業種を救済するのが目的であり、プレミアム付き商品券を発行し、市民の皆様の消費を喚起することは、これは手段であるというふうに思います。

一部の市民の方からは、飲食店専用の商品券は使いづらい、使う機会があまりないとのご意見もあったようですが、その際、執行部は、そこが一番打撃を受けている業種なので、大型店・小型店・飲食店専用の3券種を発行し、飲食店では全ての券種が使えるようにした。これがこのプレミアム付き商品券事業の目的だからというふうに説明をしています。そして、今年度になってもコロナ収束が見えずに苦しんでいる業種に対する支援が必要ということで、今年度も第2弾としてこの事業を実施していると理解をしております。

ところが、8月の事業開始早々の緊急事態宣言の発令であります。この発令がプレミアム付き商品券事業にどのように影響を与えているのか、執行部にはその認識がございますか、お伺いいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 企画部長。
- **○企画部長(大森信之君)** この商品券事業、始まるときには、この緊急事態宣言というのは 想定になかったものでございましたけれども、こういう状況になってしまいました。消費者 の方、市民の方は外出の自粛の中での利用となってしまいました。利用期間はまだ3か月ご ざいますので、混雑を避けて利用していただきたいと思っております。

事業者の方には、いばらきアマビエちゃんに登録いただき、各店舗とも感染対策を十分に 取っていただき、消費者が安心して商品券を利用できるように取り組んでいただいておりま す。

しかしながら、緊急事態宣言等により、飲食店の時短営業や酒類の提供禁止などの制限により、一部の業種については、商品券を利用していただくことが困難な状況にあるという認識でございます。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) そうなんですよね。感染対策をしっかり行っていても、外出の自粛、時短営業、酒類の提供禁止など、行きたくても行けない、商品券を使いたくても使えないというのが現状なんです。緊急事態が発令されている現在、商品券の利用が一部の店舗に偏り、一番の打撃を受けているであろう業種の店舗で使われていないのが現状ではないでしょうか。事業の目的を果たしていないのではというふうに危惧をしているのですが、現時点で商品券の販売並びに利用状況はどのようになっていらっしゃいますでしょうか、お伺いします。
- 〇議長(福田耕四郎君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

商品券の販売が始まって約1か月が経過したところでございます。まだ現状をまとめ切れていない状況ではありますが、現時点での数字をお答えいたします。

商品券の販売につきましては、8月26日現在で1万2,023冊を販売しております。利用状況につきましては、さらに遡って8月15日現在になってしまいますが、59万6,000円分の商品券が利用されています。

緊急事態宣言の発令により、飲食店においては時短営業の要請や酒類の提供が制限されるなど、通常営業ができない状況となっていることから、ランチタイムやテークアウトにおいて商品券が利用され、夜の営業については利用者が利用しづらい、減少しているとの推測をさせていただいております。

以上です。

〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。

○12番(古川洋一君) 8月26日の段階で約1万2,000冊といいますと、券面額にしますと今、1冊5,000円で購入はしますが、6,500円分ございますから、券面額では約7,800万円です。うち利用されている額というのは、さらに遡って8月15日ということですが、59万6,000円ですから、券面額の1%にも満たない。ただ、その利用された額というのは、商品券を受け取ったその取扱い店が精算という形で手続をしなければ数字には反映されませんから、実際には、現状ではもう少し使われているのかなというふうには思います。

いずれにいたしましても、現時点では商品券が大型店で利用されているものなのか、小型店なのか、飲食店なのか、現時点では集計できていないようでございますが、今後、執行部にはそこに注目をしていただきたいというふうに思います。

それと、ただいまご答弁の中にもございましたけれども、同じ飲食店でも昼間から営業を しているレストランやテークアウトを行っている店舗と、夜の営業しかしていない店舗では 全く違う状況であることもお伝えをしておきます。

そういった現状も踏まえまして、プレミアム付き商品券事業の中で何か対策は検討されて いるのか、お伺いいたします。

〇議長(福田耕四郎君) 企画部長。

○企画部長(大森信之君) お答えいたします。

現在、商品券の利用期間は11月30日までとなっており、今後約3か月間の利用が可能となっています。市民の皆様には引き続き混雑を避けた上で、感染防止に注意いただきながら、商品券をお役立ていただければと思っております。また、飲食店での商品券利用につきましては、多くの店舗においてテークアウトが利用可能となっておりますので、安全にお食事を楽しんでいただきたいと思います。

今後の感染状況によっては、緊急事態宣言の期間が延長されることも想定され、飲食店などにおいて時短要請など通常営業をすることができない期間がさらに長引く場合には、商品券の利用期間を延長するなど、速やかに対応策について検討を進めてまいりたいと考えてお

ります。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 商品券をお使いになる市民立場、いわゆる利用促進という意味でいえば、昼間営業している飲食店やテークアウトを行っている店舗をご利用くださいでいいと思いますけれども、それだけでは最初にお伺いした本来の事業目的を果たせないのではというふうに私は思います。

また、緊急事態宣言の期間が延長された場合などは、商品券の利用期間を延長することも検討するということでございますが、緊急事態宣言の期間延長の発表と同時に利用期間も延長しないと、私は手遅れになるというふうに思います。市民は、現時点では11月30日までに使い切らなければならないというふうに思っているわけですから、商品券の利用期間延長の発表が遅れれば遅れるほど、より一層昼間営業の店舗へと流れるのは容易に想像がつくわけであります。

今朝の新聞報道で、緊急事態宣言が2週間程度延長する方向で検討しているというような 記事もございましたので、ぜひその点はよろしくお願いを申し上げます。

では次に、その他の事業として、市内事業所へのどのような支援策を考えていらっしゃるのかお伺いをしてまいりますけれども、まずは産業部長、これまでの企画部長のご答弁をお聞きになってお分かりでしょうけれども、プレミアム付き商品券事業においては、担当の政策企画課では市民の立場での商品券の利用促進については考えられるということですが、事業者への支援の策を考えるのは、これは商工観光課だというようなお話なんです。

そこは間違いないと思いますけれども、では冒頭、産業部長はこの緊急事態宣言が発令されている現状において、農商工、全ての分野において影響が大きくなるのではと憂慮されており、特に飲食店やその関連事業者については、非常に厳しい状況になるのではというふうに考えているというふうにご答弁をされましたけれども、先ほど来お話をしてきた飲食店の現状も踏まえて、飲食業も含めた商工業者への支援はどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。
- ○産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

繰り返しにはなりますけれども、緊急事態宣言の中、飲食店を含む商工業の方々につきま しては、非常に厳しい状況ではないかと思われます。

市としましては、財源などの問題もありまして、現時点で具体的に申し上げることはできませんけれども、茨城県の支援策も参考にしながら、事業者の方々に対しましては何らかの支援が必要であると考えております。

以上でございます。

〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。

○12番(古川洋一君) 何らかの支援が必要と考えているとのご答弁であります。

よく飲食店は時短営業の協力金がもらえていいねというお話を聞くんですけれども、同じ 飲食店でも昼間から営業しているレストランなどは、今、行列ができるほど混み合っている ところもあるというようなお話も聞きます。ということは、それなりの売上げが見込めるの かなというふうに思うわけですが、一方では、先ほど申しましたけれども、酒類の提供をメ インとしている夜だけ営業の店舗というのは、休業している店舗が多いようです。売上げは ゼロです。それでも家賃とか、光熱水料とか、備品のリース料とか、そういった固定費の支 払いは待ってくれないわけです。まさに体力勝負なんです。

その両者とも時短営業で酒類の提供をしなければ頂ける協力金は同額であるということも どういうふうにお考えになるのか。また、飲食店と取引のある卸売業の事業所、特に酒類の 提供が終日禁止になっている影響をもろに受けている酒類の卸売会社が大変な状況にあるこ とも容易に想像がつくわけであります。

今後、何らかの支援をお考えになるのであれば、緊急事態宣言の発令により本当に打撃を受けている業種、事業所はどこなのか、しっかり見極めていただきたいなというふうに思います。もちろん、飲食店だけではなく、酒の卸売会社、それから観光、宿泊、交通、そういった、交通はまた別な担当になるんでしょうけれども、あとはイベント業ですね。こういったところも大変な思いをされているんではないかなというふうに想像するわけであります。ぜひ、その辺、どこが大変なのかということをしっかり見極めていただいた上で、支援策を講じていただければありがたいなというふうに思います。

では次に、農業者への支援についてですが、中には飲食店に直接野菜を納めていた、いわゆる地産地消というような飲食店の取組、そういったものに協力していただいてる農業者なんかもいらっしゃると思うんです。そういった農家さんもあると思うんですけれども、それも含めて、農業者の方にはどのような影響があって、どのような支援策を考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。

〇産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

市内の主な農家につきましては、出荷先を直売所やスーパーを主体としております。直売 所への出荷以外に一部を飲食店に納品している農家におきましては、営業時間の短縮や休業 により取引量の減少はあるものの、取引量としては僅かであるということから、経営への影響は今のところ少ないと思われます。

また、直売所におきましても、コロナ禍による巣籠もり需要により売上げが増えておりまして、緊急事態宣言が出された後におきましても、客足に変化が出ていないと聞いてございます。

現在、緊急事態宣言下でもあることから、今後の農業者への影響を注視しまして、必要に応じて支援策を検討してまいります。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、冒頭、部長は農商工全ての分野で影響が大きくなるのではと憂慮されているというふうにおっしゃいましたけれども、ただいまのご答弁によると、農業関係の方への影響というのは、今のところはそれほど大きくはないというように理解すればよろしいでしょうか。確認で、もう一度お伺いします。
- 〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。
- 〇産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。したがいまして、今後の農業者への影響を注視してまいります。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) では、いずれにいたしましても、今後影響が出ないか注視していく ということでありますから、よろしくお願いしたいと思います。

次に、交通事業者についてでございますが、こちらは緊急事態宣言による外出自粛などに よる影響は、これまでよりも大きいんではないかというふうに思うわけですが、どのような 支援をお考えなのでしょうか。これは都市計画課が担当ということですから、建設部長に伺 います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- **〇建設部長(今瀬博之君)** お答えいたします。

交通事業者につきましては、昨年度より持ち直しの動きも多少見られましたが、今年度に おきましても、移動自粛による影響を受けている状況でございます。

そのようなことから、今年度も市民の移動手段を維持・確保する観点から、昨年度実施しました交通事業者等支援事業によりまして、事業を継続しましたバス事業者及びタクシー事業者に対しまして、支援金の交付を考えております。

なお、8月20日から国が発令しました緊急事態宣言の対象地域となりましたので、今後売上げの影響等がかなり大きくなることも考えられますので、今年度につきましても、売上高が令和元年の同月比で30%以上減少したといった要件は昨年度と変わりませんが、適用期間を令和3年12月まで、さらに申請期間を令和4年1月までと、これまでよりも期間を長く設定しまして、対応していくということで考えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 昨年度も実施していただいた交通事業者等支援事業によって、今年度もバス事業者及びタクシー事業者に対して支援金を交付する。ただ、売上げの30%以上減少という要件は変えないけれども、適用期間と申請期間を長く設定して対応していただける

ということであります。

先を見据えた取組だなと評価をしたいと思いますが、この事業は今定例会の補正予算に計上されておりますから、緊急事態宣言の発令前に計画されたものなんじゃないかなというふうに考えます。したがいまして、緊急事態宣言発令後の交通事業者の状況は一層厳しさを増しているかもしれませんので、これでよいということではなく、今後も影響の有無を注視していただきたいということをお願いしておきます。

緊急事態宣言下での事業所支援についていくつかお伺いしてまいりましたけれども、市独自の支援ということになりますと、当然のことながら財源はどうするんだということになります。先月、国が新型コロナウイルスで打撃を受けた事業者の支援に使う地方創生臨時交付金を3,000億円追加配分すると表明したとの新聞記事がございました。内訳は都道府県分が2,000億円で、市町村分が1,000億円。都道府県分のうち、茨城県の限度額は41億円との報道は確認をいたしましたけれども、市町村分のうち、那珂市に配分される金額はお分かりなのでしょうか。

また、この交付金は、緊急事態宣言の対象地域で政府の要請を受けて休業した飲食店や飲食店と取引のある酒類販売業者、観光、交通事業者への支援等に充てることができるとのことでありますから、先ほど質問したそれぞれの事業者に対する支援に活用していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか、併せてお伺いします。

〇議長(福田耕四郎君) 企画部長。

〇企画部長(大森信之君) お答えいたします。

今回、国から配分される交付金は、事業者支援を目的とした新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。交付額は約3,700万円が那珂市に交付されるということでございます。

この交付金は、緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置により、外出自粛の制限や営業時間の短縮など、経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえて、その影響を大きく受けている事業者に対しての支援策としているということでございます。

先ほどからご答弁申し上げておりますが、市が影響を受けると想定をされます事業者、つまりは商工業者、農業者、場合によっては交通事業者をはじめとした市内の事業者に対する新たな支援策について、今後速やかに検討していきたいと、そのように考えております。

〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。

○12番(古川洋一君) 那珂市への臨時交付金の配分額は約3,700万円だそうです。これで何か事業を行うには十分な額ではないかもしれませが、市内事業所に対する市の支援に厚みを持たせるといいますか、活用することはできそうなのかなというふうに思います。

何度も申しますけれども、緊急事態宣言等の発令の影響を受けて、本当に困っている事業者を見極めた上で支援策を施すことが重要であるというふうに申し上げておきたいと思います。

では最後に、緊急事態宣言下における事業所支援について、先崎市長のご所見をお伺いしたいと思います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 先﨑市長。
- **〇市長(先崎 光君)** ご質問ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、市内の事業者の皆様におかれましては、これまでも感染防止対策にご協力いただくとともに、たくさんのご苦労をされてきたものと思っております。

また、先月から県内全域にお話がありましたように、緊急事態宣言が発令され、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、酒類の提供の停止、あるいは時短営業にご協力いただいている事業者の皆さん、そして、移動制限等の影響を受けているバス、タクシー業者さんなど、非常に多くの方々が非常に苦しい思いをしていらっしゃること、議員さんは今、代表して代弁をされていると思いますけれども、感じております。

こういう状況の中におきまして、市としましては、当然でありますけれども、限られた財源の中でありますけれども、先般お話がありました国からの交付金、これも活用しながら市内の事業者の皆様へご支援ができないか検討してまいりたい、そのように考えております。

- 〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。
- **〇12番(古川洋一君)** 力強いといいますか、ありがたいお言葉でございます。ぜひよろしくお願いを申し上げます。

以上で、この項の質問を終わりにいたします。

それでは、次の質問事項、住民・業者等のとの面会相談記録についてお伺いをしてまいります。

役所のほとんどの担当窓口には、毎日多くの住民の方や業者の方が訪れ、またはお電話にて相談や申請手続などの確認をされるなど、来訪されるようなことが多いと思います。今回の質問は、その場合、住民・業者等との面会相談等の記録をしっかり残さないと無用なトラブルに発展しかねませんよというようなお話であります。

実例を挙げます。先日、ある方から私のところにご相談がございまして、市の担当課から この件は補助金が出ますと言われましたけれども、その後、出る、出ないで二転三転し、本 当に困っているんだというようなお話でございます。

そこで、私は事実関係を確認しようと思いまして、担当課を訪ねて話を伺いました。担当 課の言い分は、窓口に相談に見えたので、この件は補助金が出るかもしれないので、きちん と確認してからご連絡をしますと、そして、その日はお帰りいただいたと。後日、電話にて 補助金は出ない旨、お伝えしたと記憶をしているということであります。

しかしながら、窓口にはどなたが見えて、その後、先方にはいつ電話をし、どなたに対して補助金が出ない理由をどのように伝えたのかについては、はっきり覚えていないということも分かりました。

仮に、役所の言い分が事実だとしても、いつ、誰に、どのような説明をしたか、記録ではなく担当者の記憶によるものである以上、言った、言わないの話でしかありません。私から、今後は重要な話は記録をしておくようにしたほうがいいんじゃないですかということを申し上げて帰ってきたわけであります。

そのようなことがあったからというだけではなくて、これはどこの課でもあることなんじゃないかなというふうに感じたものですから、全庁的な取組が必要ではということで、今回質問させていただく次第であります。

改めて、住民・業者等との面会相談記録を残す必要性について、執行部のほうではどのようにお考えになるかお伺いいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 総務部長。
- ○総務部長(川田俊昭君) お答えいたします。

来庁された市民の方、また業者の方との対応に限らず、会議等の場においてもメモを取り、 記録として残すことは大変重要であり、社会人としての重要なスキルの一つというふうに考 えております。

口頭でのやりとりを文字に起こして記録を作成することで、いつ、誰に、どのような対応をしたのかが明確になります。また、記録を課内で回覧し、情報を共有することによって、 共通認識を持つことができるとともに、課員から内容について指摘を受けることで相手方へ の迅速な対応、あるいは無用なトラブルの回避にもつながるものというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 記録に残す必要性はあるというふうに考えているというふうに理解をさせていただきます。

ただ、この問題は全てを記録に残す必要があるのか、もしくは何が必要で、何が必要ではないのか、どこで線を引いたらいいのかなどの判断というのは大変難しいというふうには思います。

面会相談記録を残すことについて、現状ではどのような対応をされているのかお伺いいた します。

- 〇議長(福田耕四郎君) 総務部長。
- 〇総務部長(川田俊昭君) お答えいたします。

現在、全庁的に統一をした対応を取っておりませんが、業務の内容により相談を受けた内容について記録を取ることを課室内で義務づけをしたり、さらにはその記録を活用している 課室もございます。

また、そのほかの課室におきましても、業務における記録について、その全てを記録に残 すのではなく、対応した職員、また各課室長において必要だというふうに判断したものにつ きましては、面会記録あるいは報告書として残しているというのが現状でございます。 以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。
- ○12番(古川洋一君) 全庁的に統一的した対応は取っていないけれども、業務内容によって記録を取ることを義務づけをし、さらにそれを前例としてでしょうか、活用しているといった課室も中にはあるということです。

ただ、一つ気になりますのは、記録を残すことを義務づけるとしても、義務づけしている ところは全てか、じゃ、義務づけをしていないところについては、その判断というのは、や はり相談を受けた本人次第なのかなというところがちょっと気になります。

では、記録を残すことについて、市役所全体の問題として、今後は全庁的な取組にしていただきたいなというふうには思うんですけれども、いかがでしょうか、お伺いします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 総務部長。
- 〇総務部長(川田俊昭君) お答えいたします。

市役所の業務が多岐にわたることから、全庁的に統一した記録作成の基準を定めるという ことは難しいものと認識をしております。

そのような状況から、先ほどご答弁申し上げましたとおり、現状では内容の重要度に応じて、記録の作成が必要なものについては、各課室の管理職の指示の下、記録を残しているというところでございます。

今後さらに現在の取組を改善していくためには、面会内容の重要性や組織内の情報共有の必要性などの観点に基づき、個々の職員が記録を作成すべきかどうかを的確に判断する力を養うためにも、日々の業務の中で、さらなる管理職の指導が必要であるというふうに考えております。

組織内で報告・連絡・相談を励行することによって、内容が共有され、その後の適切な対応にもつながるものであるというふうに考えます。また、記録として残す判断につきましても、報告・連絡・相談があってこそできるもの、このように考えております。

今後、今回の事例のような言った、言わないのトラブルなどを未然に回避するためにも、 改めて各課室に対し、記録の必要性について周知徹底を図るとともに、職場内研修等におき ましても、その重要性について職員一人一人が認識できるよう努めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 古川議員。
- **〇12番(古川洋一君)** 分かりました。そのとおりだと思います。

誰もが記録を取ることですとか、報告・連絡・相談というものが社会人の常識だということは理解していても、忙しさだったり、申し訳ないですけれども、中にはそれを判断する能力が欠如していたりといった理由から、それを怠ってしまうということもあるかと思います。まずは、全職員に再度、その重要性や必要性の周知徹底をお願いいたしますとともに、職

員個々のスキルアップにも努められますよう切にお願い申し上げまして、私の一般質問を閉 じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(福田耕四郎君) 以上で、通告5番、古川洋一議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(福田耕四郎君) 本日は議事の都合により、これにて終了をいたし、残余の一般質問は明日9月3日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 3時05分

令和3年第3回定例会

那珂市議会会議録

第3号(9月3日)

令和3年第3回那珂市議会定例会

議 事 日 程(第3号)

令和3年9月3日(金曜日)

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案の撤回

議案第49号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案等の質疑

報告第 7号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

報告第 8号 令和2年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法 律による健全化判断比率の状況について

報告第 9号 令和2年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する法 律による資金不足比率の状況について

報告第10号 令和2年度那珂市一般会計継続費精算報告書について

報告第11号 令和2年度那珂市水道事業会計継続費精算報告書について

議案第48号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例

議案第50号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

議案第51号 那珂市地区体育館の設備及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

議案第52号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第5号)

議案第53号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 (第1号)

議案第54号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算 (第1号)

議案第55号 市有財産の取得について

議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号 令和2年度那珂市水道事業会計決算の認定について

議案第58号 令和2年度那珂市下水道事業会計決算の認定について

日程第 4 議案の委員会付託

日程第 5 請願の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

原 陽 子 君 1番 田

3番 小 池 正 夫 君

5番 石 Ш 義 光君

7番 大和田 和 男 君

9番 進 花 島 君

11番 木 野 広 宣 君

13番 萩 谷 俊 行 君

15番 博 光 武 藤 君

君 嶋 寿 男 君 17番

周司君 2番 小 泉

4番 福 田 耕四郎 君

6番 關 守 君

8番 豪 君 冨 山

門 厚 君 10番 寺

12番 古 Ш 洋 一 君

14番 勝 村 晃 夫 君

16番 猛 君 笹 島

欠席議員(なし)

総務部長

保健福祉部長

建設部長

教育部長

会計管理者

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長 先 﨑 光 君 教 育 長

Ш

平

今

小

茅

田

野

瀬

橋

根

大 縄 久 雄 君

俊

敦

博

聡

政

昭

之

子

雄

史 君

君

君

君

君

市 長

副

口克 文 君 谷

企画部長 大 森 信 之 君

市民生活部長 良 則 飛 田 君

産業部長 浅 野 和 好 君

上下水道部長 根 本 雅 美 君

防 長 鈴木 浩 消 将 君

農業委員会事務局長 海老澤 美 彦 君

総務課長 会 沢 義 範 君

議会事務局職員

事務局長 渡邊荘一 君 次長補佐(総括) 佐 大 内 秀 幸 君

次長補佐 三田寺 裕 臣 君 書 記 田村栄里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(福田耕四郎君) おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

〇議長(福田耕四郎君) 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場 に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。 職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

なお、今期定例会より、本会議の様子をユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長(福田耕四郎君) 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせをいたします。

会議中は静粛にお願いをいたします。

携帯電話をお持ちの方、ご配慮を願います。拍手等についても、ご遠慮くださるよう重ね てお願いをいたします。

なお、感染症予防対策のため、傍聴可能な座席数を3分の1に削減をさせていただいております。隣との間隔を2席ずつ空けて着席をいただくよう願います。また、手指の消毒及びマスクの着用にご協力を願います。

今期定例会の一般質問においては、長時間の3密状態を避けるため、議場の出席議員のうち3分の1程度は、原則として別室でのモニター視聴による参加とさせていただきます。また、執行部出席者においても、議事に支障がない程度に減員して実施しております。どうぞご理解のほどをお願いをいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○議長(福田耕四郎君) それでは、再開をいたします。

◇ 關 守 君

〇議長(福田耕四郎君) 通告6番、關 守議員。

質問事項 1. 不登校の現状と課題。

關 守議員、登壇を願います。

〔6番 關 守君 登壇〕

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- ○6番(關 守君) 議席番号6番、關でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

質問事項は、不登校の現状と課題についてでございます。

現在、小中学校は不登校のほか、いじめや自殺などを含めた、またコロナ問題など多くの問題を抱えております。なお、休み明けに不登校や自殺が起きているデータもあることから、あまり表に出てこない問題として、現状を認識する意味においても質問をさせていただきたいと思います。

まず、最初の質問ですが、義務教育期間である小学校、中学校における不登校についてですが、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、または登校したくない状況にあるため、30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」というのが、現在の不登校の定義とされておりますが、この認識でよろしいのかどうかお伺いしますが、それとともに30日以上欠席という基準があれば教えていただきたいと思います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

不登校の定義につきましては、議員ご指摘のとおりです。

30日という期間につきましては、文部科学省が例年実施している調査、正式名称は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」というものですが、この中で30日以上を報告対象としていることから、不登校の判断の基準としております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- **〇6番(關 守君)** ありがとうございます。

どうも今日のこの不登校という言葉が、私も若干引っかかるんですが、すっかり不登校というものが悪いイメージで定着しているように思います。判断基準としての言葉であるということは理解できますが、教育委員会などの内部の報告用語として使用して、児童生徒さんや保護者への連絡は違う言葉を使って表現できないものかというふうに考えます。言葉が深刻さを増幅しているように思えてなりません。

次の質問です。

現在、那珂市における不登校の小中学校の男女別人数が分かれば、教えていただきたいと思います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

令和2年度末現在で小学校は男子が9人、女子が5人の合計14人です。中学校は男子が26人、女子が19人の合計45人となっております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- ○6番(關 守君) ありがとうございます。

小学校14人、中学校が45人ということですが、この人数というものは、近隣の市町村と 比べて多いのでしょうか。それとも少ないのでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- 〇教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

全児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合である出現率につきましては、令和2年度末、那珂市は1.51%です。近隣では調査をしていませんが、例えば、国の1.90%、県の1.89%に比べて低い状況です。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- ○6番(關 守君) ありがとうございます。

続いての質問なんですが、この不登校の原因の調査・追及、その対応、改善についてなんですが、まず、不登校の主な原因がある程度データがあれば教えていただきたいと思います。また、その対応について、原因は様々だと思いますが、学校内での協議、保護者さんとの面談、または専門機関への相談など、多少事例を挙げて教えていただければ幸いです。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- **〇教育部長(小橋聡子君)** お答えいたします。

本年実施しました不登校に関する調査では、本市における不登校の要因として、生活リズムの乱れ、無気力、不安など、本人に起因するものが、7月時点で54.8%を占めております。

対応の基本的な流れとしましては、欠席や早退・遅刻が目立つ児童生徒が見られましたら、 第1段階として、家庭訪問等により状況の把握を行います。

本人への支援を行いながら、第2段階として、学校内で管理職や生徒指導主事を中心にケース会議を開催し、組織として改善に向けた取組を行います。本人の状況によりましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に専門的な助言を求めることもございます。

長期化した場合には、第3段階として、放課後の登校や保健室への登校、さらには、教育 支援センターの適応指導教室「ひまわり教室」への通級も提案しながら、学校と教育支援セ ンターの連携の下、支援を継続してまいります。

いずれの段階におきましても、本人はもとより、保護者の気持ちに寄り添った丁寧かつ慎重な対応に努めているところです。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- ○6番(關 守君) ありがとうございます。

今お答えの中で、第1段階の家庭訪問というふうにお答えになられましたが、それはどの 段階でするのか。また、担任の先生が家庭訪問を担当するのでしょうか、お聞かせください。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

第1段階の対応は、児童生徒が1日でも欠席した時点から始めております。まず、翌日の連絡など、担任から電話をする中で、ふだんと変わりないか様子を確認しています。その後、 欠席が続いたり、早退や遅刻が増えた場合には、やはり担任が家庭訪問をいたします。 以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- ○6番(關 守君) ありがとうございます。

本人、保護者の気持ちに寄り添った対応が一番難しいと思います。問題によっては時間が かかると思いますが、その対応をすべく先生方のスキルを学ぶ場というものは、日常におい て実施をしているのでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

市内小中学校の生徒指導主事を対象に年4回研修を実施しております。研修の内容につきましては、参加した教諭から各学校の教職員に伝達を行い、情報共有と資質向上を図っております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- ○6番(關 守君) ありがとうございます。

続いての質問ですが、不登校問題の解決に向けて学校サイドが取り組むべき手法について、 担任の先生が1人で抱え込むことがないように学校内で解決の手順についてどのように進め ているのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

学校における解決に向けた具体的な手順は、先ほどお答えした流れに沿って進めております。これは、令和2年度に教育委員会で作成しました「那珂市生徒指導ガイドブック"不登校児童生徒支援のための手引き"」に基づいたものであり、各学校において共有をしております。

しかしながら、不登校の児童生徒への対応は一律ではなく、本人の状態に応じて適切に変えていく必要がございます。また、議員ご指摘のように、担任の教員が抱え込むような状況はあってはなりません。そのためにも学校全体で情報を共有し、組織的に取り組むことを基本としております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- O6番(關 守君) ありがとうございます。

不登校児童生徒は一律ではないというところが、最も難しいところだと思います。情報を 共有して、組織的な取組は理解できますが、先生方の悩みをケアするケースもあろうかと思 います。

次の質問に移ります。

それでは、那珂市内の小中学校の特別支援学級の数と児童生徒数についてお聞かせいただければ幸いです。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

令和3年度の特別支援学級数は、小学校31学級、中学校15学級となっております。

内訳としましては、小学校は知的障害学級が14学級、自閉症・情緒障害学級が16学級、 言語障害学級が1学級、中学校につきましては、知的障害学級が8学級、自閉症・情緒障害 学級が7学級となっております。

また、在籍している児童生徒数ですが、小学校は、知的障害学級74人、自閉症・情緒障害 学級96人、言語障害学級3人の合計173人です。中学校は、知的障害学級45人、自閉症・情 緒障害学級28人の合計73人です。

以上になります。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- **〇6番(關 守君)** ありがとうございます。

正直今の数を聞きまして、特別支援学級、小中合わせて46学級、児童生徒を合わせますと

246人という数字に大変驚いていますが、対応する先生方は、教職免許のほかに資格が必要なのかどうか。他の資格を取得している先生方がおられるのかどうか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

特別支援学校とは違い、特別支援学校教諭免許状を有する必要は法令上はございません。 現在いる小中学校の教諭の中で免許を所持しているかどうか、すみません、本日回答を用 意してございません。申し訳ありません。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- ○6番(關 守君) それでは、特別支援学級の児童生徒のクラス分け、児童生徒の症状によって異なると思いますが、そのクラス分けの決定の手順についてお聞かせいただければ幸いです。
- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

まず、本市の特別支援学級は、知的障害、自閉症・情緒障害、言語障害の3つの障害の種類により設置しております。

在籍までの手順につきましては、まず、学校において、児童生徒の実態を基に保護者と教育相談を重ねながら保護者のニーズを把握いたします。

その後、学校内の教育支援委員会において協議を行い、この中で特別支援学級が適当と判断された場合には、市の教育支援委員会へ諮ります。

市の教育支援委員会では、改めて支援の必要性について、医療・福祉・教育の専門的な視点から協議をいたします。特別支援学級での教育が適切となった場合には、その旨を保護者に通知し、判断を仰ぎます。入級するかしないかは保護者が決定するものであり、入級を希望された場合に在籍となります。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- **〇6番(關 守君)** ありがとうございます。

あくまでも入級するしないは、保護者が決定するということでありますね。理解しました。 続いて、不登校の児童生徒が通常に登校できるようになった場合、あるいは小学校まで、 また、中学校卒業まで改善できなかった事例など、様々だと思いますが、その際には中学校 への引継ぎ、連絡調整、または高校への引継ぎ、連絡調整などをお聞かせいただければ幸い です。

小学校、中学校卒業後の関わりは、卒業とともに終了してしまうのか、それとも以後関わりを持ち続けるのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

小学校から中学校への引継ぎにつきましては、小中一貫教育の体制を活用して行っております。

具体的には、市内小中学校の生徒指導主事による生徒指導連絡協議会を年4回開催し、学園内の不登校や発達に課題のある児童生徒の状況について情報共有を行っております。

年度末には、小学校と中学校で小学6年生児童の引継ぎを行いますが、その中で個別の状況につきましては、教師間で緊密に情報のやり取りをしております。また、中学校の教員が小学校へ出向いて、実際に児童の様子を参観するなど、円滑に受入れができる体制整備に努めております。

中学校から高等学校への引継ぎにつきましては、保護者の同意の下、学習指導要領に基づいて作成する個別の教育支援計画等により情報提供をしております。

卒業後の関わりの継続はとのご質問ですが、教育支援センターには、ひまわり教室で学んだ生徒が、その後も相談員やカウンセラーに会いに来たり、時には相談をしに来所するなど、関わりを継続する生徒が毎年数名おります。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- ○6番(關 守君) ありがとうございます。

次の質問ですが、では、那珂市内の小中学校の児童生徒の休み明けの不登校の発生について、お聞かせいただければと思います。

また、発生を防止するための事前対策を実施していれば、その内容をお聞かせください。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

夏休み等の長期休業明けの状況につきましては、本市におきましては、欠席日数が大幅に 増加するといった顕著な事例は見られません。

不登校の発生を防止する対策としましては、各学校では、休業中に児童生徒や保護者との 面談、電話等を通して、生活の様子の把握に努めております。

心配な児童生徒につきましては、特に休業期間終了の数日前から電話連絡をするなど、対策を講じております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- ○6番(關 守君) 心配な児童生徒について、特に休業期間終了の数日前から電話連絡を するなどの対策を講じているとの回答がありましたが、そういう児童生徒に対しては、学校 内での協議の上、家庭訪問をする、あるいは、専門機関との事前の相談をして即家庭訪問を するというのが、児童生徒や保護者に寄り添った対応だと思いますので、ぜひとも実行をし

ていただきたいというふうに思います。

次の質問です。

不登校に関しては、様々な専門機関、専門員が配置されていますが、小学校や中学校と専門機関との関わり、あるいは、直接に児童生徒と専門員との関わりがどのような形で行われているのかを教えていただきたいと思います。

また、どのような専門員がおられるのか、教えていただければ幸いです。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

本市における専門機関として、那珂市教育支援センターを設置しております。

不登校に関する専門員としましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員が挙げられますが、教育支援センターには、ただいま申し上げた専門員を配置しております。

学校の関わり方としましては、学校からの要請に応じて専門員を派遣したり、教職員からの教育相談に応じたりと、要望に応じた支援を行っております。

また、児童生徒との関わり方としましても、児童生徒や保護者の希望に応じて、来所、電話、家庭訪問など、様々な形態で教育相談に応じております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- ○6番(關 守君) ありがとうございます。

教育相談員には民生児童委員の方々も含まれていると思いますが、今日の様々な問題を抱えている児童生徒の増加、ご家庭を考えると、100名以上いる民生委員の中の民生児童委員の人数の割合が少な過ぎると感じております。もっと増やすべきだと思いますし、また、青少年相談員も県の方針としては、令和3年度から新しい実施の形態として動き出しました。県内の相談員は2,300名程度おりますが、那珂市でも47名おり、地域に精通している方ばかりですので、不登校に関してもあらゆる組織の総動員での対応が望ましいと考えます。

次の質問に移ります。

那珂市の教育センターが私の地元、戸多小学校跡地に移転してから3年ほど経過しております。現在では、センターのひまわり教室に13名ほどの児童生徒が通っているとお伺いしておりますが、教育支援センターと学校の連携についてお伺いいたします。

また、不登校児童生徒が判明した場合、または不登校のおそれがある場合、センターと学校、そして、ご家庭の連携はどのように図っているのかお聞きいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

児童生徒に不登校、あるいは登校しぶりが見られた場合、状況に応じて学校と教育支援センターが連携して対応に当たります。教育支援センターのカウンセラーや教育相談員が学校

に出向き、児童生徒の観察をしたり、ケース会議に参加したりしながら、専門的な視点から 助言を行うなどしております。

また、家庭との連携についてですが、お子様に対しましては、学校と保護者が統一的な対応をすることが重要ですので、教育相談等を通して助言をするなどしております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- ○6番(關 守君) ありがとうございます。

現在、戸多地区には中学校の不登校生徒がおり、センターへ相談員さんとともに先日お伺いし、実情をお聞きしたりしています。その話の中で、応対に出たカウンセラーの方だと思うんですが、不登校の対応は学校を飛び越えての対応ができないとのお話があり、ちょっと私、違和感を覚えました。学校サイドと連携を常に取りながら、教育支援センターが率先して不登校生徒と関わり、あるいは学校の先生方の日々の負担を減少する意味においても、センターサイドで積極的に不登校児童生徒、その保護者に関わっていくのがセンターの本来の姿だと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

教育支援センターの役割の第一は、不登校の児童生徒が学校へ復帰できるよう、また、社会的に自立できるようにするため、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談及び指導を行うことです。

もう一つは、学校外の施設として、学校と児童生徒、さらには保護者をつなぐ役割も担っているものと考えます。

児童生徒や保護者に相談や指導を行う上では、議員ご指摘のとおり、学校との連携は重要です。専門機関として率先して児童生徒と保護者に関わりながらも、学校とともに共通した 方針の下で対応していくことが必要です。

教育支援センターが専門機関として、子供たち、保護者、そして学校を支えていけるよう、 今後も活動の充実を図ってまいります。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- ○6番(關 守君) ありがとうございます。

教育長に初めて質問しますが、不登校に関して教育委員会の役割をどのようにお考えなのか、教育長にお伺いしたいと思います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育長。
- ○教育長(大縄久雄君) 不登校につきましてですけれども、学校に行きたくても行けないというお子さん本人自身の苦悩はもちろんのこと、身近で見守っていらっしゃるご家族の心配を推察いたしますと、大変心が痛みます。

学校におきましては、担任を中心に子供たちの変化に留意しながら、日々声かけや指導を 行っておりますが、残念ながら様々な理由で不登校となる児童生徒が出ているのが現状でご ざいます。

教育委員会といたしましても、学校との情報共有を通して不登校の現状を把握しながら、 支援の方法や教育支援センターをはじめとする専門機関へのつなぎ等、適切な助言、指導に 努めているところです。

不登校に対する認識も以前とは随分変わってまいりました。子供たちにとりましては、学校に登校することのみを目標にするのではなく、現在の自分を客観的、肯定的に捉えて、自分の進路を主体的に描けるよう、そういう大人に育っていってほしいな、このように思っているところです。

そのためにも、教育委員会といたしましては、学校において子供たちのそれぞれの状況に 応じた適切な支援が行われるよう、指導、助言をはじめ、研修によるスキルアップ、そうい った機会の確保に努めてまいりたい、このように思っております。そのようなことが教育委 員会としての役割であると、現在認識しているところです。

以上です。

〇議長(福田耕四郎君) 關議員。

O6番(關 守君) ありがとうございます。

スイスのヨハン・ハインリヒ・ペスタロッチ、先生なら誰でもご存じの方だと思いますが、 現在の小学校をつくった方だと言われております。「一人を失う時、教育はその光を失う」、 大変有名な名言を残しております。

日本国内でも、数々の伝説の教師の方々が過去にいらっしゃいました。立腰教育の森信三 先生、あるいは同い年である東井義雄先生、「教え子、皆我が師なり」の徳永康起先生、伝 説の教師を挙げたら枚挙にいとまがありませんが、これらの先生方が現在生きておられたら、 ぜひ現在の学校について確かな示唆を与えてくれることと思います。

最後に教育長に質問なんですが、学校というものは、私的に思うには、社会との関わりを どのようにしていくか、その基礎を学ぶところだと私は思いますが、最後に教育長にお聞き いたします。学校とは何を学ぶところでしょうか。

〇議長(福田耕四郎君) 教育長。

○教育長(大縄久雄君) 大変難しい質問をいただきました。

まず、法律上で言いますと、学校は幼稚園から高等教育である大学までございます。人生のまさに華と言ってもいい時期に、深く人間形成に関わる場所であると思っております。

そういう中で何を学ぶところなのかというご質問ですけれども、一つには、やはり学校は 単純に言いますと学ぶところだ、勉強するところだと。それが学問や知識、さらには教養を 習得する場であると思っております。

そして、もう一つは、議員からご指摘いただきましたように、集団生活を通して社会性を

身につける場であるとともに、さらには人間性を涵養する場であると、このように思っております。人は、いわゆる知識や学力だけでは生きていけません。周囲の様々な人との関わりの中で、他者あっての自分、あるいは他者のための自分、こういったことを自覚し、社会の中で自身の役割を果たしていくこと、これが求められていると思っております。

しかしながら、現代の複雑な社会の中では思うように生きられない人もたくさんいます。 今回は不登校についてご質問を多々頂戴いたしましたが、生きづらさを抱えている人たちに も、その人なりの人としての大きな存在意義があると思っております。よく、「学校は社会 の縮図である」、私も現場にいるとき、そういう言葉を使っていろいろと話をさせていただ きました。お互いに認め合う心や温かい思いやりの心、そういう心を本市の子供たちにはぜ ひ学校という小さな社会の中で学んでいってほしい。そして、那珂市を愛する子供に育って いってほしいな、このように強く思っているところです。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 關議員。
- **〇6番(關 守君)** 大変含蓄のあるお話、お言葉、ありがとうございました。 これで私の質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。
- 〇議長(福田耕四郎君) 以上で、通告6番、關 守議員の質問を終了いたします。 ここで暫時休憩をいたしまして、再開を10時45分といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長(福田耕四郎君) 再開をいたします。

◇小池正夫君

○議長(福田耕四郎君) 続いて、通告7番、小池正夫議員。

質問事項 1. 那珂市の農業について。2. GIGAスクール導入と今後の教育について。 小池正夫議員、登壇を願います。

小池議員。

[3番 小池正夫君 登壇]

○3番(小池正夫君) 改めておはようございます。議席番号3番、小池正夫でございます。 通告に従いまして、質問させていただきます。

前回に引き続き、農業に関する質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上

げます。

近頃よく耳にするスマート農業という言葉をご存じでしょうか。気になっているけれども、 具体的な内容はよく分からないという人もいるかもしれません。

スマート農業を取り入れることにより、これまで大変だった農作業が楽になり、大変な省力化ができる可能性があるのです。スマート農業とは、従来の農作業をICT化やIoT、ロボット技術、さらにはAIなどを駆使することで自動化、省力化する農業の一手法のことです。農業にICTなどを取り入れ、これまで農作業にかかってきた労力を減らすことで、労働力不足を解決することや国内の食料自給率の安定を目指すことが可能になります。

スマート農業の導入は、農林水産省も力を入れている状況です。その理由の一つには、日本の食料自給率の低さがあります。2018年度の自給率はカロリーベースで約37%と、私たちが日々口にしている食料の大半は輸入に頼っている状況です。もし輸入先国に大きな問題が起こり、食料の輸入ができなくなった場合、食料問題が起こる可能性があります。そのため、食料自給率の向上は、日本の食料事情における重要な課題と言えるでしょう。

また、担い手の高齢化、後継者不足により、優れた農業技術が途絶える、そういう危険性 もあります。農業技術の継承は、日本の高い技術を守り、品質の高い農業を続けるに当たっ て重要な課題です。

農業の労働者不足と農業技術の継承を解決する手段として注目されている方法の一つが、スマート農業です。スマート農業を実践することで不足している労働力を補い、さらに食料自給率の向上も期待できます。また、ロボットやAIなどで優れた農業技術を確実に受け継いでいくことも期待できるのです。

このように農業に革新を起こし、さらなる進展が期待できるスマート農業、農林水産省はスマート農業に期待し、普及、導入を後押しする政策を推進しております。スマート農業加速化実証プロジェクトを推進する農林水産省の狙いは。農林水産省は、スマート農業総合推進対策事業の一つとして、スマート農業加速化実証プロジェクトを推進しています。この取組と狙いはどのようなものなのか。

スマート農業加速化実証プロジェクトとは、2025年までにほぼ全ての農家がデータを活用した農業を実践することを目指すプロジェクトです。具体的な施策として、最先端技術の導入、実証と社会実装を進めるための情報提供の2つがあります。

最先端技術の導入、実証では、生産から出荷までそれぞれの工程で活用できる先端技術の例として、次のようなものが挙げられます。

耕起と整地、自動走行のトラクターの無人協調作業、ICT農業用建機、移植と播種の乗用全自動移植、ドローンによる播種、栽培のリモコン式自動草刈り機、自動走行スプレーヤーやイノシシICT自動捕獲おりなど、施肥、ドローンによるもの、リモートセンシングと施肥、各自動収穫ロボットなどなど。

最先端技術の導入、実証で得られたデータは、各農家が活用できる形の情報に整理して公

開し、農業従事者が先端技術を実際に自分の農業に取り入れる際の判断材料として提供できます。このように、スマート農業は国が率先して導入を推進しているため、急速に普及することが期待されています。

とにかく、無人トラクターやコンバイン、また田植え機など、私も一昨年、地元の若い担い手さんに自動運転の8条植えの田植え機に試乗させていただきました。衛星を打ち上げて、GPSにて位置情報を把握して、8条植えの大きなトラクターが、ただ乗っているだけで操作もせず、真っすぐに植えて、あぜ付近になりますと自動でターンをして、苗がなくなると自動的にお知らせをしていただけます。私などが田植えても、いかに真っすぐ植えようと思っても曲がってしまいます。非常にすばらしい技術だと思っております。

このような技術が今どんどんと開発されている中、本市においてどのようなスマート農業 が導入されていくと考えられるか、お伺いいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。
- 〇産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

スマート農業には、トラクターやコンバインの自動運転技術や自動制御によるドローンを 使った薬剤散布の技術、施設園芸による栽培環境の自動制御技術などがありまして、これら を導入することにより、作業の省力化、農産物の高品質化が期待できます。

特に、米、麦、大豆など、大規模に作付をいたします土地利用型農業におきましては、本 市のみならず、全国的にもドローンやロボット化、これらが進みまして、農業機械などの先 端技術を活用した取組が進むものと考えられます。

また、トマトやキュウリ、イチゴなどを栽培する施設園芸におきましても、栽培環境の自動制御の技術による営農上の効果が期待できるものと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小池議員。
- ○3番(小池正夫君) それでは、本市の中でスマート農業に取り組まれている事例はどのようなものがありますでしょうか、お伺いします。
- 〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。
- ○産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

市内の取組の状況でございますけれども、施設園芸を行っている農家において、ハウス内の温度、湿度、二酸化炭素濃度を自動で適正な状態に維持できる設備を導入している事例がございます。また、既にドローンを活用した薬剤散布を実施している農家もございます。 以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小池議員。
- ○3番(小池正夫君) 本市内でスマート農業を普及させていくには、取組農家の人材確保が必要となります。本市においてスマート農業を担う人材の確保や育成についてお伺いいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。
- 〇産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

スマート農業は、作業の効率化や品質の向上などの効果が見込めることから、農家において収益力向上に有効な手段であると認識しております。

このため、本市を含む県央9市町村で構成されました連携中枢都市圏構想における先進的 農業実践人材の育成事業に取り組むこととなっております。その中で、先進的農業人材育成 を進める農業専修学校、またIT企業等と連携をしながら、ICTやドローンを活用しまし た先進的な農業の社会実験、また、研修を推進してまいります。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小池議員。
- ○3番(小池正夫君) 今、おっしゃられました連携中枢都市圏構想とは、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、経済成長の牽引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策です。本構想は、第30次地方制度調査会、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申を踏まえて制度化したものであり、平成26年度から全国展開を行っています。

令和3年4月1日現在の状況は、次のとおりになっております。

宣言連携中枢都市、36市、連携中枢都市宣言を行った市の数。連携中枢都市圏、34圏域、 連携中枢都市圏ビジョンを策定した圏域の数。圏域を構成する市町村は328市町村、連携中 枢都市圏に取り組む市町村数となっております。

多様な広域連携の促進、連携中枢都市圏の形成や都道府県、市町村の連携、三大都市圏に おける水平的・相互補完的、双務的な連携など、地方公共団体間の多様な広域連携の促進を 図るため、委託事業などを実施しているとあります。

また、令和3年度事業としては、客観的なデータを基に地域の長期的な変化や課題の見通しを整理する地域の未来予測等を踏まえつつ、市町村の区域をまたいだ、個別行政分野における施策の方針や計画の共同作成、地方公共団体間での経営資源、人材、施設、インフラ等の共同活用等、地域全体として持続可能な行政体制の確保に向けて積極的に挑戦する地方公共団体間の広域連携の取組を推進するとあります。

そのような施策の中で、先進的農業実践人材育成事業とは、期待ができる政策だと思っております。

それでは、今までスマート農業のことを説明してまいりましたが、この産業の中で、農業の中でメリット・デメリットについて問題もあると思います。

少子高齢化社会の日本においては、大きな課題として挙げられているのが労働力の不足です。特に、高齢者の割合が多く、後継ぎが少ない農家にとって非常に深刻な問題となっております。スマート農業は、そんな労働力不足を補う手段の一つと言えます。一つ、農業技術の継承として、労働力不足と同様に農家の後継ぎや継承者も不足しています。そのため、代々培われてきた農業技術の断絶を防ぐため、データやシステムという記録にしておくことは、日本にとって重要なことだと言えるでしょう。

それでは、スマート農業を導入することで農家の方はどのようなメリットを得られるのか。まずは、農作業の効率化。最も顕著なメリットとして農作業の効率化が挙げられます。データやAI等を活用することにより、少ない時間と資源で生産性を向上させることができるのです。また、空いた時間で作業範囲を増やすこともできるため、生産性の増加も見込まれます。

次に、作業負担の軽減。自動で作業するロボットを活用することにより、体への負担が大きい作業を多く減らすことも可能です。これにより、農業が抱える肉体労働のイメージを払拭することも期待されています。

一つは、農作業の見える化です。一つ一つの農作業をデータ化することにより、農業において技術やノウハウを共有しやすくなります。作業の見える化を行うことで、農業経験がない方でも就農しやすい環境が形成され、人手不足や後継者不足が解消されるでしょう。

以上のようにスマート農業は農家の方にとって多くのメリットがあります。では、なぜスマート農業は浸透していかないのでしょうか。それは、スマート農業を導入するに当たり、 少なからずデメリットが存在するからであります。

一つ、導入コストの高さです。スマート農業を始めるに当たり、一番の障壁と言えるのが 導入のコストの高さです。例えば、新しい機器を購入する場合、数百万円の単位のコストが かかります。たとえ導入したいとしても、将来的な費用対効果の見通しが立ちにくいという 課題が挙げられております。いかに初期投資を安く済ませるか。また、後継者に利益を出す ことができるのかという点で経営手腕が問われることでしょう。

それでは、本市において、スマート農業の導入は高額な初期投資となるため、多くの農家 が導入に踏み切れないという現状があると考えられます。導入を支援する補助制度はどのよ うなものがあるか、お伺いいたします。

〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。

〇産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

まず、国においては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業、また、担い手育成・ 経営体強化支援事業によりまして、農業機械や設備導入を支援する補助事業等がございます。 この補助事業につきましては、スマート農業への取組に対しまして、特に優先度が高くなる メニューが整備されております。

また、県におきましては、先進技術導入支援を目的としました補助制度としまして、儲か

る産地支援事業、こちらを整備してございます。

市におきましても、認定農業者等が自動運転装置などを装備した農業機械を導入する際の支援としまして、認定農業者等経営支援補助事業を行っております。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小池議員。
- **○3番(小池正夫君)** 確かにコストの高い問題というのは、非常に問題となります。やはり そこがネックになるわけだと私は考えます。

続きましては、専業農家に対する支援について。

専業農家をはじめ、兼業農家の方々におかれましては、営農以外にも、休耕地や農地法面の草刈りなど、農地の維持管理に多くの労力を費やしている現状ですが、これに対する支援についてお伺いいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 産業部長。
- 〇産業部長(浅野和好君) お答えいたします。

全国的に農業者の高齢化が進む中、本市におきましても、農地の維持管理が難しい状況となっております。

したがいまして、本市におきましては、国の多面的機能支払交付金を活用しまして、地元の方で構成します活動組織による農地法面の草刈りや水路の泥上げ等を実施しております。 この活動組織に対しましては、日当や原材料費等の補助が受けられることから、新たな活動組織を拡充しまして、地域との協働により農地の維持管理を推進してまいります。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小池議員。
- 〇3番(小池正夫君) 分かりました。

多面的機能支払交付金の活用は分かります。ただし、それ以外に多面的な作業以外のところで、農家の方は昔からの約束事があり、田んぼなどのあぜ、畔などは、上の畔というのは上の耕作者の管理、下の畔というのは自分のところの管理の畔になります。草刈りやあぜの補修、あぜがけ等、その約束事に従って今でも行っている次第です。耕作する田んぼに面する道路及び法面等は、自分ちで頼まれなくてもきれいに草刈りをしたり、除草剤を散布したりして管理をしております。また、自分ちの耕作地に面するところでなくても、草を刈ったり除草剤を散布したり、田んぼの環境保全のため、皆さん労力を惜しまずやっております。私も、親や祖父の代から言われる草刈りや、道路保全のため、土砂払いなどを今でも自発的にやっております。

この作業は、世代が変わり、高齢化になるにつれ、だんだんと人手が足りなくなり、誰かがやらなくてはならなくなっていくと思います。草丈が伸びれば風が通らなくなり、稲の収益も下がってまいります。多面的な作業の区割り以外の場所をそのように作業しているわけですので、市のほうでも、そのようなところを見てくださりますように、そして、何らかの

補助の手だてをこの先に考えてくれるように要望していきたいと思います。地区の担い手の方も、手が空いたときなどは、トラクターのモアで農道の法面等を刈ってくれたりしております

最後になりますが、私も農家ですので、今年はいろいろな諸問題等により、米の値段も暴落しております。いかに担い手の育成やもうかる農業といって育成を頑張っても、生産者は自分で値段を決められないのが農業です。何かと国をはじめ、那珂市も基幹産業の農業を守るためにも、市から県や国に発信を行っていただきたいと切に願います。

これで、この項の質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、新型コロナウイルス感染拡大に伴う茨城県独自の非常事態宣言が31日に期限を迎える前に、大井川和彦知事は27日、臨時記者会見をし、発令期間を国の緊急事態宣言に合わせ、9月12日まで延長すると発表いたしました。同日まで県立学校の授業などはリモート、遠隔で対応し、部活動は全面禁止を継続、小中などの市町村立学校や私立学校、大学などにも同様の対策を要請しているところでございます。知事は、宣言延長については、命を救うために県民が一丸となって行動抑制に協力していただくことが最大の感染防止対策と、理解を訴えております。

多くの県内学校で9月1日に夏休みが明けるのを前に、学校内でのクラスター発生の可能性が考えられることから、オンライン授業など、リモートでの対応を求めた。保護者不在で、低学年児童が自宅に残されるなど、一人の在宅が困難な場合。就職指導、進学指導は各校が個別に対応する。また、心身の健康状態は、オンラインなどで定期的に確認をする。リモート対応は学び保障のためで、扱いは臨時休校になる。臨時休業の日数分、年間の授業日数は短縮され、欠席扱いにもならず、直接進級や卒業には影響することはないとなっております。それでは、今、那珂市でも推進されておりますGIGAスクール導入と今後の教育について、質問に移らせていただきます。

GIGAスクール構想とは、文部科学省が2019年に提唱した教育改革案ですが、この1年で注目度が高まっています。その理由は何かと申せば、GIGAスクール構想が、2020年の年明けから新型コロナウイルスの感染が広がり、多くの学校が臨時休校となるなど、教育現場におけるICTの導入の必然性が急激に高まりました。実際にコロナ禍を受け、実施が2020年度中へと大幅に前倒しされ、現場では対応に追われました。自治体はもとより、ICTの関連のベンダーも、提供やプランやキャンペーンを発表し、GIGAスクールの認知度は一気に高まりました。

2020年度からプログラミング教育が小学校で必修化され、中学校、高校でも、2021年から2023年度で順次開始される予定でございます。プログラミングを学ぶ際、知識の習得をするために講義を受ける際は、ノートと鉛筆があれば十分ですが、その後実際に手を動かして演習を行う際には、パソコンが必要となってまいります。できれば1人につき1台の端末があったほうがよいため、これがGIGAスクール構想と重なり、注目を集めたこととなり

ました。

GIGAスクール構想の目的は、文部科学省がGIGAスクール構想を提唱した主な目的は3つあると思います。

予測不可能な社会を自立的に生きる力を身につけるため、GIGAスクール構想を推進してきた文部科学大臣である萩生田光一氏は、GIGAスクール構想に寄せて、文部省のウェブサイトで文部科学大臣メッセージを発信し、子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の作り手として予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質、技能を一層確実に育成していくことが必要です。その際、子供たちがICTを適切、安全に使いこなすことができるよう、ネットリテラシーなどの情報活用技能を育成していくことも重要です。GIGAスクール構想を通して、ICTを活用した教育を実施することにより、情報を知識として活用し、課題を見つけて解決できるようなスキルを身につけてもらうというわけです。

居住場所やインフラ格差による教育格差の解消もその一つです。

実は、GIGAスクール構想の20年以上前から、学校のICT化は推進され、3人に1台端末配備が目指されておりました。ただ、地方財政措置として進められてきたために、自治体によっては政策の優先順位が異なり、達成できない状況がありました。そこで、GIGAスクール構想により、全国的なICT化が推進されたという経緯があります。

過疎地や離島といった教育環境の整えにくい地域に居住する子供や所得の低い家庭の子供なども取り残さず、教育格差を解消するということも目的の一つと言われております。

また、教員の業務負担の軽減、近年は教員の長時間労働が問題となり、労働環境の改善、つまり教員の働き方改革が叫ばれるようになりました。教員がICT化を活用することで授業の事前準備やテストの採点、成績処理などを効率化できるほか、保護者を対象としたイベントの出欠確認、時数管理といった教務系業務、子供の出席確認の健康データを管理といった保健管理系の業務まで、様々な業務をデジタル化、管理できるようになります。子供たちに配布するプリントの印刷頻度も激減することと思っております。

挙げたようなGIGAスクール構想の目的やGIGAスクール構想とはと紹介した効果のほかにも、GIGAスクール構想を推進することで、子供たちや教員、保護者には以下のようなメリットが生まれます。

授業の幅が広がる。1人1台の端末が配備されていない環境では実現できないような、インターネットを利用した検索による調べ学習やプレゼンテーションの作成やデジタル美術作品の制作、海外など遠方の学校とビデオ通話を通じたコミュニケーションなど、アイデア次第で授業の幅がどんどん広がっていくと思います。

また、生徒同士の、教員と生徒間の情報共有をするのがスムーズになるということ、連絡 事項や授業の内容、アンケートの回答、テストの返却、提出物の進捗状況など、必要に応じ た様々な情報、データがやり取りできるようになります。従来のように口頭やプリントなど のやり取りよりも確実で、履歴も残るため、管理がしやすくなりますし、集計なども簡単に 行えるようになります。

では、それでもGIGAスクールにおけるデメリットというのも見逃すことができません。 そのデメリットの一つが、手書きによる学習機会が失われるということです。学習ツール がこれまでのようなノートと鉛筆、こういうボールペンとかペンではなく、パソコンやそう いうタブレットみたいに代わることで、手書きで文字や絵を描く機会が減ることから、手書 きによる学習メリットが得られなくなるという危惧があります。手書きには、何度も何度も 繰り返し書くことによって、記憶に残ることや要約力、理解力などの向上が学習効果として は期待できます。また、筆記用具を使って書くことは、脳の活性化にも役立つと言われてお ります。手書きの機会が完全に失われるわけではないでしょうが、大きく減ることは予想さ れます。これらの効果があまり得られなくなる可能性があります。

また、一番の問題とされておるのが、SNSのトラブルです。GIGAスクール構想の推進以前から、子供たちのSNSによるいじめや性犯罪被害、スマホ依存といったトラブルが表出していました。GIGAスクール構想推進によって、学校にいる間もデジタル機能やインターネットに接するということになることから、こうしたトラブルのリスクが上がることが不安視されております。

でも、GIGAスクール構想実現により様々な効果やメリットが期待され、政府もそうした目的を持ってGIGAスクール構想を推進したわけですので、日本のこれからの教育は大きく変わっていくと思います。

そこで、本市のICTの環境整備の進捗状況をお伺いいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- 〇教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

国のGIGAスクール構想に基づく本市の事業の進捗につきましては、まず、ハード面では、1人1台のタブレット端末が本年5月に配備を完了しております。また、電子黒板を全ての普通教室に1台ずつ、プロジェクターとカラープリンターを各学校に1台配置したほか、インターネットの通信環境が整っていない世帯へ貸し出すモバイルルーターを整備しております。

ソフト面では、オンライン学習に使用する学習支援の各種アプリケーションを利用できる 環境を整えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小池議員。
- **〇3番(小池正夫君)** 分かりました。

それでは、各学校において活用等のばらつきもあると思います。また、私のようにパソコンもなかなか得手でない者もおりますので、教員の方の中でも得手不得手があると思います。 そこで、教員のICTの活用指導力の向上に向けた取組をお伺いいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

ICTを活用した授業を実施するに当たり、指導室を中心に各種の取組を進めております。まず、タブレットの導入に当たりましては、学校の授業や自宅学習での活用方法をまとめた那珂市EdTechプランを作成し、教職員はもとより保護者へも周知して共通理解を図っております。

教員の指導力向上の取組としましては、タブレットの導入説明会をはじめ、先進の活用事例や実践発表などの研修会を開催しております。各学校におきましても、独自に校内研修を実施するほか、学園として情報交換会を開催し、小中一貫教育として活用を図るといった取組も行っております。

また、ICT支援員につきましては、学校への派遣回数を今年度から2倍に増やし、月に4回としました。タブレットを活用した授業提案や使用上のアドバイスなど、サポート体制を充実しております。

教育委員会としましても、今後も教員の指導力の向上のため、支援してまいりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小池議員。
- ○3番(小池正夫君) 分かりました。

先ほどもデメリットの話もいたしましたけれども、端末使用の上で児童への正しい利用方 法の指導として、心身への影響についてお伺いいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- 〇教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

児童生徒が安全安心にタブレットを使用できるよう、タブレットの活用のルールを作成しております。児童生徒のほか、保護者へも配布し、タブレットの目的は学習なので遊びでは使用しないこと、先生の指示に従って使用することなどの基本的なルールのほか、重いものを載せないといった取扱上の注意、また、情報モラルとして、インターネットの情報や個人情報の扱い方なども指導しております。

ご質問にあった健康に関するものとしては、正しい使い方を怠れば、やはり成長期における心身への影響も懸念されますので、国のガイドラインに基づいて、健康を守るための注意 事項も併せて記載しております。例えば、画面に近づき過ぎないよう、正しい姿勢で使うこと、長時間使用せず、30分置きに目を休ませること、就寝前には使用しないことなどを指導しております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小池議員。
- ○3番(小池正夫君) 指導のほうは、徹底してよろしくお願い申し上げます。

続きましての質問は、発達障がいがある児童への学習支援の活用方法などについてお伺い いたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

発達障がいの子供たちは、例えば、読み書きやコミュニケーション、集団行動を苦手とすることから、学習の習得が十分でないことがございます。このような子供たちに対しましては、タブレットの機能を活用して様々な支援が可能です。例えば、文字の拡大や音声読み上げ、キーボード入力や音声入力等の機能を使った読み書きの支援、カメラ機能を使った板書の記録、メッセージ機能を使ったコミュニケーション支援などです。

このほかにも、障がいに応じて支援できる各種アプリケーションが取り入れられている先 進事例もありますので、今後、活用の幅を広げてまいりたいと考えております。 以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小池議員。
- 〇3番(小池正夫君) 分かりました。

発達障がい児の学習支援の例として、愛知県常滑市の大野小の特別支援学級での使用状況をちょっとお話ししたいと思います。

小学生に1人1台ずつタブレット端末などを整備するGIGAスクール構想が加速する中、 発達障がいのある児童生徒らの学習支援に、情報通信技術を活用する動きも少しずつ進んで いるというところで、機器に少し頼るだけで、見違えるように学びを進める子も、障がいの ある子もたくさんいるということでございます。

11月下旬に愛知県常滑市大野小の特別支援学級、1年の男子児童は、タブレット端末のアプリで黙々と漢字や九九の問題を解き、満点を取るとガッツポーズを見せ、別の5年男児は、慣れた手つきで音声ペンを国語の教科書にタッチして、紙に特殊な加工がされており、ペンが文章を情感豊かに読み上げるという機能もあるそうでございます。

この5年男子は文字を目で追うことが苦手で、教員と一緒に音読をして文章の理解が難しかったが、昨年、音声ペンを使い始めると、見る見る正しく読めるようになったということです。物語に入り込み、もっと読みたい、本が大好き、国語のテストも80点以上を取るようになった。特別支援教育士の担任は、自分で読みたいところを自分のペースで読めるのが大きい、非常にここが長所であると評しております。

この小学校の特別支援学級には、自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの13人が在籍しているとし、紙とICTの機能を併用し、それぞれに合った方法で学ぶ。タブレット端末は、現在、学校のパソコン室に配備された端末の一部を使ってやっておるということでございます。音声ペンとそれに対応した教科書は、茨城大学が国の委託を受けて製作をし、全国の申請者に提供しているというところでございます。一昨年に学会で知った公文教諭は、学校から申請して導入。ペンの費用等は5,000円ぐらいかかるということですが、特別支援

学級で8人、通常ではあとは3人が一緒に活用できるというものでございます。

最後の質問ですが、この新型コロナウイルスの緊急事態宣言下でのGIGAスクール、またはタブレットの活用方法についてお伺いいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 教育部長。
- ○教育部長(小橋聡子君) お答えいたします。

緊急事態宣言により、学校が分散登校や臨時休業といった措置を取る場合、タブレット端末は、教育活動を継続する上で非常に有効なツールであると考えております。

活用の形態としましては、大きく3つ、型があると思います。

1つは、教師が授業をそのまま配信しながら、子供たちと双方向でやり取りをするリモート授業。

2つ目は、オンライン上の学習コンテンツ。例えば、学習動画の視聴やドリルソフトといったものに、子供たちが自分で取り組むもの。

3つ目は、それらを組み合わせたもので、リモート授業の中で教師が子供たちに学習コンテンツを課題として与えて、答えさせたり提出させたりするものです。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小池議員。
- **〇3番(小池正夫君)** 分かりました。

確かにコンピューターを使い、学校教育はどんどん発展すると思います。すばらしいと感じる反面、コミュニケーション不足や対面で相手の顔や声を聞きながら、また、相手の話の抑揚をもって相手の気持ちを酌んだり感じたり、人間味のある付き合い方を学ぶ大切な時期に、新型コロナウイルスが世界的に大流行しています。私もパソコンやスマホを便利に使っていますが、やはり顔を見て話したりすることが真のコミュニケーションだと感じております。顔を見て話して、相手の表情を見ていると、やはりほっとするものです。このような事態が収束し、当たり前の生活が早く戻るように、私たちも一生懸命努力をしていきたいと思っております。

これで、私の質問を終わりにさせていただきます。

〇議長(福田耕四郎君) 以上で、通告7番、小池正夫議員の質問を終了いたします。 ここで消毒、換気を10分程度行いますので、再開を11時40分といたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時40分

〇副議長(木野広宣君) 再開いたします。

本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

◇ 寺 門 厚 君

〇副議長(木野広宣君) 通告8番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 新型コロナウイルス感染症対策について。2. 高齢者のフレイル予防について。3. 那珂市区域指定後の動向について。

寺門 厚議員、登壇願います。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 議席番号10番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

最初の質問事項は、本市の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、非常事態宣言、緊急事態宣言が9月12日まで発令中ということですけれども、新聞やテレビ等の報道は、ワクチンに異物混入、東京では僅か354人分の若者向けワクチン接種抽せんに長蛇の列、コロナ感染妊産婦の救急搬送先がなく、自宅出産後、乳児が死亡したという例、自宅療養者の重症化による死亡例、救急搬送困難事案は全国で3,153件、これは8月23日から29日の全国52か所の消防のデータでございます。など、市民の不安感情を増大させるものが多く目につきます。

一方では、自宅療養や宿泊療養に関する情報、感染者の治癒後の状況が保健所からの情報の発出がなく、よく分からない状態、また、自治体には保健所の公開情報と同程度の情報のみの提供しかされていない状態、感染経路が不明の増加があり、保健所の本来の疫学的調査業務の滞りが懸念されますし、医師や看護師、医療関係者不足等があり、医療体制の逼迫状態は深刻なものがあります。

ということで、非常にマイナス情報が多いんですけれども、あれやこれやたくさんありますけれども、果たしてその中のどれを信用すればいいのか。自分が感染したらどうなるんだろう、重症化しても病院でちゃんと治療してもらえるんだろうかと、市民の不安感はますます募るばかりでございます。このような市民の不安解消に少しでも役立てばと思い、いくつか質問をいたします。

最初に、コロナワクチン接種状況と今後についてということでございますが、特に、50歳 未満から12歳までのコロナワクチン接種予定についてはどのようになっているのか伺います。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

現在、市の個別接種、集団接種におきまして、基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者、 45歳以上の方の申込みとワクチンの接種が可能となってございます。最近、若い世代の感染 者が増えてきておりますが、市では、50代、40代の感染者が最も多いことから、重症化する確率の高いこの世代への接種をまず進めることが重要となっております。

40歳から44歳の方につきましても、9月中旬に申込みを開始できるよう準備を進めており、39歳以下の方の接種も可能な限り速やかに進めていけるよう取り組んでおります。 以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- **〇10番(寺門 厚君)** 50代から40代を優先的に、重症化率が高いので進めていると。それから、順次、以下進めていくということでございます。

最近、小学生や未就学児の感染も非常に増えております。現在、小中学校については、1 日から分散登校とオンライン授業を始めるということでございますが、できる限りの感染症 対策を行い、通学できる環境を早く確保していただきたいというふうに思います。

特に、デルタ株は児童にも感染拡大しており、一昨日も保育園児の陽性者が4名出ておる 状況でございます。やはり未就学児や児童への感染防止には、ワクチン接種が早急に必要で あるというふうに私は思います。

では、未就学児及び12歳未満の児童の接種予定はどのようになっているのか伺います。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

現在の新型コロナワクチンの接種年齢でございますが、予防接種法に基づき、厚生労働大 臣の指示により12歳以上となってございます。

ワクチン接種に使用されているファイザー社、モデルナ社のワクチンについて、12歳未満の子供を対象とした臨床試験が行われているという報道もありますので、今後、接種年齢が広がる可能性はございますけれども、現在のところは12歳未満の子供へのワクチン接種の予定はございません。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 12歳以下については予定がないということでお答えをいただきましたが、やはり何かこの増えている状況を見ますと、何かほかに対策がないかということなんですけれども、国では最近高校などに配布しております抗原検査の簡易キットを小中学校にも広げることを決定しております。これらを有効活用し、先生方へ優先的にワクチンを接種するなどして学校内の感染防止策を打ち出しております。県、本市についても生徒、子供たちの学びの場と環境を守るべく、でき得るあらゆる感染対策、もちろんPCR検査の拡大も含みますけれども、講じていただきますようお願いをしておきます。

次は、妊婦の方で胎児への影響や、妊娠後期については重症化しやすいという不安もありまして、受けたくない方がまだまだいらっしゃると思います。妊婦のコロナワクチン接種を どのように進めていくのか伺います。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、妊娠後期は新型コロナウイルス感染症に感染すると、重症化しやすく早産のリスクも高まるとされております。妊婦へのコロナワクチンの接種につきましては、希望する方はまずかかりつけの産婦人科医でご相談をいただき、接種が可能であれば接種を受けていただくことができます。かかりつけの産婦人科において接種が難しいとされた場合は、市内医療機関にご協力をいただき、妊婦とその配偶者の接種を進めてまいります。なお、対象となる妊婦の方には8月31日に通知のほうを発送してございます。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) かかりつけの産科婦人科で接種できない場合は市内の医療機関で接種できるということで、さっそく8月31日に対象の妊婦の方へ案内済みということなので安心をいたしました。

次は、これも非常に答えが難しい問題になるんですけれども、今ちまたでは有効期限、コロナワクチンの、どれぐらいなんだろうというような噂がいろいろとやり取りがされておりますけれども、コロナワクチン2回接種後の有効期間、これはどれぐらいなんでしょうか。また、3回目の接種って考えているのかどうか伺います。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

新型コロナウイルスのワクチンでございますが、遺伝子情報を使ったメッセンジャーRNAワクチンと言われるもので、これまでに使われた経験のないものでございます。このため、ワクチンの効果やその効果の持続期間等について、現在も継続して調査が行われている状況でございます。今のところ国として効果等について正式な見解を示しておりませんので、議員の質問にお答えすることは難しいと考えてございます。今後も、継続して行われる調査、研究に基づき示される国の動向につきまして、注視してまいります。

以上でございます。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 調査結果待ちであるということは分かりました。

いつになるのかはっきりしたことは分からないということなんですけれども、有効期間に対する不安解消というのはなかなか解消には至りませんので、それであれば早急にワクチン接種率を80から90%台に高め、集団免疫獲得体制をいち早く構築して、新型コロナウイルス感染症をできるだけ早く収束へと導いてほしいと。これに努力していただきたいなというふうに思います。

次は、医療体制の確保についてでございます。

最初の通告では、罹患者の状況ということで書いてありましたけれども、非常に情報が出

ていないということなので、医療体制の確保についてということでお聞きしていきます。

さる8月19日、千葉県で新型コロナウイルスに感染し、自宅療養中の妊婦が出血があった ため救急車を呼んだものの、入院先の病院が見つからないまま自宅で出産と、その後、赤ち ゃんが死亡してしまったという事例がありました。これは大変痛ましいことだと思いますし、 二度とあってはならないことだと思います。

では、コロナ感染者でも安心して出産ができる環境の整備はどのようになっているのか伺います。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

妊婦が出産を迎える際の医療機関につきましては、本来かかりつけの産婦人科ということになります。しかしながら、感染している場合は感染症対策の関係もあるため、受入れが難しいとしている産婦人科もございます。しかし、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅療養されている妊婦の出産に係る入院調整については、茨城県として妊婦の状況を確認しながら優先的に行っているということでございます。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 茨城県として優先的に入院調整していただけるということなので、 一応は安心いたしました。しかし、千葉県での事例が絶対に起きないように十分配慮してい ただきたいと思います。

次は、自宅療養者の問題でございます。

自宅療養者の突然の重症化が問題視されており、県は医師や看護師等による診療やフォロー体制の強化をすべく、自宅療養者の血中酸素濃度を測定し、肺炎などによる重症化防止のため、患者全員にパルスオキシメーターを配送するとしておりますが、実際に自宅療養者のパルスオキシメーターというのは配付されているんでしょうか、伺います。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

本市を所管するひたちなか保健所に確認を取りました。自宅療養者には送付をしているということでございます。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- **〇10番(寺門 厚君)** 既にパルスオキシメーターは全員に配付されているということなので、状況は分かりました。

やはり、あとは実際にそのパルスオキシメーターで血中濃度を測定し、危険な値のときに は医師や看護師に相談ができ、早めに対処できるという体制があるということは、非常に安 心材料になると思います。医師、看護師、保健所の方々には的確な判断とその後の迅速な処 置をよろしくお願いしておきます。

本市においては、自宅療養者や宿泊療養者などコロナ感染者で重症化した場合、あるいは コロナワクチン接種者の副反応対応などの救急搬送体制の現況はどのようになっているのか お伺いいたします。

- 〇副議長(木野広宣君) 消防長。
- 〇消防長(鈴木将浩君) お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する救急体制は、救急車3台及び予備車1台で感染防止を 徹底し対応しております。保健所依頼の移送及び中等症以上の傷病者は、現場到着後、傷病 程度によりひたちなか保健所と協議して医療機関へ搬送しております。

以上でございます。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- **○10番(寺門 厚君)** 救急体制は感染防止対策を徹底し確保されているということで理解 いたしました。

次は、受入先の体制について、これは確保されているんでしょうか、伺います。

- 〇副議長(木野広宣君) 消防長。
- 〇消防長(鈴木将浩君) お答えいたします。

感染症指定医療機関は茨城県では12医療機関あります。那珂市の搬送先は主に水戸県北地 区の6医療機関で、輪番制にて受入れ体制を取っております。

以上でございます。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- **〇10番(寺門 厚君)** 本市からの搬送先が、水戸県北地区の6医療機関のところで受け入れていて、輪番制になっているということが分かりました。

最近つくば地区は受入れ体制、非常に医療体制が逼迫しておりますので、水戸地区で受け 入れているという話も聞きましたので、本市の搬送先の現状は大丈夫ですかとお聞きしたと ころ、現在の陽性者発生状況や重症化率が上がってきており、受入れ体制が確保されている ということで伺っておりますので、今のところ安心しております。

この重症化防止につきましては、県はさる8月27日ですか、医療逼迫状態を解決するために、軽症や自宅療養者、宿泊療養施設入所者に重症化抑制の抗体カクテル療法を行う臨時医療施設を2か所開設したと報道をされております。また、加えて宿泊療養施設も27日付けで県内地域2か所追加設置され、療養体制は6施設、830室に増えたということで報道がありました。これについては、少しでも重症化予防ができるんではないかなというふうに思うわけであります。

私たちにとりましては、自宅及び宿泊療養中の重症化は、明日は我が身と考えますと、医療体制の逼迫状況の解消は、コロナ感染症にかかりますと命を落とすかもしれないという不安材料の低減につながって、一応安心材料になると思います。今後についても、命最優先で

コロナ感染者の治療に当たりますよう、医療体制整備、強化をしっかりとしていただきたいなというふうに思います。

次は、PCR検査体制の拡充について伺います。

新型コロナウイルス感染症拡大防止にはPCR検査を拡大していくことが非常に有効であります。現在実施しております本市のPCR検査事業はどのようなものがありますか。

- 〇副議長(木野広宣君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

国及び県における緊急事態宣言等の発令に伴い、市民の不安軽減及び感染拡大防止を図る ことを目的に、PCR検査費用の一部を市が負担する事業を現在実施中でございます。

事業の概要としましては、実施期間を及び日時は、8月17日から国の緊急事態宣言が解除 となる現時点では9月12日ということでございますので、その期間中の毎週火曜日及び木曜 日の午前9時から午後3時までとしております。

検査対象及び費用は、無症状で検査を希望する市民及び市内事業所に勤務する方となって おり、費用として自己負担2,000円をご負担いただいているところでございます。

検査方法は、PCR検査キットを使用した唾液による検査で、市中央公民館南側の砂利駐車場にてドライブスルー方式により実施をしております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 今後、コロナ感染症の拡大は収まるかどうかは予断を許さない状況にあります。つきましては、2,000円でのPCR検査を9月12日で切るということではなくて、12日以降についても継続していただけないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。
- 〇副議長(木野広宣君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

この事業の実施基準としましては、国の緊急事態宣言、またまん延防止等重点措置、さらには県独自の緊急事態宣言、同じように県独自の感染拡大市町村に那珂市が該当する場合としております。現時点では国の緊急事態宣言下にあるというのが根拠になっております。今後、指定期間の延長や市内の感染状況を踏まえ、9月12日以降の継続についても検討してまいります。

以上です。

〇副議長(木野広宣君) 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

〇副議長(木野広宣君) 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門議員。

[10番 寺門 厚君 登壇]

〇10番(寺門 厚君) それでは、午前中に引き続きまして、午後始めたいと思います。

午前中は9月12日以降もPCRの検査を続けてほしいということで、企画部のほうからは継続について検討していきますよという回答をいただいたところで終わっております。

PCR検査についてはもう1間質問がありまして、それについては、常時検査できるような検査体制の拡充を考えているんでしょうかという質問でございます。それから始めます。

- 〇副議長(木野広宣君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

現在、企画部の職員3名体制で検査キットの配付及び回収作業を実施しております。実施済みの6日間の1日平均が33.8人という状況で、想定しておりました40名には達しておりませんし、また今後の予約についても空きがある状況となっております。

しかしながら、首都圏や県内における感染者の状況等を踏まえますと、市内においてもいつ感染者が爆発的に拡大するか予断を許さない状況でありますので、国・県の情報や日々の感染者数の推移などを注視しながら、柔軟に対応できるよう検査体制の拡充について庁内や関係機関と準備、調整を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- **〇10番(寺門 厚君)** 状況によっては開設するということだというふうに思います。

できれば年内いっぱい個人負担2,000円で、もっと言えば無償でできるようなそういうPCR検査を継続して、さらにいつでも検査ができるような体制の構築も進めていただければなということを要望しまして、この項の質問を終わります。

次は、2つ目、高齢者のフレイル予防についてであります。

本市は、昨年来よりコロナ禍に見舞われ、9月12日まで県の非常事態宣言及び国の緊急事態宣言下のただ中にあります。感染者の減少と罹患者の治療が優先かつ重点的に行われております。我々市民においても3密防止、手洗い、うがい、マスク着用、不要不急の外出自粛など一段と厳しい対応をしているところであります。このような環境の中では在宅率が非常に高くなる高齢者の要介護化の予防、重症化防止活動もままならない状態で、要介護者の増加や介護認定者の重度化が懸念されるところであります。

要介護者が増えますと、介護保険での対応も増え負担額の増加や介護保険制度の持続性が 失われてしまう危険性があります。介護保険制度の持続、保持をしていく上でも、この要介 護状態となることの予防及び要介護者の重症化防止は大変重要なことでありますので、今回 は要支援・要介護認定者の増加防止についてお聞きをしていきます。

要介護者を増やさないに予防することの重要性は、ここ最近厚生労働省も力を入れており、 フレイル予防事業として推進をしております。

そこで、フレイル予防の取組事業についてこれから聞いてまいります。

質問の前に、フレイル予防って何だろうという方も多いと思いますので、フレイルについて説明をしておきます。

フレイルは海外の老年医学での分野で使用されております英語のフレイルティ「Frailty」いう文字ですが、これが語源となっており、日本語の意味は虚弱、老衰、脆弱などを意味しております。では、フレイルとは、年を取って体や心の働き、社会的なつながりが弱くなった状態を指しています。詳しく言いますと、要介護状態に至る前段階として位置づけられており、身体的脆弱性のみならず精神、心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題も抱えやすく、障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味しています。そのまま放置しておきますと要介護状態になる可能性があります。早めに気づいて適切な取組を行うことが大切であります。そうすれば、フレイルの進行を防ぎ健康に戻ることができます。

では、どういう状態がフレイルなのかにつきましては、ここで議長の許可を得て資料を配付させていただいておりますので、お手元の配付資料1をご覧いただきたいと思います。

こちらは、厚生労働省が令和元年10月に出しておりますフレイルチェックリストであります。これは75歳以上の方対象ということなんですが、見ていただきますと、1番目「あなたの現在の健康状態はいかがですか」から始まりまして15問ございます。オレンジのところ、右側のところの答えが、こちらに当てはまる数が多いともうフレイル状態ということが言えます。これについてはずっと左側に来るように常時定期的に見ながら使っていくというようなチェックリストにもなっております。皆さん、見ていただいて何個かありましたか。後ほど帰ってじっくり見ていただきたいなと思います。

簡単に言いますと、フレイル状態というのはおいしく物が食べられなくなった、疲れやすく何をするのも面倒である。体重が前よりも減ってきたという状態の方が既にフレイル状態ということが言えます。至急、こういう方については予防策を講じていただきたいと思います。予防策は、栄養、身体活動、社会参加を見直すことで、活力に満ちた日々を送ること、その習慣化が大切だと言われております。

では、フレイル予防対象者という方は、どういう方々なのか伺います。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- ○保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

フレイル予防の対象者でございますが、健康な高齢者も含め、まだフレイル状態に陥って いない全ての高齢者が対象になるものと考えております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 答えていただきましたとおり、そうしますとかなり対象が広くなるということにはなるわけですけれども、健康な方も60歳からは筋力の低下が始まり、高齢化に伴いまして筋肉量はどんどん減少してまいります。動くのがおっくう、階段がきつい、コードや段差につまずく、平らなところでも転倒するなど、様々なところに顕在化してまいります。特に転倒については75歳から急激に増え、足の付け根、大腿骨の頸部骨折、これが増えてまいります。この骨折はやがて寝たきりになり、最終的には死に至るなど重傷化する例が多く見受けられます。この転倒を引き起こしています筋肉量の低下、これはサルコペニアというふうに言うんですけれども、これは様々な要因で筋肉量が低下した状態を加齢性筋肉減弱症ということで症状名もついておりまして、それが発症していると。それが原因で転倒してしまうということですね。転倒にはほかにもありますけれども、これが多くなるということです。

実はこのサルコペニアはフレイルサイクルを構成しておりまして、繰り返し、繰り返ししていきますと、今言った転倒といろんな症状が出てくるということになります。フレイル予防には、このサルコペニアを起因とするフレイルサイクルを断つことが有効だと聞いております。では、このフレイルサイクルを断つにはどのような取組が必要だと考えられますか。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

先ほども触れられたとおり、フレイルサイクルとは加齢に伴う筋肉量の減少が活動量を低下させ、活動量の低下が低栄養や体重減少を招き、さらに筋肉量の低下が進行するというフレイルの悪循環と言われています。このフレイルサイクルを断つためには、高齢者の個々の状態に応じた適切な運動を意識的に生活の中に取り入れること、そして適正体重を維持することに必要な栄養バランスのよい食事を取ることが大切であると考えております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- **〇10番(寺門 厚君)** 適切な運動と栄養バランスのよい食事を取ることが大切であるということが分かりました。

では、高齢者のフレイル予防の取組として、本市ではどのようなものに取り組んでいますか。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

本市におけるフレイル予防の主な取組といたしましては、高齢者の運動、栄養、口腔、いわゆる口周りをテーマに、地域包括支援センターが実施する介護予防講座や出前講座などがございます。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- **〇10番(寺門 厚君)** では、介護予防講座等の利用基準、あるいは利用状況はどのようになっていますか。

また、昨年よりコロナウイルス感染症が流行していますが、どんな影響が出ているんでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

地域包括支援センターが実施する介護予防講座や出前講座は、各日常生活圏にお住まいの 65歳以上の高齢者であればどなたでも参加することができます。

令和元年度の開催回数及び参加者数は、市内全体で38回、延べ480人でしたけれども、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により講座を開設することが困難な状態にあったことから、開催回数は8回、参加者数は延べ79人となっております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 昨年は開催数が大幅に減となってしまったということですよね。 では、要支援・要介護者が増加ということはありませんでしょうか。
- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

65歳以上の要支援・要介護認定者数でございますけれども、令和元年度末が2,522人、令和2年度末が2,533人となっており、11人増加しております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- **〇10番(寺門 厚君)** 11人の増加ということですが、実際はもっといるのかもしれません。 やはり、新型コロナウイルス感染症による影響が出ているということで、このフレイル予防 の機会が減ってしまうということは大変残念なことであります。

次は、フレイル予防の課題と対策について伺います。

昨年より高齢者の方々も家に閉じ籠もりがちな状態が1年半以上続いております。フレイル対策として何か具体的に取り組んでいることはありますか。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

昨年度の取組としましては、室内でも体操ができるよう茨城県リハビリテーション専門職協会と地域包括支援センターが連携して作成した「いえなか体操」のチラシを配布・回覧するとともに、市ホームページへの掲載を行いました。

今年度は介護予防講座におきまして、運動機能向上のための講話や実技を交えウオーキングを行うこととしております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 今年も半年が経過しましてもコロナ感染は収まっておりません。このままでいきますと、またせっかくの機会が開催できずに終わってしまうということにもなりますので、そこで、何とか実施をできるように工夫をして開催のほうを検討していただきますよう要望をしておきます。

コロナの影響による課題以外でフレイル予防について何か課題はありますか。また対策は どのように考えているか伺います。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

フレイルは早期に発見し対処することで進行を防ぎ、健康な状態に戻ることができるため、 高齢者本人の取組が重要となりますが、フレイルは予防の認知度は低い状態にあり、その向 上が課題であるというふうに考えてございます。このため、市のホームページやSNSによ る情報発信、チラシの配布などによりフレイルに関する基礎知識、予防に資する取組を広く 市民に周知してまいりたいと思います。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- **〇10番(寺門 厚君)** 広く市民に周知していくということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

特に65歳の方のときに介護保険被保険者証が送付されてまいりますので、ぜひともそのと きにフレイル予防の周知をしていただきたい。さらに75歳時にもう一度その周知徹底をして、 予防への取組者を増やしていただきますよう要望をしておきます。

高齢者の多くはフレイル状態を経て要支援・要介護状態に至ることから、フレイル予防に 取り組むことは重度化防止にもつながると考えますが、フレイル予防の今後の取組について どのように進めていきますか。

- 〇副議長(木野広宣君) 保健福祉部長。
- 〇保健福祉部長(平野敦史君) お答えいたします。

高齢者が健康を保ち、住み慣れた地域で自立した日常生活を送るためには、フレイル予防 の取組が大切であると考えております。

市といたしましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮をしながら、介護予防講座や出前講座を実施するとともに、地域包括支援センター、社会福祉協議会、 民生委員などの関係機関と連携し、心身機能の低下が懸念される高齢者の把握に努めてまいります。

また、フレイル状態にある高齢者に対しては、一人一人の状況に応じた適切な支援やサービスを組み合わせることにより、重度化防止を進めるとともに、特にフレイルの進行リスク

が高いとされる後期高齢者に対しては、今年度から開始しました「高齢者の保健事業と介護 予防の一体的実施事業」により、高齢者の特性を踏まえながら生活習慣病の重症化予防やフ レイル予防をテーマとした健康教育、必要な医療やサービスにつなぐための健康相談等を実 施してまいります。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 今、人生100歳時代と言われております。健康で過ごせる健康寿命は男性72.50歳、女性は75.52歳ということが2016年度の茨城県のデータでございます。そのとき男性は全国で9位、女性は8位ということでございます。

この健康寿命を伸ばすということは、これから我々の非常に取り組んでいかなきゃならないテーマではないかなというふうに思っております。そのためにも、このフレイル予防の取組というのは非常に重要であるというふうに考えております。これについては、本人だけではなく、健康推進課と介護長寿課及び社会福祉協議会との協業で、健康・医療・介護がタッグを組んで、様々な健康寿命を伸ばす施策も含めて市民一人一人に合った進め方で展開しますよう、切に要望しましてこの項の質問を終わります。

次は、最後の質問なんですが、那珂市区域指定後の動向についてでございます。

本市は平成29年4月より市街化調整区域における立地に関わる基準を一部緩和し、一定の 建築物の建築を目的とした都市計画法の開発許可を受けることが可能となる制度で、指定区 域内であれば属人性、これは出身等の要件を問われることなく住宅等の建築を目的とした開 発許可を受けることが可能となる区域指定制度を導入しております。

指定地区は市内14地区、目的は市街化調整区域の人口減等により既存集落のコミュニティを維持することが困難になっているため、既存集落の維持、保全を図るため。また、本市の現状を踏まえ、都市の秩序ある発展のために、市全体におけるバランスの確保を図りながら区域指定導入後の都市の在り方、コンパクトシティーの形成を見据えた上で区域指定を行うということでスタートをしております。

指定から4年半がたち、区域指定されました地区のその後についてお聞きしてまいります。 質問に入る前に、配付しております資料2、資料3をご覧いただきたいと思います。

資料2は区域指定の対象区域図と要件でございます。ちょっと色が悪くて申し訳ないんですが、ご容赦いただきたいと思います。14地区分かるようになっています。それから、資料3につきましては、平成29年4月1日の那珂市の人口、これは住民基本台帳のベースでございます。それと令和3年4月1日の人口世帯数の比較をしたものでございます。それぞれ黄色が増えているところです、人口。それから世帯数についてはグレーで示しているのが増えている地区になります。それから丸で囲ってあります数字は右から4番目、世帯数の欄に書いてございますが、これは後ほど説明がある開発許可件数でございます。ということで、大幅に見ますと1,000人、トータルでは人口減ということになっております。これを見ながら、

以下聞いていただきたいと思います。

まず、最初の質問は、区域指定後の人口及び世帯、新築着工数等についてお聞きします。どのように変化しているのか伺います。

- 〇副議長(木野広宣君) 建設部長。
- **〇建設部長(今瀬博之君)** お答えいたします。

ご質問の市街化調整区域の人口でございますが、区域指定制度を導入しました平成29年4月と令和3年4月における住民基本台帳を基にしまして、平成27年国勢調査の結果から推計し比較しますと、菅谷、杉、津田、堤の4地区で増加しているものの、それ以外の地区におきましては減少している状況でございます。

また、減少率を見ますと10%以上減少している地区もございますが、中台と後台の2地区におきましては1%ほどの減少率となっております。

なお、世帯数につきましては、人口が減少している場合でも増加しているような地区もご ざいます。

また、市街化調整区域の新築及び改築の建築確認の件数につきましては、平成28年が131 件に対しまして、令和元年は124件となっております。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) では、区域指定で開発の許可件数はどれくらいあるのか伺います。
- 〇副議長(木野広宣君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

本市では14地区、総面積約590ヘクタールを指定しておりまして、全区域指定地区においてこれまで86件の開発許可をいたしております。指定地域ごとの内訳としましては、静、四堰、戸地区がそれぞれ1件、南酒出、豊喰地区がそれぞれ2件、鴻巣、東木倉地区がそれぞれ4件、飯田、西木倉地区がそれぞれ5件、門部地区が6件、額田地区10件、津田地区16件、中台地区29件、加納・海後地区ゼロ件となっております。また、区域指定導入前と比較しますと、中台地区と津田地区の許可件数が増えておりまして、全体の許可件数に対しましてもこの地区での許可件数が約5割を占めているところでございます。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- **〇10番(寺門 厚君)** 分かりました。

ここで資料3をまたちょっと見ていただきたいと思います。

今、答弁にありましたように、人口も世帯数も開発許可件数も増えているのは唯一津田地 区だけということがよく分かります。

それでは、この中台地区と津田地区が増えている要因は何なのか伺います。

〇副議長(木野広宣君) 建設部長。

○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

中台地区と津田地区の許可件数45件のうち、申請時の住所が那珂市以外の方が24件ございます。さらにその6割に当たる14件につきましては許可申請時の住所が水戸またはひたちなか市に居住している方となっております。これらのことから、水戸市やひたちなか市に関係のある方が近隣であります中台地区や津田地区へ住宅を求められたことが増加した要因の一つであると推測されます。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- **○10番(寺門 厚君)** やはり4年前から想定していたとおり、中台・津田地区は確実に増えているということが分かりました。職場が近い、住宅取得価格が手頃、交通の利便性といった理由もあるのかなと推察いたします。

では、区域指定地区で開発許可件数が増えていない地区についての要因は何でしょうか、 伺います。

- 〇副議長(木野広宣君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

住宅を建築する皆様については様々な考えがありまして、そういった考えを持って居住地 を選択されておりますので、明確な要因はつかめておりません。

以上でございます。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 明確な要因は把握できていませんよということでした。しかし、やはり今後の移住・定住促進を図るためにも、移住・定住者に対し「那珂市へ住んでいただきありがとう」、これは市長のメッセージを届けること。「那珂市へ住んでみてひとこと」という形で、なぜ那珂市へ決めたのかアンケートで聞いてみることを提案しますけれども、いかがでしょうか。
- 〇副議長(木野広宣君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

市では子育て世帯や新婚世帯が市内に住居を取得した際に費用の一部を負担する子育て世帯住宅取得助成金制度を行っており、申請された方に対するアンケートにより、那珂市での住宅取得の理由について調査を実施しております。

市外から那珂市への転入、移住・定住をされた方へのご意見や感想等を把握し検証を行っていくことは、今後移住・定住促進を図る上でも非常に重要であると認識をしておりますので、現在、実施しています第2期総合戦略の計画期間を経て、次期総合戦略を策定するに当たっては、議員のご提案の内容も含め参考とさせていただきたいと考えております。

以上です。

〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。

○10番(寺門 厚君) 次期総合戦略策定のときということで参考にするということでございますけれども、「那珂市へ住んでいただきありがとう」という市長のメッセージを届けるということにつきましては、今いろんな自治体が移住・定住者の勧誘を一生懸命やっておりますけれども、みんな似たり寄ったりの政策でありまして、しかしながら常陸太田市は助成金が多額に出ておりまして、これに本市も追随していくというわけにはまいりませんので、やはり差別化戦略を施す必要があると、そういう意味ではこの市長のメッセージ「ありがとう」という感謝を、それから「今後もずっと住んでくださいね」というメッセージは、非常にインパクトがあり差別化戦略になると私は考えます。ですから、今からでも即実施していただきますよう要望をしておきます。

また、市長の感謝メッセージを届ける際に、先ほど一部既にもう住宅取得の理由アンケートもやっていますよというお話がありましたけれども、これも全移住・定住者対象に併せて 実施していただきますよう重ねて要望をしておきます。

区域指定地区の人口減少抑制、これについては、今いろんな移住・定住策もやっています よということなんですが、さらに市全体でのまち・ひと・しごと総合戦略でも人口減少対策 を教育・子育て・住宅・通勤等様々な観点から進めていると思いますけれども、那珂市への 事業者、移住・定住者の増加対策はどのような手を打っているのか伺います。

- 〇副議長(木野広宣君) 企画部長。
- **○企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

区域指定した地区に限らずになりますが、市外から那珂市への転入、移住・定住をご検討されている方に対する情報提供と支援が重要であると認識しておるところでございます。そのような世帯の総合窓口として、市では4月から「いぃ那珂IJU-Labo」を開設し、移住関連のワンストップ窓口対応を実施しております。ここでは、オンライン相談により全国のどこからでも相談できることに加えて、移住を検討する上でそれぞれの課題に合わせて暮らしや仕事などトータル的に対応していっております。

これまでの相談例としましては、埼玉県在住の方が市内に移住し飲食店を開業したいというケースがありました。県の支援制度や融資先、子育てについてなど様々な相談に対応し、 開業に至っている例としてご紹介させていただきます。

また、先ほど申し上げた子育て世帯や新婚世帯が市内に住居を取得した際の費用の一部を 負担する助成制度も行っております。さらに、コロナ禍においてはテレワークによる地方移 住も注目されていることから、首都圏からテレワーク移住をする方に対しても補助を行うな ど様々な支援を実施しているところでございます。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 「いい那珂ⅠJU-Labo」、4月から稼働しておるということで、移住関連のワンストップ窓口対応、しかもコロナ禍でもオンラインでの相談、暮らしや仕事までトータル的な対応もできるということにつきましては、移住者増が期待でき本市に

とっての強みになると思いますので、今後とも継続していっていただきたいと思います。

先ほど区域指定の開発許可件数で家を建てた方の那珂市を選んだ理由の質問について、那 珂市での住宅取得理由アンケート調査は実施していますよと答弁されておりましたけれども、 市では移住者が那珂市を選んだ理由を把握していますか。お聞きします。

- 〇副議長(木野広宣君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

先ほど申し上げたアンケート調査では、那珂市での住宅取得の主な理由としましては、「那珂市に住んでいた、実家がある」など、那珂市にゆかりがあることが挙げられます。次に多いのが「職場への通勤距離」となっており、交通の利便性を理由に那珂市を選ぶ方も多く見られ、区域指定の中でも特に中台・津田地区において開発許可件数が多くなっておりますが、その理由としては水戸市やひたちなか市に近接しているということが大きな要因であると考えております。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 確かに水戸市やひたちなか市に近接しているということは大きな要因を占めていると私も思います。しかし、それだけではなく、全移住・定住者の那珂市での住宅取得選定理由を明確に把握し、それに照らしてライフスタイルの提案や子育て環境や教育の充実等ソフト面、行政としてできることで今後本市への移住者・定住者増加策として強化するものはどういうものがあるか伺います。
- 〇副議長(木野広宣君) 企画部長。
- **〇企画部長(大森信之君)** お答えいたします。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) そのように強化策を進めていただいて、移住・定住者の増加を期待したいと思います。

今回、区域指定については人口や世帯数、開発許可件数、定住・移住者増加策について見てきましたけれども、この4年半で区域指定の目的、市全体における市街化調整区域の12号区域の人口バランス等を考慮するということで、既存集落の維持、イコール人口抑制ですが、この点につきましては先ほどのデータにもありましたように、菅谷地区が約500名の人口増加、それ以外は1,500名の減少があったということ、那珂市全体ですけれども約1,000名の減と緩やかな人口減少は想定内とはいえ、むしろ区域指定地区の人口減の抑制、これについ

ては4年半過ぎても現在考えてみますと、やはり達成の方向とはほど遠いのではないかというふうに考えます。また、むしろ加速化されているため対策を早急に検討する必要があると 思います。

また、開発許可件数からは津田・中台地区の増加が認められており、これは一定の効果があったのではないかというふうに考えます。市街化区域からの11号区域への移動、これも認められ、市街化区域の減少も見られていました。また、コミュニティの変化、自治会の在り方、少子化、高齢化などライフサイクルや生活の多様化も認められています。

設定時の課題であります11号区域の区域指定、コンパクトシティーの形成等についても、5年経過後の評価を考えますときに、区域指定が市街化調整区域の開発許可件数の緩和だけに限定してどうだったかということではなく、様々な角度、都市開発税の負担、下水道を含めたインフラ整備の問題、新型コロナウイルス感染による生活様式の変化等々から検証し、区域指定実施から4年半が経過しましたけれども、区域指定地区を増やすなど見直しをすべきときと考えますが、いかがでしょうか。

- 〇副議長(木野広宣君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

区域指定制度を導入しましてからおおむね5年を一区切りとしまして、都市計画基礎調査や国勢調査のデータを参考に検証しまして、必要に応じて見直しを実施することとしております。なお、今年度が導入から5年目になりますので、まずは次年度に検証を行う予定でございます。

以上です。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- ○10番(寺門 厚君) 区域指定につきましては、5年前の承認時に様々な検討課題があり、 決して十二分な議論を尽くしての決定ではありませんでした。市街化調整区域の12号地域の みの指定でとにかくやってみて、種々の検討課題について検証をして一定の時期にしっかり と議論の上、見直しをすることも条件に入れていた経緯があります。

区域指定は12号区域に誰もが家を建てやすくする条例を制定したもので、11号地区も指定し、多様化している移住・定住者へ対応できる条件を整備すべきであると私は考えます。 もっと言えば、那珂市全域を区域指定を外して誰もが家を建てられるように改正したほうがいと考えています。それには非常にハードルが高いということは理解しております。

子供や孫の時代を含め持続可能な那珂市をどうすればつくっていけるのか、そのためには 今いる人たちが幸せに暮らしていける環境づくりも含めて見直しをしてほしいと思います。

来年から見直しをされるということなんですが、ぜひとも市民と議論を重ねて、もちろん 行政、議会、各種団体、事業者含め、しっかりと検討をして見直しをしていってほしいと思 います。そのためには行政側が一方的に進めるのではなく市民参加で、各地区ごとでの未来 の各地区検討委員会を立ち上げて考察、議論、検討を進めていくべきだと考えますが、いか がでしょうか。

O副議長(木野広宣君) 残り時間1分となります。 企画部長。

〇企画部長(大森信之君) お答えいたします。

令和4年度は必要に応じて区域指定制度の見直しを行う予定でありますが、同時に第2次 那珂市総合計画後期基本計画の策定時期でもあります。この策定においては当然区域指定制 度における見直しの動向を注視するとともに、議員ご指摘の様々な課題等についても、市民 をはじめ様々な立場の方から構成される検討組織において議論を行うとともに、議会への報 告や関係機関との情報共有を図りながら、議員も構成員である総合開発審議会に対する諮問、 答申を経て計画を策定していくこととしております。

以上でございます。

- 〇副議長(木野広宣君) 寺門議員。
- **〇10番(寺門 厚君)** 重ねて申し上げます。市民との十分な議論を尽くして、持続可能な 那珂市のあるべき姿に照らし合わせて答えを出していただきますよう強く要望いたしまして、 私の一般質問を終わります。
- O副議長(木野広宣君) 以上で、通告8番、寺門 厚議員の質問を終わります。 暫時休憩をいたします。再開を13時50分といたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時50分

○議長(福田耕四郎君) 再開をいたします。

◇ 小 泉 周 司 君

〇議長(福田耕四郎君) 通告 9 番、小泉周司議員。

質問事項1. 持続可能なまちづくりにおける区域指定の在り方について。

小泉周司議員、登壇願います。

小泉議員。

[2番 小泉周司君 登壇]

○2番(小泉周司君) 議席番号2番、小泉周司でございます。

昨日、今日、2日間、一般質問行ってまいりまして、私が最後の登壇者ということになります。最後までしっかりと答弁のほうをよろしくお願いいたします。

また、今回からユーチューブでこの一般質問の様子がライブで配信をされております。議会としましても、密を避ける、それから人との接触を少なくするという観点から、議場の傍聴席を3分の1にして対応しておりますけれども、その一方でICTを活用して、家にいてもこの議会をリアルタイムで見られるようにしようということで今回から取り組んでおります。私、コロナ対策の中でいつも言うんですが、できないことばかりでなくて、コロナ禍の中でも何ができるかということの一つとして、やはり家にいて仕事をしながらでもこの一般質問を見る機会をつくっていくと、これも議会において大切な役割の一つかなというふうに思うところでございます。いずれにしましてもしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

では、さっそく持続可能なまちづくりにおける区域指定の在り方ということで、最初に区域指定制度と市における現状についてお聞きしていきたいというふうに思っております。

この区域指定制度、先ほど前で寺門議員も質問されておりましたけれども、私もいくつか ぶる部分はありますが、その部分は省きながら質問を進めていきたいというふうに思います。

区域指定制度ですけれども、実は多分区域指定という言葉は分かるという方と分からないという方いると思うんです。その中で、区域指定を理解するためには、まず都市計画区域の市街化区域と市街化調整区域という制度から理解をしていかないと、なかなかこの区域指定というものを論じることは難しいのかなというふうに思うところでございます。

まず最初にお聞きしたいのは区域区分について。これはどういうことなのかお答えをいた だきたいと思います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- **〇建設部長(今瀬博之君)** お答えいたします。

区域区分と申しますのは、都市計画法に基づき都道府県が定めた都市計画区域内におきまして、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るために市街化区域と市街化調整区域との2つの区分を定めているものでございまして、いわゆる線引きと言われております。

本市におきましては、市内全域が水戸・勝田都市計画区域に定められておりまして、市街 化区域と市街化調整区域に区分されております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- ○2番(小泉周司君) 市街化区域と市街化調整区域が2つの区分があるということで、これがよく耳にする機会があるかもしれませんが線引きというやつですね。那珂市は線引きを行っていて、市街化区域と調整区域があるよと。ちなみに、隣の常陸大宮市なんかは非線引き地域と言いまして、市街化と調整区域には分かれていない、要するに線が引かれていないという状況になります。那珂市のほうは市街化区域と調整区域というものを線引きしていて、都市計画にのっとって都市開発が行われていくということになるわけですけれども、市街化区域と調整区域では一体何が違うのか、このあたりの説明もお願いいたします。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

都市計画法におきましては、市街化区域は優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域と定めておりまして、インフラ整備を優先的に行う区域となっております。また市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域と定められております。

具体的なインフラ整備の考えといたしましては、市街化区域は区域全体を利活用していく 前提で整備を行いまして、居住を促進していくということになります。また市街化調整区域 におきましては、既存の集落の環境の改善や維持を目的として行っていくものとしておりま す。

この線引きの制度を担保するに当たりまして、市街化調整区域におきましては開発許可制度により、技術的な基準の審査だけではなく新たなインフラ整備、投資が必要となるような無秩序な市街化が進行しないよう、建築ができる建物の用途や建築主に対する要件を定めた立地基準を設けまして審査を行うことが定められております。具体的な例としましては、住宅におきまして農家住宅や当該市街化調整区域の出身者の自己用住宅の建築が許可できるものとなっておりますが、共同住宅といったものの建築は制限されております。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- ○2番(小泉周司君) 市街化区域はインフラ整備を優先的に行う区域ということで、その分市街化区域には都市計画税という負担もあります。一定の優先的に整備を行う区域にはなるけれども、その分税負担も重くなるというところがあるのかなというふうに思います。それから、調整区域は市街化を抑制すべき区域ということで、既存の集落環境の改善や維持を目的としているということですね。

それから、大きな違いは、市街化区域はある程度誰でもいろんな用途のものが建てられるけれども、調整区域に関しては市街化の抑制という観点から地元の出身者であるとか、一定の要件を基に建築の制限がかかっているということになるかと思います。那珂市で言えば、市街化区域というのは菅谷地区、それから瓜連、平野台、厳密に言えば工専地区、それから工業地域、寄居と向山と中谷原ありますけれども、そういったところも市街化の一部にはなりますけれども、住居としては菅谷地区、瓜連、平野台が那珂市では市街化区域、それ以外が調整区域ということで、調整区域については一定の基準を設けて抑制がかけられているということなんだろうというふうに思います。

では、それを理解した上で、区域指定制度とはどういうものなのか、その制度の概要と意義について教えていただきたいと思います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

区域指定制度につきましては、平成12年度の都市計画法の改正によりまして、新たに追加

されました開発許可の立地に関する許可基準の一つでございます。

市街化調整区域内のあらかじめ指定しました区域において、既存集落の維持、保全を目的にしまして、建築主の出身要件を問うことなく誰でも住宅や一定の小規模の店舗、事務所などが建てられるという許可の対象とするものでございます。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- ○2番(小泉周司君) 区域指定制度、調整区域にあらかじめ範囲を決めておいて、そこの区域内であれば地元の出身要件を外すということですから、より市街化区域に近い状態で家を建てられるということかと思います。調整区域の場合には地元出身者でなければいけないという要件があるわけですけれども、それを外して市外からも建てやすくしようという趣旨で、より市街化区域に近い状態をつくり出すということかと思いますが、もちろん共同住宅は建てられないとか一部に制限はございますが、自己用住宅の場合にはほぼほぼ市街化区域と同じ条件で家が建てられるということなんだろうというふうに思います。

では、この区域指定、どのような基準で設定をされるものなのか教えていただきたいと思います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- **〇建設部長(今瀬博之君)** お答えいたします。

区域指定には11号区域指定と12号の区域指定がございます。11号の区域指定につきましては、市街化区域からの距離がおおむね1キロメートルの範囲内の市街化区域と一体的な日常生活圏を構成しているエリアになりまして、おおむね50以上の建築物が連担しているという地域のうち、既に相当程度公共施設が整備されており、積極的な公共投資が必ずしも必要とされない区域を指定するものでございます。

一方で、12号の区域指定につきましては、市街化区域から距離がおおむね1キロメートルを超えました範囲で市街化を促進するおそれがないと認められまして、かつ市街化調整区域において建築することが認められるものであり、おおむね50以上の建築物が連担している地域のうち、公共施設が一定水準整備された区域を指定するものでございます。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- ○2番(小泉周司君) 区域指定、11号区域指定と12号区域指定の2種類あるということになります。11号は市街化区域からおおむね1キロ以内で、1キロ以上離れればそれは12号区域指定ということだろうというふうに思います。また、おおむね50以上の建築物、連担というのは建物が50戸つながっていくということなんですが、その要件は11号も12号もほぼ一緒だというところで、最後には公共施設がやっぱり整備されているところなんだよというところがあります。

ここで言う公共施設という答弁ありましたけれども、公共施設というと何か市役所とか図

書館とかそういうイメージありますけれども、この中で言っている今お答えいただいた公共施設というのは、建物とかではなくて道であったりとか水道であったりとか、下水道であったりといった、そういった社会的なインフラを指すことだということが言えるかと思います。そういった道の広さであったりとか水道、下水があるかといったところ、そういった観点を基に11号と12号の区域が指定されるということかというふうに思います。

それでは、平成29年に那珂市に導入したというふうにお聞きしておりますが、市において 区域指定制度を導入した背景と目的はどのようなものでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

本市では、先ほど申し上げました線引き制度によりまして、市街化区域では良好な市街地整備を図り、市街化調整区域では市街化を抑制する目的で開発許可制度を運用してまいりました。市街化調整区域の人口は線引き当時から比べますと横ばい傾向を保ってはおりましたが、近年の人口減少、また少子高齢化等の進行によりまして、地域によっては既存集落の生活のコミュニティを維持することが困難である状況となっております。

このことから、既存集落の生活のコミュニティの維持、保全を図る目的で市街化調整区域における立地基準を緩和しまして、市街化調整区域であっても指定した区域内においては誰でも住宅等が立地できる区域指定制度を導入しまして、平成29年度より運用を開始しているところでございます。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- **〇2番(小泉周司君)** 導入した背景としては、近年の人口減少、少子高齢化の進行で既存集落の生活コミュニティの維持が困難な状況が生まれてきたというところから、その対応として維持、保全のために誰でも住宅等が立地できる区域制度を導入したということなんだろうというふうに思います。

では、那珂市における区域指定の指定状況はどのようになっていますでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

本市におきましては、12号区域としまして14地区を指定しております。指定に当たりましては、先ほど答弁いたしましたが、基準に基づき市街化区域からの距離がおおむね1キロメートルを超えた範囲で、おおむね50以上の建築物が連担している既存の集落を抽出しまして、道路等の公共施設が一定程度の水準で整備され、かつ相当程度の宅地の集積がある区域を指定しております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- ○2番(小泉周司君) 11号と12号があるということをお聞きしておりますが、今のご説明

ですと、那珂市は現状では11号の指定はなかったと。12号区域のみ14地区を指定しているということかと思います。

繰り返しになりますが、市街化区域から1キロメートルを超えた範囲のところで公共施設が一定程度の水準で整備され、かつ相当程度の宅地の集積がある区域を14か所選んで指定したということかと思うんですが、先ほど寺門議員の質問の中で資料が配られておりまして、区域指定の場所の地図があったというふうに思うんですが、あれを見ていただくと、瓜連地区、瓜連と平野台がありますので、1キロでくくると旧瓜連町のところ、ほぼ指定11号の範囲に入っちゃうのかなというふうに見えます。ですから、実際に瓜連地区は静地区の1か所のみ指定を受けているということになります。

それから、個人的に見ますと、後台地区の例えば駅の周りとか、それから横堀小学校みたいなシンボル的なものがある周りというのも、個人的には指定してもいいんじゃないかなと、むしろそういうところに誘導していくということが必要じゃないかなと思うわけですけれども、残念ながら、どちらも11号、要するに1キロ以内に入ってしまうので、那珂市の場合には指定はされなかったということになるんだろうというふうに思います。

では、なぜ12号のみで11号は指定をしなかったのか、そのあたりの理由を教えていただけますでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

区域指定制度の導入に当たりましては、12号区域とともに11号区域も指定すべきだとのご意見もございましたが、11号区域につきましては対象区域が市街化区域に隣接する1キロメートル圏内となっております。また、11号を指定した場合、市街化区域からのにじみ出すような拡散的な開発を招きまして、市街化を促進してしまうおそれがあったため12号区域のみを指定したところでございます。

その背景としまして、開発許可の立地基準におきまして、もともとの集落の出身者以外でも10年以上居住した者を出身者と見なす運用がありまして、市街化区域に10年以上居住した後に隣接する大字の市街化調整区域に許可を受けまして、自己用住宅を建築するケースが多く見られるため、11号区域指定がされなくても相当数の住宅が建築されているという状況でございます。

区域指定につきましては、新たな公共投資が発生しないことが原則となりますので、そのような状況におきまして11号区域指定を行いますと、より一層宅地化への圧力がかかり、既存集落の居住環境に大きな負荷がかかってしまうということが想定されますので、中心市街地の求心力の低下を招き、市のまちづくりも大きな影響を生じるという可能性が懸念されたことが理由として挙げられます。

以上です。

〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。

〇2番(小泉周司君) 市街区域からのにじみ出すような拡散的な開発を招き、市街化を促進 してしまうおそれがあるということで指定しなかったということでございます。

それと、やっぱりこれもう一つ大事な基準があるんですよね。調整区域は地元出身者、市街化区域は誰でも建てられると言いましたけれども、この地元出身者の要件にはそこに10年住んだ者も地元出身者とみなすということが一つあるんです。要するに10年住んでいればそこに家を建てることができるようになる。さらに、隣接大字までオッケーだよという規定がございます。これからいくと、菅谷に住んで隣の11号区域に当然指定されるべき横堀であったりとか後台であったりというところには、10年住んでいれば家が建てられるということから、もう11号指定をしなくてもいいんじゃないかという観点と、そうなってしまうとどんどん外に逃げてしまうのでという観点の2つがあったのかなというふうには思います。

ただ、菅谷はこのとおりかなと思うんです。部長の今おっしゃったとおりかなと思います。借家も多いですし、ある程度市外からアパートに住んでいて、家を建てる、10年要件満たして建てるという方もいると思うんですが、瓜連地区とか平野は決して貸家とかアパートが多いわけではないと思うんです。その場合に、果たして同じようににじみ出しというのが起きているのかなというのが、私ここはちょっと疑問に思います。ただ、市の中で、片や11号やって、片や11号やらないというようなダブルスタンダードなようなことが難しいというのも理解はしていますけれども、設定に当たってはそういったところも細かく見ていただいて、今どういう状況なんだと、この地区はどうなんだというところをひとつ丁寧に検証をしていただきながら、この議論も進めていただきたいというふうに思うところでございます。

そのほかに、中心市街地の求心力の低下を招き、市のまちづくりや経営に大きな影響が生じるという考えには基本的に私も同意しております。この問題、11号の指定につきましては、見直しの方向性という最後の質問項で改めて私の意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

では、続きまして、次の区域指定制度の評価と課題について質問を進めていきたいというふうに思います。

先ほど言いましたとおり、寺門議員の1個前の質問で、12号区域指定制度、運用4年間の開発の許可件数について執行部から答弁があったところです。本市では14地区86件の開発許可、そのうち大きいところとしては額田地区が10件、中台地区が29件、津田地区が16件ということで、中台と津田が29と16ですから足して45件ということで、86件の45件ですから半数以上が中台・津田地区だという現状があるということをお聞きしております。

では、区域指定制度、集落の維持にという目的で始められたということですけれども、市外や地域外からの定住に結びついているというふうに考えていらっしゃるでしょうか。お伺います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- **〇建設部長(今瀬博之君)** お答えいたします。

区域指定を要件としまして開発許可が出されました件数が86件のうち、許可申請時の那珂市外の方の申請は40件でございます。申請時以前の住所と、もともとの出身地までは把握することはできませんが、一概に断定することもできません。那珂市以外から市街化調整区域に居住を希望されまして来た方の受皿としては、一定程度の効果はあったものと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- ○2番(小泉周司君) 86件のうち40件が那珂市以外の方の申請だったということで、断定はできないけれども、一定程度の効果はあったということですから、それはそのとおりなんだろうなというふうに思います。

申請時の住所が市外の住所であったということで、その方の出身までは追えないということですよね。ですから、例えば私が中台の出身で、一時的に水戸市に住んでいて、地元に帰ろうと思って中台に家を建てるときに、水戸市の住所で申請をするのでそれもカウントに入ってしまうと。もしかするとその方は地元の出身者かもしれないというところは調べようがないのでということかと思います。それでも86件のうち40件全てがそうとは言い切れないと思いますので、一定数の効果はやはりあるんだろうなというふうに私も思うところです。

ということで、区域指定制度、地元の方とかお話をしているとよく出てくるのが、自分の子供とか孫が家を建てられるようにしたいとか、あるいは家が建てられなかったなんていう話も聞くんですが、この区域指定制度、お子さんやお孫さんが帰ってきて家を建てることには一定の効果があるということなんでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- **〇建設部長(今瀬博之君)** お答えいたします。

区域指定制度の導入前から、出身者におきましては実家の隣や出身の大字及び隣接大字に 住宅を建設することが可能でございましたので、区域指定制度の導入後も変わりはございま せん。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- ○2番(小泉周司君) 今、答弁のとおりかと思います。これ区域指定制度の問題じゃないんですよね。もともと建てられる要件、そこにお孫さんなりお子さんというのは出身要件持っていますので、そこに自己用住宅を建てる要件というのは持っているということなので、そこが決して区域指定制度で緩和されるわけではないということなんだろうと思います。

これ多分、勘違いされているのは多分農振の農用地の話なんじゃないかなというふうに思います。私も相談受けて、建てられなかったということ実際ありますけれども、やはり農用地は農地を守るという観点から、そこに家が建てられるかどうかということを判断されますので、その部分では、残念ながら自分の土地があるのにお子さんに建てさせることができな

かったと、もしくは希望するところに建てさせることができなかったということはあるのかなというふうには思いますが、これは区域指定制定の問題とはまた別だということも、しっかりと市民に伝えていかなければいけないことの一つなんじゃないかなというふうには思います。

それから、もう一つ、よく聞きますのは、空き家の解消につながるという話です。これ実際に空き家の解消にはつながって集落の維持に結びつくということはあるんでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

空き家等の問題につきましては、人口減少社会を迎えまして、市街化調整区域だけではなく市街化区域におきましても増加するおそれがあり、人口減少の流れが変わらない中で、建物の総量が増えていく限りは簡単に解消される問題ではないと考えております。

区域指定内の住宅につきましては、誰でも居住することができることから、既存の空き家を売却しやすいという場合もございますが、区域指定以外の市街化調整区域においても、居住者が亡くなられるなど、やむを得ない事情により空き家となった住宅を取得して定住することができるという許可基準もありますので、区域指定制度が全ての空き家問題の解消に結びつくというものではないと考えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- ○2番(小泉周司君) これもあるあるなのかなというふうに思います。空き家の解消に決して、区域指定制度自体は空き家の解消には結びつくものではないということで、これは同じ都計法の中で、例えば相続を受けて、もうそこに住まないというような家については、新しく買った方に出身要件を問わずに許可を出すというようなことは既にあるわけです。ただ、ややこしいのは、やっぱり都市計画法の許可が属人性なんですよね。人に対して出ている、その人がそこに建てることに対して許可を出しているから、その家がほかの人の手に渡ったときには、その方で許可を取り直さなきゃいけない。このややこしさという問題、ややこしさというか市民からすると面倒くさいなという思いはあるんだろうというふうには思います。ただ、取り直さなきゃいけないにしても出身要件とかを見ずに、一定の空き家になりそうなものに関しては、都市計画法上で既に手当てがされているということでございますので、これについてもやはり区域指定制度はここは影響しないんだというところも、しっかりと市民の方に理解をしていただくことが必要なんじゃないだろうかというふうに思うところでございます。

では、12号区域指定、4年半がたちまして、公共施設が一定水準以上というところに設定がされたということになるんだろうというふうに思います。先ほどから言っているとおり、公共施設というのは道路だったり水道だったり下水だったりというところで、これらの一定水準というのがまた明確な線引きないですよね。どこが、じゃ、水準の線なんだというのが

非常に難しいところだと思いますが、その辺、もしかすると執行部側が思っているレベルと 市民が思っているレベルというのに乖離があるかもしれません。そういった意味においては、 先ほど出ました半数が中台、津田だということになってきますと、そういったところも含め て自治会などから、例えばインフラの整備、生活道路の改良などの要望というのが上がって くるんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたり現状はいかがでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

区域指定の制度導入にかかわらず、市街化調整区域におきまして集落の維持、保全の範疇を超えます過度な住宅の立地が進んだ場合は、既存のインフラに大きな負荷がかかりますので、生活道路の整備などの要望が増える可能性がございます。 以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- ○2番(小泉周司君) 区域指定制度の導入にかかわらずということで、現状では特段区域指定制度にしたから要望が多くなったとか、そういうことがないということだろうというふうには思いますが、もう一度、ここまで見てきまして、この区域指定制度、那珂市29年から4年半やって、総括としてどのような課題や今後の見直しが必要であるというふうに現状で考えていらっしゃるか、お聞かせ願いたいと思います。
- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- 〇建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

12号区域指定につきましては、これまで4年間で開発許可した件数が86件ございまして、そのうち5割が中台地区と津田地区に集中しております。両地区では区域指定導入後の開発許可の件数が大きく増えておりまして、住宅化の圧力が高い傾向にございますが、現在のところは大きな問題は生じておりませんので、現時点におきまして見直しということはないと思われますが、今後この傾向が加速するような場合につきましては、既存の生活道路等のインフラの過度な負荷がかかってくるおそれがあると考えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- ○2番(小泉周司君) 中台地区と津田地区の区域に集中しているという現状があって、区域 指定制度の導入後、開発許可の件数が増えていると、宅地化圧力が高い傾向にあるが、今の ところは問題がないと。ただ、今後既存の生活道路等のインフラへの過度な負担がかかって くるおそれもあるんじゃないかという認識をされているということでございます。

この点について次の見直しの方向性で私なりの考えを述べさせていただきたいというふうには思いますが、現時点で見直しの必要性がないということが、果たしてこの都市計画というものを考えたときに、その視点でいいのかなというところは疑問を持つところでございますので、そのあたりを含めまして次の区域指定制度の見直しの方向性に移らせていただきた

いというふうに思います。

まず、見直しされるということで、これも寺門議員の質問の中で見直しのスケジュールが示されておりました。区域指定制度が導入からおおむね5年を一区切りとして、都市計画基礎調査や国勢調査のデータなどを参考に検証し必要に応じて見直しを実施すると。今年度が導入から5年目ということになりますので、来年度、次年度に検証を行う予定だと。それから、都市計画法の改正などにより変更が必要となった場合には随時見直しを行っていくということかと思います。

この区域指定制の見直しの方向性というところで、私は3つの視点から話を進めていきた いというふうに思っております。

まず1つは、浸水想定区域に指定された区域に設定されている区域指定制度について。それから、2点目はやはり集中している中台・津田地区の問題について。そして最後は、11号の区域指定の是非について。この3点を今後の見直しの方向性として私なりに提言をさせていただいて進めたいというふうに思います。

まず、1点目の浸水想定区域に指定された区域指定の見直しについてでございます。

やはり浸水想定区域は水害のおそれがあるというところでございますから、その地域が区域指定に指定されているということは防災の観点から好ましくないのではないかと私は考えます。ですから、これについては早急な見直しが必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- **〇建設部長(今瀬博之君)** お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国は近年の激甚化、頻発化する災害を踏まえまして、増大する災害 リスクに対応するために都市計画法における開発許可制度に係る法改正を行いまして、令和 4年4月1日に施行されることになっております。本市におきましても、国の法改正を受け まして水防法の浸水想定区域のうち、浸水想定深さが一般的な家屋の2階の床面に相当する 水深3メートル以上となる区域、そこの区域を除外するための市条例改正を今年度予定して おります。

なお、区域指定から除外された場合におきましても、出身者の自己用住宅につきましては、 区域指定導入前と同様の許可の対象となっております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- ○2番(小泉周司君) 今ご回答いただきました。やはりその部分の法改正に合わせて、水深 3メートル以上となっている区域。水深3メートルといいますと、2階の床面に相当する高 さについては、区域指定の区域から今年度内に市条例の改正を予定しているということです から、やはりこれは先ほども言いましたとおり防災の観点からも、やっぱり統一性というか 整合性を取る必要があるんだろうなというふうに思いますので、今年度内の改正をぜひとも

お願いをしたいというふうに思います。

では、続きまして、2点目の中台・津田地区の問題でございます。

先ほどの答弁では、現時点では見直しまでは考えていないということでしたけれども、全体としてもインフラ整備の要望というのは強くはないということですが、私はやはり今の中台・津田地区の現状を見ますと、宅地化が今後も進んでいくだろうというふうに思いますし、現状でもかなりの部分進んでいる部分があるというふうに思っております。やはりそこに人が住んでくれば、そこに対するインフラ整備というのは必須なんだろうというふうに僕は思うんです。そう考えると、今、中台・津田地区の宅地化が進む地域のインフラ状況に対して、今後要望等があったときにどのように対処をしていくのかなというのが非常に気になるんですが、その点はいかがでしょうか。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- **〇建設部長(今瀬博之君)** お答えいたします。

区域指定制度の導入によって新たなインフラ投資が生じないことが原則となりますので、 区域指定制度導入していない地域と同じ扱いになります。区域指定は集落の維持、保全の観 点から指定しているものでございまして、既存のインフラでは耐えられないような宅地化の 圧力があり、集落の生活環境に大きな影響を与える場合には指定についての解除等を含めた 検討が必要であると考えております。

以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- **〇2番(小泉周司君)** 区域指定制度はその導入によって新たなインフラ投資が生じないこと が原則ということですから、答弁としては特別にインフラを整備しないということで合って いるんだろうなというふうには思います。

集落の維持、保全の観点から指定をするもので、今後宅地化圧力が大きな影響を与える場合には指定の解除いつでも検討するということですが、答えとしては確かにおっしゃるとおりなんだと思います。そもそもそういうところを設定するべきであるし、そういうところなんだから、特別言われたとしてもほかと同じように判断しますよということで正しいのかもしれませんが、ただ、私はそうじゃないんじゃないかなと思うんです。当然そこに多くの人が住めば、それなりのインフラ整備というのが必要になってくるんだろうと思います。例えば今までは道幅が4メートルでよかったものが、そこに団地ができて多くの交通量が出てくれば道幅も広げなきゃいけない。もしくは側溝、下水の流末として流せるような側溝が必要になってくると、いろいろな観点あると思うんです。

実は、皆さんの記憶にもあると思うんですが、千葉県の八街市で小学生の児童の列にトラックが突っ込むというような事故があったということを皆さん記憶にあると思います。実は その八街市って非線引き地域なんです。千葉県の八街市ですが非線引き地域なんです。

あの辺り一帯は落花生の畑が非常に広がっておりまして、そこにさっき言った、那珂市は

線引きですけれども、非線引きなのでどこにでも建てられるわけですよね。それぞれにミニ 開発が進んでいったという状況で、八街市のインフラ整備が追いつかないという現状が実際 にあるようなんです。実は、八街市では2016年にも小学生の事故が起きているんです。市を挙げて一生懸命通学路の点検とか整備を行っていく中で、どうしても追いつかないというようなことが出てきていると。これはやはり、無秩序な開発をしていったという結果だと思うんです。だとしても、行政には、だからこれはやらないよではなくて、やはり現状に合わせて一定の整備をしていくということが、これは目の前の現実問題として突きつけられ、要求され、応えて行くということが必要になってくるんだろうというふうに私は思うんです。

そうなった場合に、今の答弁ですと、今、現状は大きな問題がないからということですけれども、特にこの都市計画法で区域を指定するときの考え方は、未来の那珂市をどうつくっていくか。人口減少を迎え、税収が減っていく。その中でどこに投資をしていくか。そのような観点からもまちづくりを考えなきゃいけない。それがコンパクトシティー等の概念になってくるわけです。そう考えると、今がいいからではなくて、何年か先にそういう懸念がある場合には、やはりそれはこういった区域指定の制度を除外するといいますが、指定を外すというようなことも私は必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんです。

そのあたりは、これは私個人の意見ですから、いろんな意見の方いると思います。もちろんそういったいろんな意見の方のお話を聞いていただいて、来年しっかりと見直しを進めていくということであると思いますので、その部分の結論はこうしてくれということではなくて、やはりその視点は忘れないでもっていただきたいというのがひとつ私からのお願いであります。現状がいいではなくて、私は中台・津田地区の現状を見ると、ますますあそこに集中していくんだろうなと、水戸、ひたちなかから近い、土地の値段も安いというときに、そこにある程度宅地化圧力がどんどん高まっていくといったときに、本当に那珂市のインフラ整備をそこに投資しないということで済むのかどうか、私はその点は甚だ疑問に持つところでございますので、ぜひともそういった先を見越した視点も持っていただいて、来年の見直しは進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

続きまして、11号区域の指定の導入について私なりの考えを述べさせていただきたいと思います。

11号指定に関しては、私は正直に申しまして指定することは反対でございます。その一つの大きな理由は、やはり11号を導入してしまうと、市街化の空洞を招くんじゃないだろうかというふうに考えております。これは水戸市の職員で政策研究大学院大学に行かれた方が、実は水戸市の現状を分析して論文にまとめております。水戸市の中心市街地の地価が下がり、スポンジ減少が起きているという原因の一つとして、水戸市の区域指定制度の在り方に問題があるんじゃないかということを投げかけております。これについては私もそのとおりだというふうに思っております。やっぱり市街化区域が空洞化していくということが一つ問題なんだろうというふうに思うんです。やはり、家を建てる方は少しでも安く、そして都市計画

税も取られない、税負担も少ないところに住もうと思うのはやむを得ないことだと思うんで す。そこに果たして行政が誘導してしまっていいのかというところなんです。

空洞化が、じゃ、何をもたらすかということになると、まず、市街化区域の人口が減少します。空き家が増えます。人口密度が下がるということになりますと、その結果、市街化区域への求心力の低下、それと地価の下落、地価の下落は固定資産税の税収を低下させることになりますよね。固定資産税の税収が低下するということは、那珂市の税収、自主財源として非常にこの固定資産税というのは大きなウエートを占めているんです。那珂市にとっては非常に重要な自主財源なんです。その固定資産税の税収が低下することが見込まれるということは、主要な財源ですから全体行政サービスが低下するということにつながっていくんだろうと私は思います。果たしてこれをやってしまっていいのか。私はすごくその観点から11号の指定については慎重になるべきだということをお願いしたいというふうに思います。

また、もう1点、11号指定を導入した場合に税負担の問題があります。市街化区域はそこに住むというよりは家を持つことによって都市計画税の負担をしております。11号指定してしまうと、調整区域になりますから、その税負担がなくて同じ恩恵を受けられるということになりますから、その辺の税負担の点からも私は11号地域というのは安易に指定するべきじゃないというふうに考えております。

これについて部長の見解をお聞かせ願いたいというふうに思います。

- 〇議長(福田耕四郎君) 建設部長。
- ○建設部長(今瀬博之君) お答えいたします。

11号の区域指定につきましては、区域指定制度の導入におきまして市街化区域への誘導効果に対する影響や、市街地への拡散につながるということが懸念され見送った経緯がございます。このことを踏まえまして、都市計画基礎調査や国勢調査のデータ、また市全体での建築確認の状況や市街化調整区域での立地状況などから、11号対象区域をこういった宅地圧力、将来を見据えたまちづくりの観点から検討しまして判断してまいりたいと考えております。以上です。

- 〇議長(福田耕四郎君) 小泉議員。
- ○2番(小泉周司君) もちろん人口減少の中で集落をどう維持していくかということも大切です。でも、それを区域指定のみで解決しようと思うとこれは誤りだと思うんです。短期的な視点で、そこに人口が増えればいいやというならば区域指定も一つの方法ですけれども、ただ、そうじゃなくて、いろんな要素で集落維持の問題というのは考えていかなきゃいけないんだと思います。先ほどここで挙げただけでも、例えば農振地区の問題とか、それから公共交通なんかもそうですよね。公共交通の政策なんかもそうですし、いろんな要素で、この区域指定制度のみではなくて、いろんな政策を重ね合わせながら集落の維持というものについては考えていかなきゃいけないんじゃないだろうかなというふうに私は思います。

その一方で、区域指定というのは、先ほどから何回も言っていますが、長期的な視点に立

つことが何よりも大事です。未来のあるべき那珂市の姿を描いていくという観点からすると、 どういう那珂市を描いていくのか、そしてそれがどういうふうに市民に見えるのか。やっぱ り見える形で説明することも大切ですし、その前にはきちっとしたやっぱり市の理念とか考 え方というのがあるべきなんだろうなというふうに思います。

ぜひとも来年のそういった見直しに関しましては、そういった視点、問題を切り分けながら短期的な視点に立つのか、長期・中期的な視点に立つのか、そういった視点を切り分けながらしっかりとした議論、私が今いくつかお願いしました、浸水想定区域については今年度中にということでしたので、中台・津田地区の問題、それから11号区域の問題につきましては、ぜひとも今回の議論を頭の片隅に置いていただいて、来年の見直しに向けて作業を進めていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わりといたします。

○議長(福田耕四郎君) 以上で、通告9番、小泉周司議員の質問を終了いたします。 ここで5分間、再開を14時50分再開といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時50分

○議長(福田耕四郎君) 再開をいたします。

◎議案の撤回

○議長(福田耕四郎君) 日程第2、議案の撤回についてを議題といたします。

市長から議案第49号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、別紙のとおり撤回の申出がありました。

市長から撤回理由の説明を求めます。

先﨑市長。

〔市長 先﨑 光君 登壇〕

○市長(先崎 光君) お手元の事件撤回請求書をご覧願います。

事件撤回請求書、令和3年8月31日に提出した下記事件は、次の理由により撤回したいので、那珂市議会会議規則第19条の規定により請求いたします。

1、件名でございます。

議案第49号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例。

2、理由でございます。

条例制定の根拠となる、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の改正誤りが判明したため、事件撤回の請求をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(福田耕四郎君) お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第49号の 撤回については、これを承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(福田耕四郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号の撤回を承認することに決定をいたします。

◎議案等の質疑

○議長(福田耕四郎君) 日程第3、議案等の質疑を行います。

報告第7号から第11号及び議案第48号から第58号までの以上15件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので質疑を終結をいたします。

◎議案の委員会付託

○議長(福田耕四郎君) 日程第4、議案の委員会付託を行います。

なお、報告第7号から第11号までの以上5件は報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第48号、及び議案第50号から議案第58号までの以上10件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(福田耕四郎君) 異議なしと認め、つきましては、所管の常任委員会において審査の 上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願の委員会付託

○議長(福田耕四郎君) 日程第5、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書 表のとおりでございます。

会議規則第141条第1項の規定により所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付 しておきましたのでご確認を願います。

◎散会の宣告

○議長(福田耕四郎君) 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。 本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 2時52分

令和3年第3回定例会

那珂市議会会議録

第4号(9月17日)

令和3年第3回那珂市議会定例会

議 事 日 程(第4号)

令和3年9月17日(金曜日)

日程第 1 議案第48号 那珂市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

> 議案第50号 静峰ふるさと公園の設備及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

> 議案第51号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正す る条例

議案第52号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第5号)

議案第53号 令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算 (第1号)

議案第54号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算 (第1号)

議案第55号 市有財産の取得について

議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号 令和2年度那珂市水道事業会計決算の認定について

議案第58号 令和2年度那珂市下水道事業会計決算の認定について

請願第 2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算 に係る意見書採択を求める請願

日程第 2 発議第 2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め る意見書

日程第 3 議案第59号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第6号)

日程第 4 議案第60号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 5 議案第61号 人権擁護委員の推薦について

日程第 6 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番 原田陽子君 2番 小泉周司君

3番 小池正夫君 4番 福田耕四郎君

5番 石 川 義 光 君 6番 守 君 關 7番 男 大和田 和 君 8番 Ш 豪 君 冨 9番 花 島 進 君 10番 寺 門 厚 君 11番 木 野 広 宣 君 12番 Ш 洋 一 君 古 俊 13番 萩 谷 行 君 14番 村 晃 夫 君 勝 15番 博 光 君 16番 笹 猛 君 武 藤 島 17番 君 嶋 寿 男 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

長 先 﨑 光 君 市 長 克 文 君 谷 教 育 長 縄 久 雄 君 監查委員 宝 信 保 君 大 城 企 画 部 長 大 森 信 之 君 総務部長 Ш 田 俊 昭 君 保健福祉部長 野 敦 史 市民生活部長 飛 良 則 君 平 君 田 産業部長 浅 野 和 好 君 建設部長 今 瀬 博 之 君 上下水道部長 根 本 雅 美 君 教育部長 橋 聡 子 君 小 消 防 長 鈴 木 将 浩 君 会計管理者 茅 根 政 雄 君 農業委員会事務局長 総務課長 海老澤 美 彦 君 会 沢 義 範 君

議会事務局職員

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(福田耕四郎君) おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

〇議長(福田耕四郎君) 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりでございます。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

本会議場の皆様にご連絡をいたします。携帯電話をお持ちの方、ご配慮を願います。

また、感染予防対策のため、マスクの着用、手指の消毒にご協力を願います。傍聴者につきましては、2席ずつ間隔を空けてお座りをいただきますようお願いをいたします。

以上、ご理解のほどお願いをいたします。

◎議案第48号及び議案第50号~第58号及び請願第2号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長(福田耕四郎君) 日程第1、議案第48号及び議案第50号から第58号までの以上10件 並びに請願1件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。 まず初めに、総務生活常任委員会勝村晃夫委員長、登壇を願います。 勝村委員長。

[総務生活常任委員会委員長 勝村晃夫君 登壇]

○総務生活常任委員会委員長(勝村晃夫君) 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。 本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。 まず、付託事件でございます。

議案第52号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第5号)外2件です。

次に、結果でございます。

議案第52号及び第55号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第56号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第52号は、当委員会所管の部分は特に問題なく妥当なものです。

議案第55号は、四中学区コミュニティセンター建設用地について、那珂市土地開発公社から用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第56号は、当委員会所管の部分は特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(福田耕四郎君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

〇議長(福田耕四郎君) 再開いたします。

続きまして、産業建設常任委員会大和田和男委員長、登壇願います。 大和田委員長。

[產業建設常任委員会委員長 大和田和男君 登壇]

○産業建設常任委員会委員長(大和田和男君) 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。 本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第50号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例外4件でございます。

次に、結果でございます。

議案第50号及び第52号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとしました。

議案第56号、第57号及び第58号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第50号は、静峰ふるさと公園において、バーベキュー施設を設置するに当たり、有料公園施設として新たに追加するとともに、公園の位置について、公表している所在地と異なっていることから、位置の表示の変更を行うため、本条例の一部を改正するものです。

委員より、施設の管理委託費が増額となるが、支出が先行しているので集客等のシミュレーションをするなど、収入部分についても考えてほしいとの意見がありました。

議案第52号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第56号の当委員会所管の部分、第57号及び第58号は、特に問題なく妥当なものです。 以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(福田耕四郎君) 休憩をいたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○議長(福田耕四郎君) 再開をいたします。

続きまして、教育厚生常任委員会冨山 豪委員長、登壇を願います。 冨山委員長。

〔教育厚生常任委員会委員長 冨山 豪君 登壇〕

〇教育厚生常任委員会委員長(富山 豪君) 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件について、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第48号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例外6件でございます。

次に、結果でございます。

議案第48号、第51号、第52号、第53号及び第54号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

議案第56号は、全会一致で原案のとおり認定すべきものとなりました。

請願第2号は、全会一致で原案のとおり採択すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第48号は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等に関する基準が緩和されたことを踏まえ、条例の一部を改正するものです。

議案第51号は、那珂市体育協会の名称が、那珂市スポーツ協会へ変更になったため、関係 条例の一部を改正するものです。

議案第52号及び第56号の当委員会所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。 議案第53号及び第54号については、特に問題なく妥当なものです。

請願第2号は、学校現場において解決すべき課題が山積する中で、子供たちの豊かな学びを実現するため、計画的な教職員定数改善により少人数学級の推進と教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるものです。

全会一致で採択すべきものと決定し、意見書を提出することといたしました。

なお、意見書案は別添のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(福田耕四郎君) 休憩をいたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時12分

○議長(福田耕四郎君) 再開をいたします。

以上で各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は1人3回までといたします。

質疑ございますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長(福田耕四郎君) なければ、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第48号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第50号 静峰ふるさと公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第51号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例、議案第52号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第5号)、議案第53号令和3年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)、議案第54号 令和3年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1号)、議案第55号 市有財産の取得について、以上7件を一括して採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(福田耕四郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び議案第50号から第55号の以上7件は、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

続いて、議案第56号 令和2年度那珂市各種会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 令和2年度那珂市水道事業会計決算の認定について、議案第58号 令和2年度那珂市下水道事業会計決算の認定について、以上3件を一括して採決をいたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(福田耕四郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第58号までの以上3件は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

続きまして、請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予 算に係る意見書採択を求める請願を採決いたします。

お諮りをいたします。請願第2号の委員長報告は、採択すべきものであります。本件は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(福田耕四郎君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、採択とすることに決定をいたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福田耕四郎君) 日程第2、発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地 方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

〇議会運営委員会委員長(萩谷俊行君) 発議第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処 し地方税財源の充実を求める意見書。

上記の意見書を、別紙のとおり那珂市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。 令和3年9月17日。

那珂市議会議会運営委員会委員長萩谷俊行。

意見書の提出理由でございます。

こちらは、全国市議会議長会から意見書の提出要請を受けたものです。

趣旨でございますが、近年の地方財政は巨額の財政不足が続いており、加えて昨年から新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和4年度においても厳しい財政運営を余儀なくされるものと予想されることから、令和4年度の一般財源総額の確保や土地に係る固定資産税の特別措置の期限の延長をしないこと、さらには償却資産等に係る固定資産税や自動車税等の環境性能割の特別措置のさらなる延長をしないことを、強く国に求める内容となっております。

では、意見書を読み上げます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は 来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和 2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地 方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日

茨城県那珂市議会

なお、提出先は以下のとおりです。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長(福田耕四郎君) これより質疑に入ります。

質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長(福田耕四郎君) ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○議長(福田耕四郎君) 討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり意見書を提出することにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(福田耕四郎君) 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり意見書を提出することに決定をいたします。 ここで休憩をいたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長(福田耕四郎君) 再開をいたします。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(福田耕四郎君) 続きまして、日程第3、議案第59号 令和3年度那珂市一般会計補 正予算(第6号)を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

先崎市長。

〔市長 先﨑 光君 登壇〕

○市長(先崎 光君) 議案第59号につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧願います。

議案第59号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第6号)について。

提案理由でございます。予算総額に歳入歳出それぞれ7,193万6,000円を追加し、217億5,382万7,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、商工費については、商工業者緊急応援事業において、緊急事態宣言により県の営業時間短縮要請に協力した事業者等への支援に係る交付金を計上するものでございます。

教育費については、小学校、中学校それぞれの管理事務費においてオンライン授業に伴う 著作物の使用に係る補償金を、小学校感染症臨時対策事業においてオンライン授業期間中に 登校する児童の見守り支援に係る報酬等を、小学校・中学校・幼稚園それぞれの感染症臨時 対策事業において感染予防に係る消耗品費等をそれぞれ計上し、成人式開催事業において感 染予防に係る消耗品費等を、総合公園管理事業においてサブアリーナの空調機の故障に伴う 修繕料を、図書館管理事業において図書館の非常用照明に係る修繕料をそれぞれ増額するも のでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において国庫支出金、県支出金、繰越金を 増額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(福田耕四郎君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第59号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(福田耕四郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、委員会への付託を省略することに決定をいたします。 続いて討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第59号 令和3年度那珂市一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。 お諮りをいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長(福田耕四郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福田耕四郎君) 日程第4、議案第60号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

先﨑市長。

〔市長 先﨑 光君 登壇〕

○市長(先崎 光君) 議案第60号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第60号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について。

令和3年6月30日、菅谷保育所に通所する食物アレルギーのある園児に対して、誤ってアレルギー反応を起こす食材の入った給食を提供したことでアレルギー反応を起こし、園児が

入院した件及び令和3年8月18日、相手方車両が走行中に道路の舗装の穴で損傷した事故について、それぞれ和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(福田耕四郎君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第60号につきましては、会議規 則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ござ いませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(福田耕四郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号については、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。 続いて討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第60号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(福田耕四郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決をいたしました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(福田耕四郎君) 日程第5、議案第61号 人権擁護委員の推薦についてを議題といた します。

市長から提案理由の説明を求めます。

先﨑市長。

〔市長 先﨑 光君 登壇〕

〇市長(先崎 光君) 議案第61号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の5ページをお開き願います。

議案第61号 人権擁護委員の推薦について。

令和3年12月31日までに任期満了を迎える藤田美和子氏、住谷静子氏、木内朱美氏及び石川富子氏を引き続き人権擁護委員の候補者として、また、新たに成田久男氏を人権擁護委員の候補者として、それぞれ法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規

定により、議会の意見を求めるものでございます。

5名の方の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(福田耕四郎君) これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第61号につきましては、会議規 則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ござ いませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(福田耕四郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号につきましては、委員会への付託を省略することに決定をいたします。 続いて討論を行います。

討論の通告がございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第61号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長(福田耕四郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、原案のとおり同意いたしました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長(福田耕四郎君) 日程第6、各委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といた します。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

〇議長(福田耕四郎君) 異議なしと認め、よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継 続調査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長(福田耕四郎君) 以上で、本会議に付議された案件は全て終了をいたしました。 ここで市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。 先崎市長。

〔市長 先﨑 光君 登壇〕

ろしくお願いをいたします。

〇市長(先崎 光君) 令和3年第3回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

さて、本定例会におきましては、那珂市手数料条例の一部を改正する条例をはじめとする 20件の議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご決議をいただき、 誠にありがとうございました。

また、常任委員会におかれましては、令和3年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする 議案等につきまして、熱心にご審議をいただき、貴重なご意見を多数頂戴することができま した。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮をしながら、引き続き効果的・効率的な行政運営を図ってまいります。コロナウイルスの感染がいまだに続いております。今朝の報道等でも接種率、県内の数字が公表されました。地域の状況もあります。職員はそういったものに負けずに精いっぱいそれぞれの部署で努力をいたしております。今後も皆様のご支援を賜りながら、できる限りの力をコロナウイルス感染防止対策に努めてまいりますので、変わらないご指導を、今後もよ

結びに、議員各位におかれましては、市政運営になお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、住民福祉の向上と那珂市発展のため、今後ともご健勝にてご活躍されますようご祈念を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。

〇議長(福田耕四郎君) これにて令和3年第3回那珂市議会定例会を閉会いたします。18日間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那 珂 市 議 会 議 長 福 田 耕 四 郎

那珂市議会副議長 木 野 広 宣

那 珂 市 議 会 議 員 小 泉 周 司

那 珂 市 議 会 議 員 小 池 正 夫